

# **小都市景観計画 届出の手引き**

**平成29年9月**

**小都市**



## 目次

<b>序章</b>	<b>はじめに</b>	<b>1</b>
1.	景観形成とは	1
2.	景観形成の効果	1
<b>第1章</b>	<b>手引きの活用について</b>	<b>2</b>
1.	手引き作成の背景と目的	2
2.	手引きの構成	2
3.	手引きの活用方法	3
<b>第2章</b>	<b>届出の制度</b>	<b>4</b>
1.	景観計画区域と景観誘導の基本的な考え方	4
2.	届出が必要な行為	6
(1)	届出が必要な行為と規模	6
(2)	適用の対象となる基準（詳細）	17
3.	届出の対象外となる行為	22
4.	届出の手順	23
5.	届出に必要な図書と様式	24
(1)	図書一覧	24
(2)	様式別記入例	26
<b>第3章</b>	<b>小都市の目指す景観形成</b>	<b>30</b>
1.	景観形成の目標と基本方針	30
(1)	景観形成の目標	30
(2)	景観形成の基本方針	30
2.	景域別の景観形成方針	31
3.	景観形成重点地区別の景観形成方針	33
<b>第4章</b>	<b>景観形成のポイント</b>	<b>36</b>
1.	適用基準の算定に関する解説	36
2.	景観形成基準の一覧	37
(1)	各景域の景観形成基準	37
(2)	各景観形成重点地区の景観形成基準	43
(3)	各沿道景観保全ゾーンの景観形成基準	55
3.	景観形成のポイント	56
(1)	建築物	57
(2)	工作物	78
(3)	開発行為・土地の形質の変更等	90
(4)	外観照明・屋外照明	93
(5)	沿道景観保全ゾーン	94

# 序章 はじめに

## 1. 景観形成とは

景観は、個々の敷地に建つ家や店舗等の建物、庭の花や樹木、店の横に出される屋外広告物等の「モノ」と、道路や公園等の公共施設、その背景に見える山々や付近を流れる川等の自然の全てが、「ひとつのまとまり」として見えることで、その地域固有のものとして形作られます。

つまり、景観形成とは、この景観を構成するひとつひとつの要素において、それぞれに質が高いこと（あるいは維持されること）、全体としてバランスが取れていること（調和していること）であり、その成果は「景観の美しさ」や「個性ある魅力」として生み出されるものです。

（※小都市景観計画より）

## 2. 景観形成の効果

良好な景観形成を進めていくことは、その景観を通して自分たちの住むまちの環境を見つめなおし、まちづくりに取り組むということです。景観形成によって、住民の地域に対する愛着や満足度の向上、地域の魅力や個性の創出、観光交流人口の増加、資産価値の向上等様々な側面への波及効果を生む可能性が高まります。

### ■住民の地域に対する満足感（誇りや愛着）を高める

良好な景観が身近に形成されることにより、住民は地域の良さを再認識し、地域への誇りや愛着が生まれるきっかけとなります。更には、地域コミュニティのつながりが強化され、地域力の向上に結びついていくことも期待されます。

### ■快適な生活環境を生み出す

人々は生活環境において水や緑による潤い、風情や趣き、賑わいや落ち着き等、「便利さ」だけでなく、「快適さ」や「心地よさ」のような個々で感じる豊かさも求めています。良好な景観形成はその「快適さ」を生み出す取組のひとつであり、暮らしの豊かさの実現につながります。

### ■観光・交流人口の増加により地域の活力を生み出す

地域資源を生かした魅力や個性のある景観形成を進めていくことにより、地域内外の人々が交流する機会づくりにつながり、観光交流人口の増加や地域の活力創出による活性化が期待されます。また、地域の魅力ある景観が外部に発信されることによって、地域のブランドイメージを高めることにつながります。

### ■資産価値を向上させる

美しい街並みや自然が整えられた地域は、他の地域に比べて地価の下落が少ないという傾向が見られます。良好な景観形成に取り組むことは、単に来訪者の増加につながるだけでなく、地域の資産価値を向上させる可能性を高めることとなります。

（※小都市景観計画より）

# 第1章 手引きの活用について

## 1. 手引き作成の背景と目的

小郡市では、平成26年4月1日に本市が景観行政団体になったことを契機に、「小郡市景観計画」（以下「景観計画」という。）を策定しました。今後は、景観計画を本市の景観づくりのマスタープランとし、目標である『あたりまえの美』を再発見 人と自然と歴史が織りなす、癒しのまち小郡の実現に向け、景観づくりを進めてまいります。

この手引きは、本市がその形成を目指している景観について理解していただくとともに、建築物や工作物、開発行為等において配慮すべきポイントについて、イラストや写真等により分かりやすく解説し、よりよい景観づくりに役立てていただくものです。また、審査側の行政職員との共通認識を持ち、計画や審査を円滑に進められるようにすることを目的として作成しています。

## 2. 手引きの構成

本手引きは次の5つの章で構成されています。

### 序章 はじめに

1. 景観形成とは
2. 景観形成の効果

### 第1章 手引きの活用について

1. 手引き作成の背景と目的
2. 手引きの構成
3. 手引きの活用方法

### 第2章 届出の制度

1. 景観計画区域と景観誘導の基本的な考え方
2. 届出が必要な行為
3. 届出の対象外となる行為
4. 届出の手順
5. 届出に必要な図書と様式

### 第3章 小郡市の目指す景観形成

1. 景観形成の目標と基本方針
2. 景域別の景観形成方針
3. 景観形成重点地区別の景観形成方針

### 第4章 景観形成のポイント

1. 適用基準の算定に関する解説
2. 景観形成基準の一覧
3. 景観形成のポイント

### 3. 手引きの活用方法

市内に建築物の建築や工作物の設置、開発行為による造成等を行う際は、該当する行為について、事前に届出（国の機関又は地方公共団体の場合は通知）が必要になります。また、景観計画において定める景観形成基準に合わせ、景観に対して配慮する必要があります。

建築や造成等を行う際は、次に示す1から6のステップで、必要な手続きや景観配慮の具体的なポイントについてご確認いただき、実際の計画や設計に反映させてください。



## 第2章 届出の制度

### 1. 景観計画区域と景観誘導の基本的な考え方

景観計画区域は市全域とし、地域ごとの景観の特性を踏まえ、3つの景域に区分します。景観に与える影響が大きいと考えられる一定規模以上の建築行為や開発行為等に対し、景域ごとの景観形成基準を定め、緩やかな景観誘導を実施します。

一方、地区レベルにおいてすでに特徴ある景観を有している地区や、本市の景観形成において今後重要な役割を有する地区等については、「景観形成重点地区」として指定し、一般基準とは別個の、地区の特性に応じたきめ細かなルールを設け、積極的な景観形成を推進します。

また、これまで「筑後川流域景観計画」において指定されていた「沿道景観保全ゾーン」については、幹線道路の沿道景観について、福岡県をはじめ関係市町等と連携した景観形成を進めていくため、「小郡市景観計画」においても引き続き指定するものとします。

#### ■景域区分（右図）

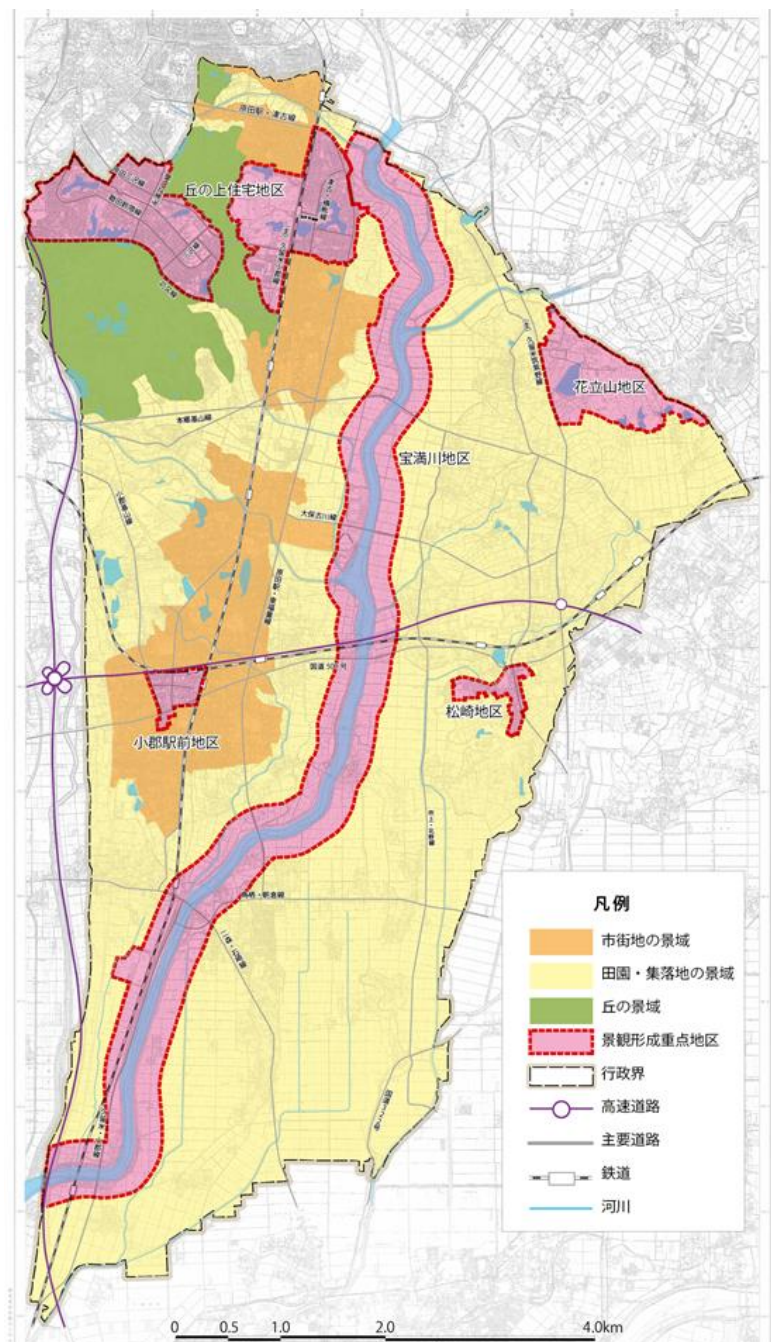
- I 市街地の景域
- II 田園・集落地の景域
- III 丘の景域

#### ■景観形成重点地区（右図）

- ①小郡駅前地区（P8）
- ②丘の上住宅地区（P9～10）
- ③松崎地区（P11）
- ④宝満川地区（P13～15）
- ⑤花立山地区（P16）

#### ■沿道景観保全ゾーン（P5）

区域の詳細は、小郡市都市計画課に設置している図面で確認できます。



## ■沿道景観保全ゾーン

【区域】以下に示す道路端から沿道 30mの範囲

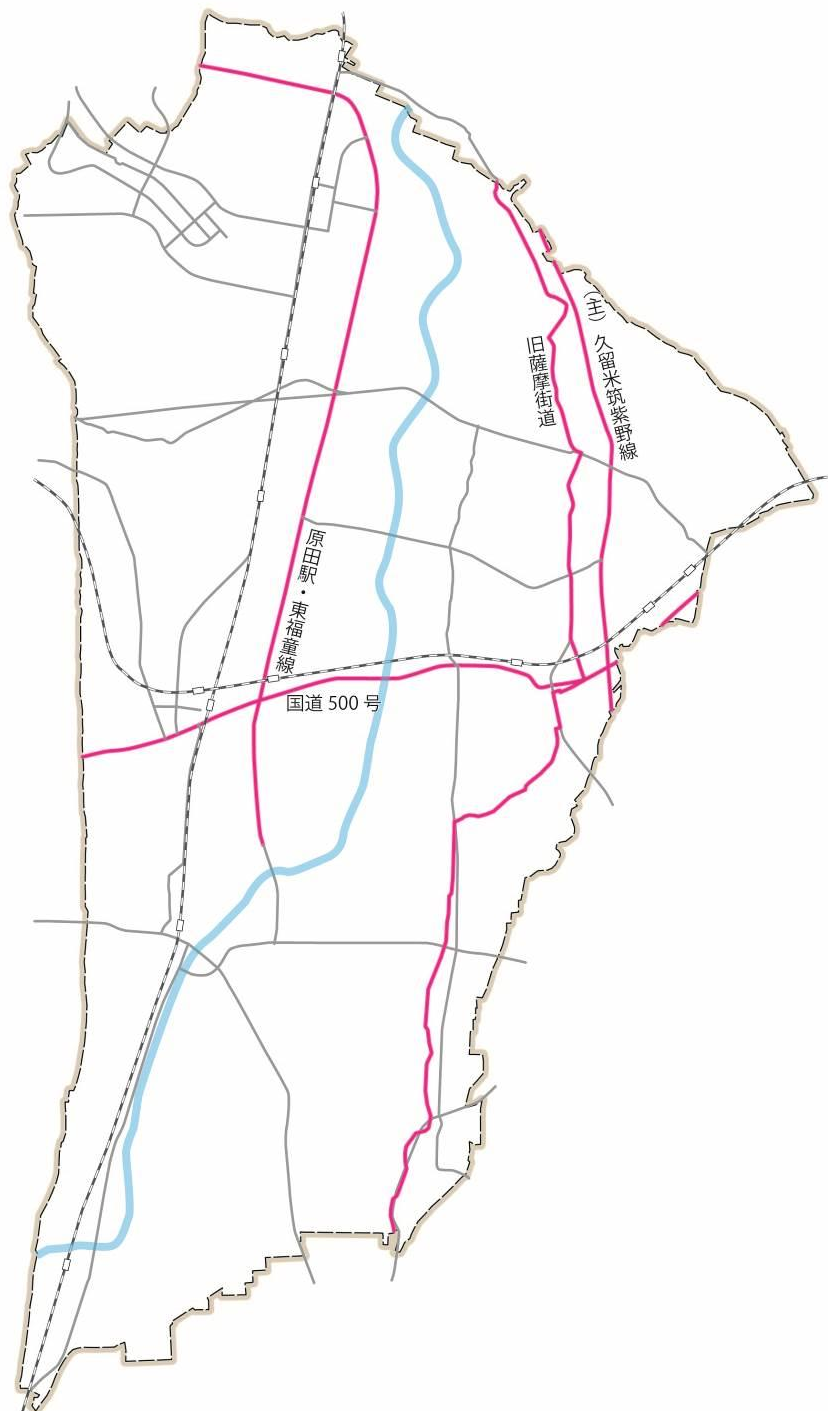
※ただし、景観形成重点地区に指定されている区域は除く

□国道 500 号線

□主要地方道久留米筑紫野線

□都市計画道路原田駅東福童線

□旧薩摩街道（一部現存しない区間有り）





## 2. 届出が必要な行為

### (1) 届出が必要な行為と規模

良好な景観の形成に向け、本市において届出の対象として景観形成基準に基づく審査の対象となる行為は、以下のとおりとします。

なお、景観形成重点地区では、地区の特性を考慮し、個別に適切な届出対象規模を設定します。

#### 【届出対象行為（市全域）】

届出が必要な行為		市街地の景域	田園・集落地の景域	丘の景域
建築物	新築、増築、改築又は移転	建築物の行為に係る部分の延床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上又は高さが 10m 以上のもの		
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の建築物で、外観変更に係る見付面積※の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの		
工作物	新築、増築、改築又は移転	塔状工作物※	行為に係る工作物の高さが 10m 以上のもの ※ただし電柱を除く（無彩色のものに限る）	
		製造施設、貯蔵施設、処理施設、遊戯施設、太陽光発電設備等	行為に係る工作物の高さが 10m 以上又は築造面積が 500 m <sup>2</sup> 以上のもの	
	垣、柵、塀、擁壁	行為に係る工作物の高さが 5m 以上のもの		
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の工作物で、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの		
(3) 都市計画法に基づく開発行為		行為に係る土地の面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		行為に係る土地の面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明		届出対象建築物又は届出対象工作物の外観について照射する照明		

※見付面積：建築物（工作物）の張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積（建築基準法施行令第 46 条第 4 項）。

※塔状工作物：煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ及び物見塔

#### 【用語の解説】

建築物	建築基準法第 2 条第 1 号に規定する「建築物」。
延床面積	建築基準法施行令第 2 条第 3 号に規定する「床面積」の合計。同第 4 号の「延べ面積」と同義。
高さ	地盤面（地盤面が 2 以上ある場合又は傾斜している場合は平均地盤面）から建築物又は工作物の上端までの最高高さ。
新築	建築物の存しない敷地（更地）に建築物を造ること。
新設	工作物の存しない敷地（更地）に工作物を造ること。
増築	既存の建築物（工作物）の延床面積又は高さを増加させること。
改築	建築物（工作物）の全部又は一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続いて、これと用途、規模、構造の著しく異なるものを造ること。著しく異なる場合は新築又は増築扱いとなる。
移転	同一敷地内で建築物（工作物）を移動すること。他の敷地へ移す場合は新築又は増築扱いとなる。
修繕	既存の建築物（工作物）の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事。
模様替	既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なるような工事。（例：木造の柱を鉄骨造の柱とし、土塗りの壁をコンクリートブロック造の壁とする工事等）
開発行為等	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為。

## 【届出対象行為（景観形成重点地区）】

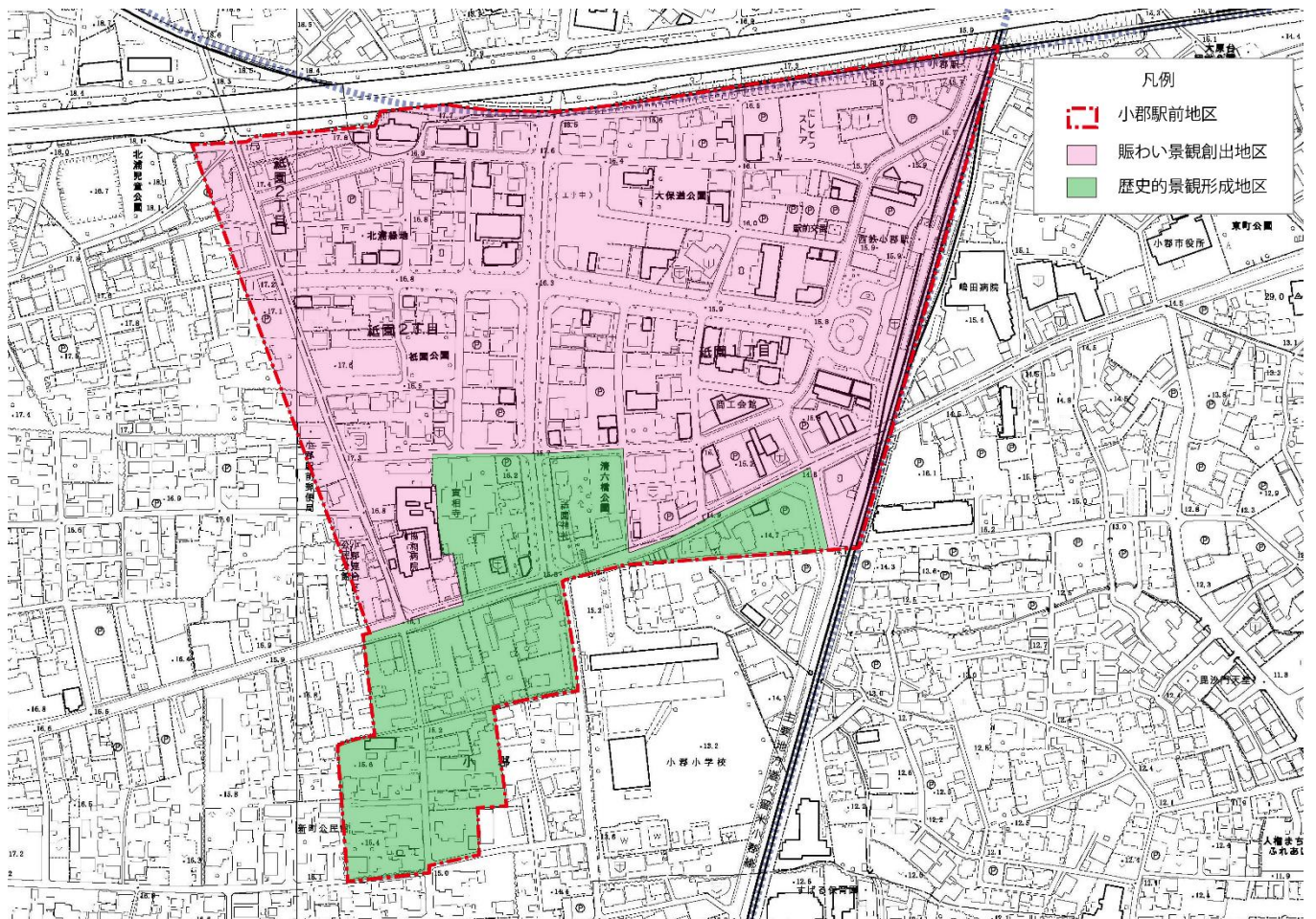
## 1) 小郡駅前地区

地区内の景観特性に応じて、「歴史的景観形成地区」、「賑わい景観創出地区」に区分し、それぞれ届出対象の規模を定めます。

「歴史的景観形成地区」は、「旧小郡村役場」や「平田家住宅」、「三根家住宅」をはじめとする歴史的建造物や神社・寺院等が立地しており、これらの歴史的資源を生かしたきめ細やかな景観誘導を図っていく必要があることから、届出対象は規模に関わらず全てのものとしします。

「賑わい景観創出地区」は、市街地の景域の届出対象規模に準拠します。

届出が必要な行為		歴史的景観形成地区	賑わい景観創出地区
建築物	新築、増築、改築又は移転	規模に関わらず全てのもの	建築物の行為に係る部分の延床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上又は高さが 10m 以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	規模に関わらず全てのもの	上記の建築物で、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの
工作物	新築、増築、改築又は移転	塔状工作物	行為に係る工作物の高さが 10m 以上のもの
		製造施設、貯蔵施設、処理施設、遊戯施設、太陽光発電設備等	行為に係る工作物の高さが 10m 以上又は築造面積が 500 m <sup>2</sup> 以上のもの
		垣、柵、塀、擁壁	行為に係る工作物の高さが 5m 以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	規模に関わらず全てのもの	上記の工作物で、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの
(3) 都市計画法に基づく開発行為		規模に関わらず全てのもの	行為に係る土地の面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		規模に関わらず全てのもの	行為に係る土地の面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明		届出対象建築物又は届出対象工作物の外観について照射する照明	

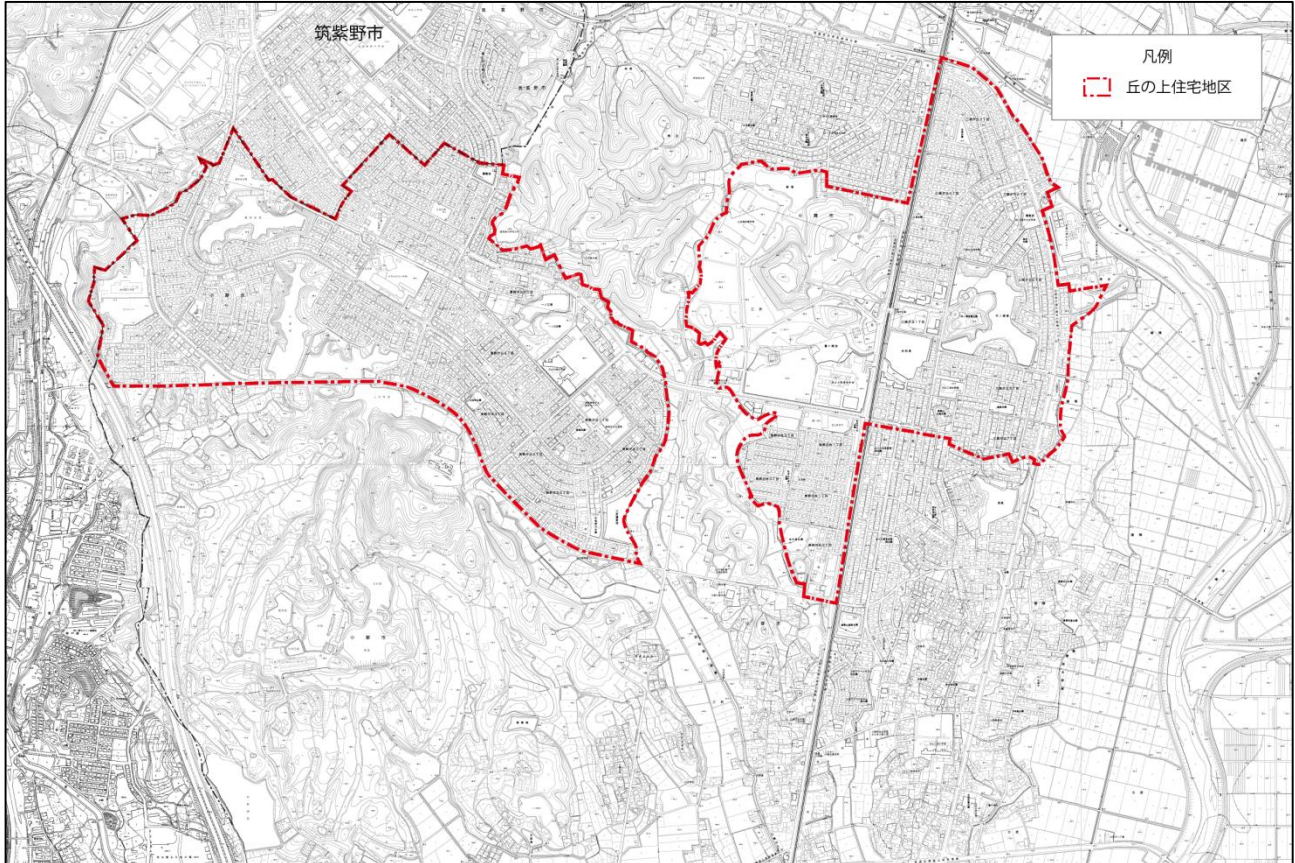


■小郡駅前地区 区分図

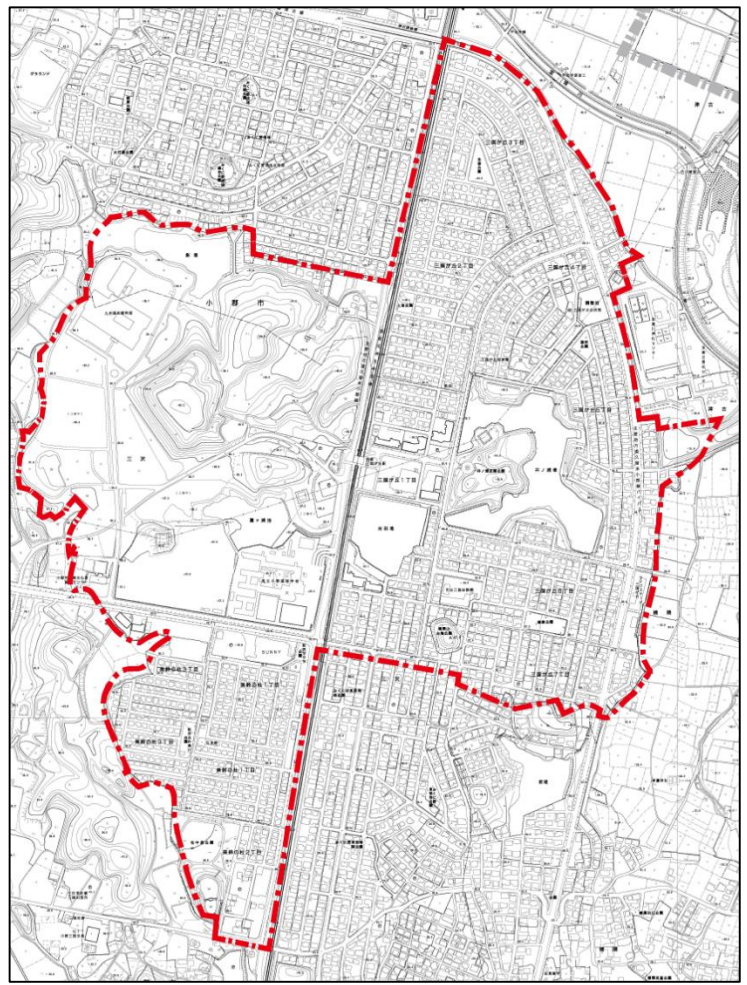
2) 丘の上住宅地区

本地区は、良好で緑豊かな住宅地の景観の保全・形成を積極的に図っていくことが必要であることから、届出対象は規模に関わらず全てのものとします。

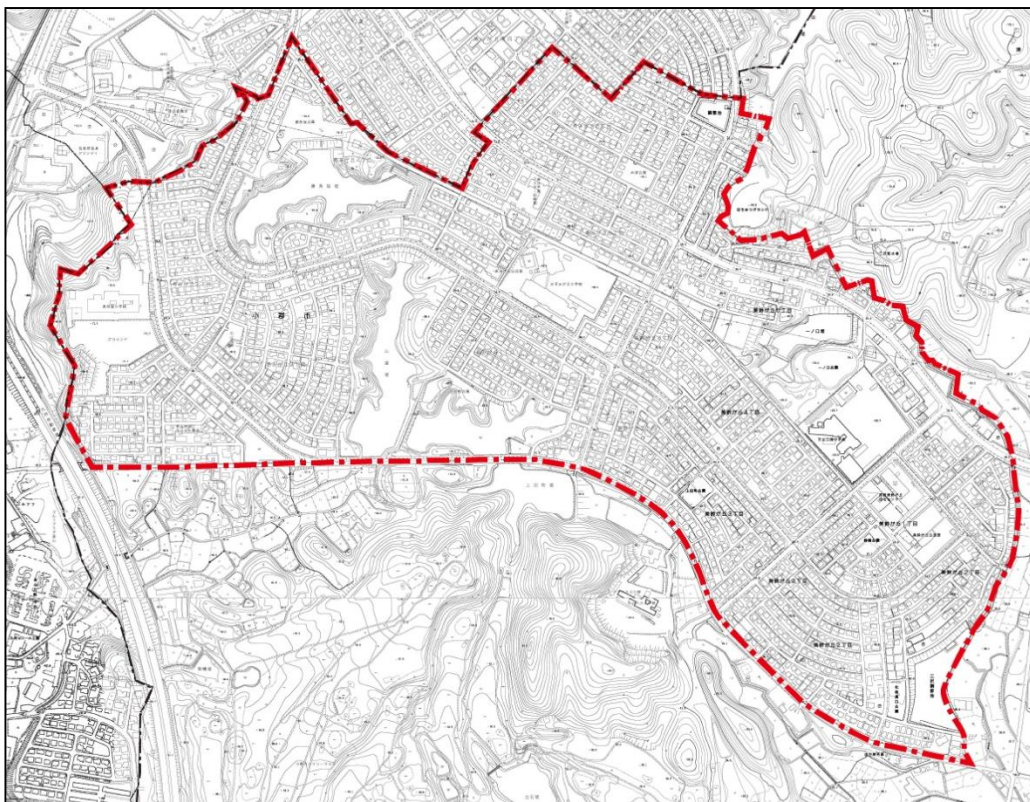
届出が必要な行為		対象規模
建築物	新築、増築、改築又は移転	規模に関わらず全てのもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	規模に関わらず全てのもの
工作物	新築、増築、改築又は移転	塔状工作物 規模に関わらず全てのもの
		製造施設、貯蔵施設、処理施設、遊戯施設、太陽光発電設備等 規模に関わらず全てのもの
		垣、柵、塀、擁壁 規模に関わらず全てのもの
		外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 規模に関わらず全てのもの
(3) 都市計画法に基づく開発行為		規模に関わらず全てのもの
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		規模に関わらず全てのもの
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明		届出対象建築物又は届出対象工作物の外観について照射する照明



■丘の上住宅地区 位置図



【拡大図①】

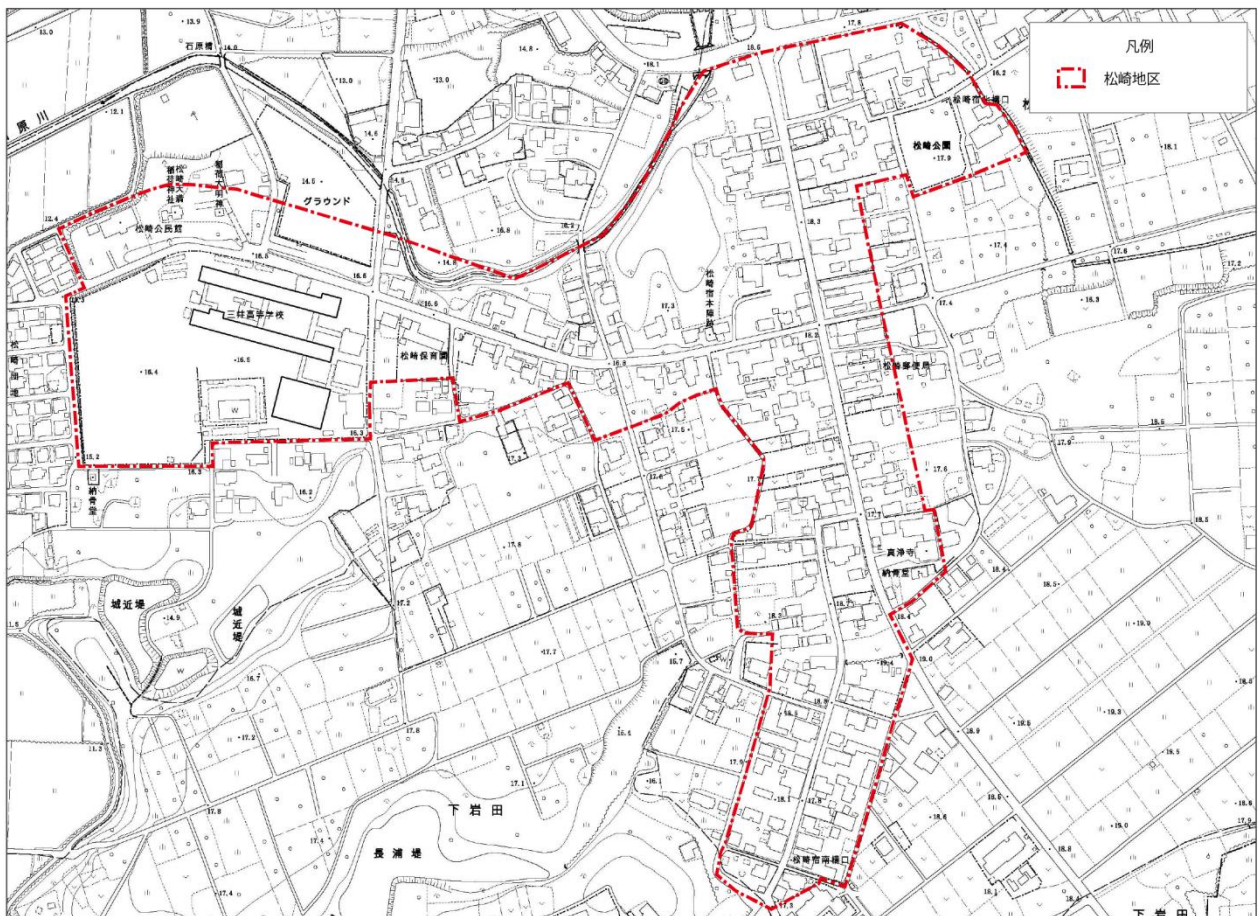


【拡大図②】

3) 松崎地区

本地区は、市街化調整区域に位置し、当該地区を含む区域を対象とした地区計画を策定しているところです。地区計画との整合を図りつつ、歴史的資源を生かしたきめ細やかな景観誘導を図っていくことが必要であることから、届出対象は規模に関わらず全てのものとします。

届出が必要な行為		対象規模	
建築物	新築、増築、改築又は移転	規模に関わらず全てのもの	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	規模に関わらず全てのもの	
工作物	新築、増築、改築又は移転	塔状工作物	規模に関わらず全てのもの
		製造施設、貯蔵施設、処理施設、遊戯施設、太陽光発電設備等	規模に関わらず全てのもの
	垣、柵、塀、擁壁	規模に関わらず全てのもの	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	規模に関わらず全てのもの	
(3) 都市計画法に基づく開発行為		規模に関わらず全てのもの	
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		規模に関わらず全てのもの	
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明		届出対象建築物又は届出対象工作物の外観について照射する照明	

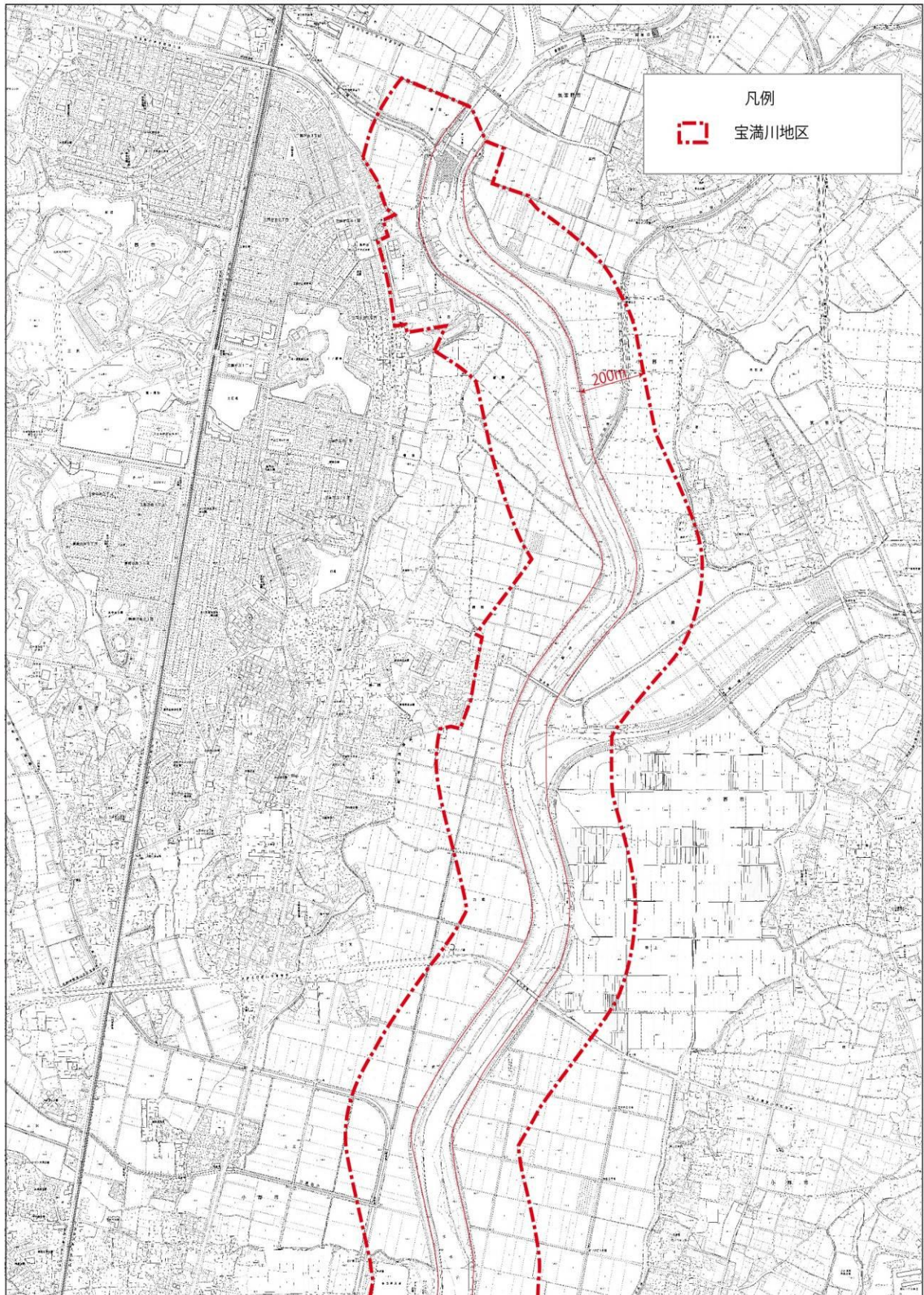


■松崎地区 位置図

## 4) 宝満川地区

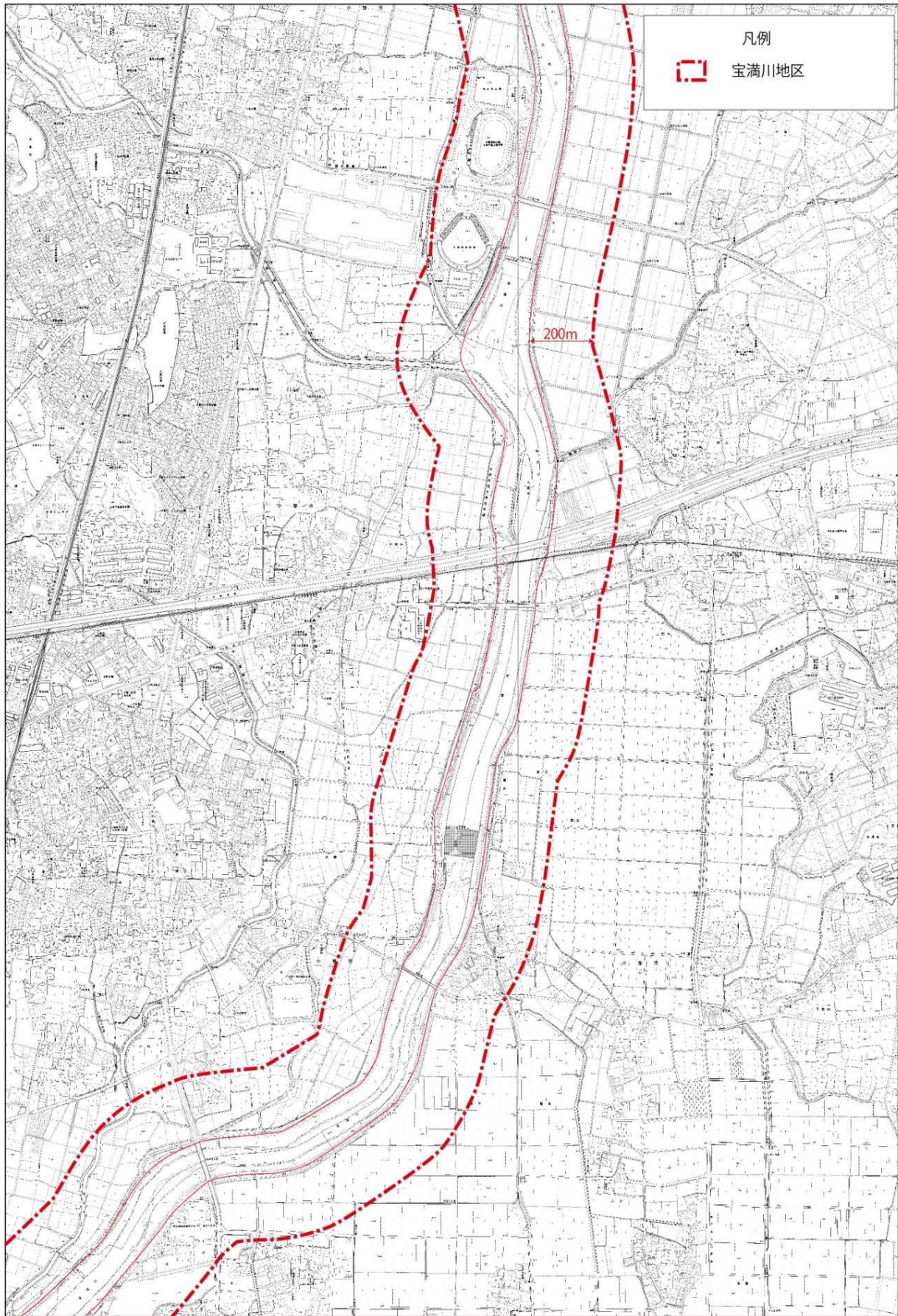
田園・集落地の景域の届出対象規模に準拠します。

届出が必要な行為		対象規模	
建築物	新築、増築、改築又は移転	建築物の行為に係る部分の延床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上又は高さが 10m 以上のもの	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の建築物で、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの	
工作物	新築、増築、改築又は移転	塔状工作物	行為に係る工作物の高さが 10m 以上のもの
		製造施設、貯蔵施設、処理施設、遊戯施設、太陽光発電設備等	行為に係る工作物の高さが 10m 以上又は築造面積が 500 m <sup>2</sup> 以上のもの
		垣、柵、塀、擁壁	行為に係る工作物の高さが 5m 以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の工作物で、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの	
(3) 都市計画法に基づく開発行為		行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明		届出対象建築物又は届出対象工作物の外観について照射する照明	

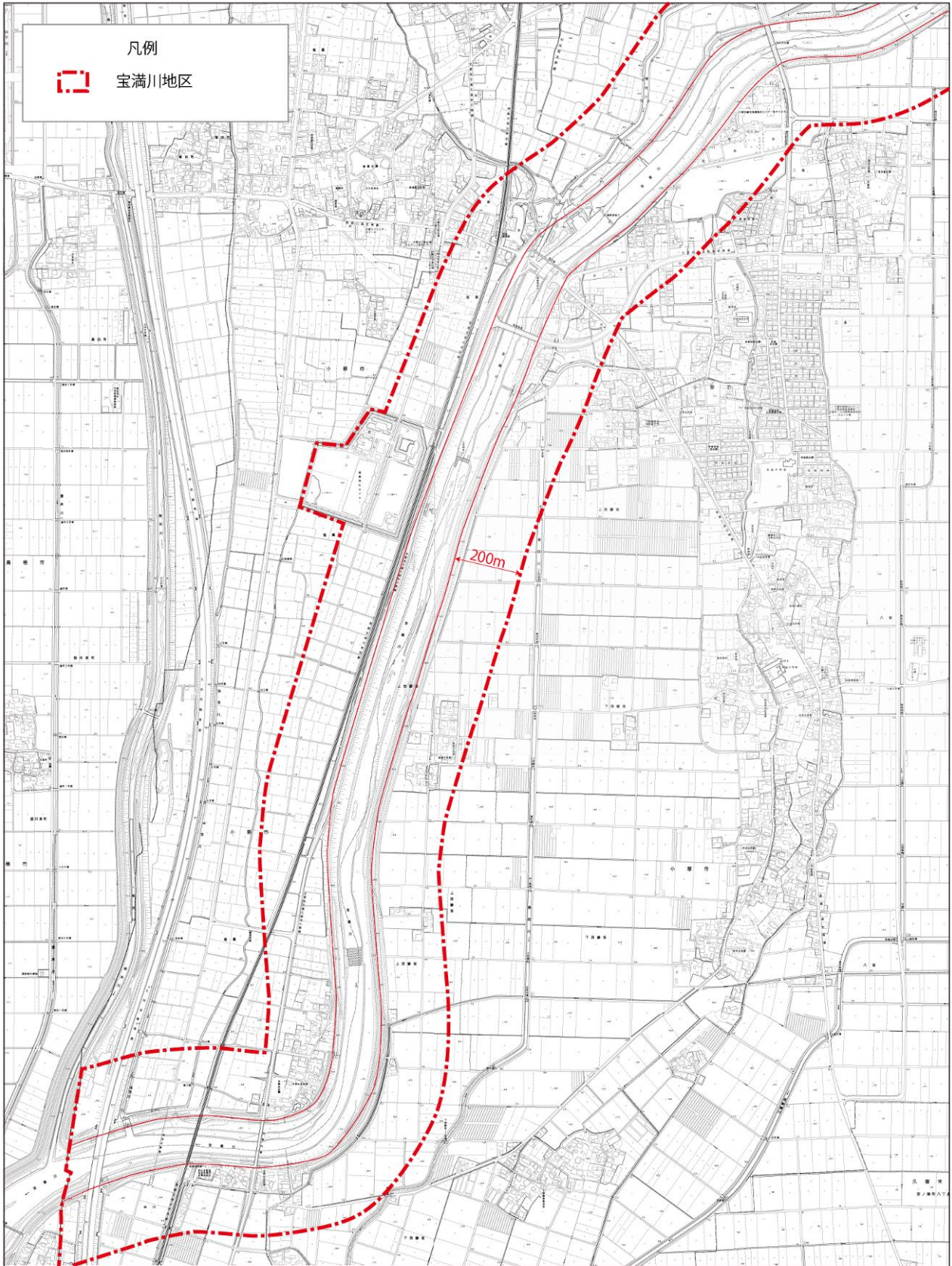


■宝満川地区 位置図①





■宝満川地区 位置図②

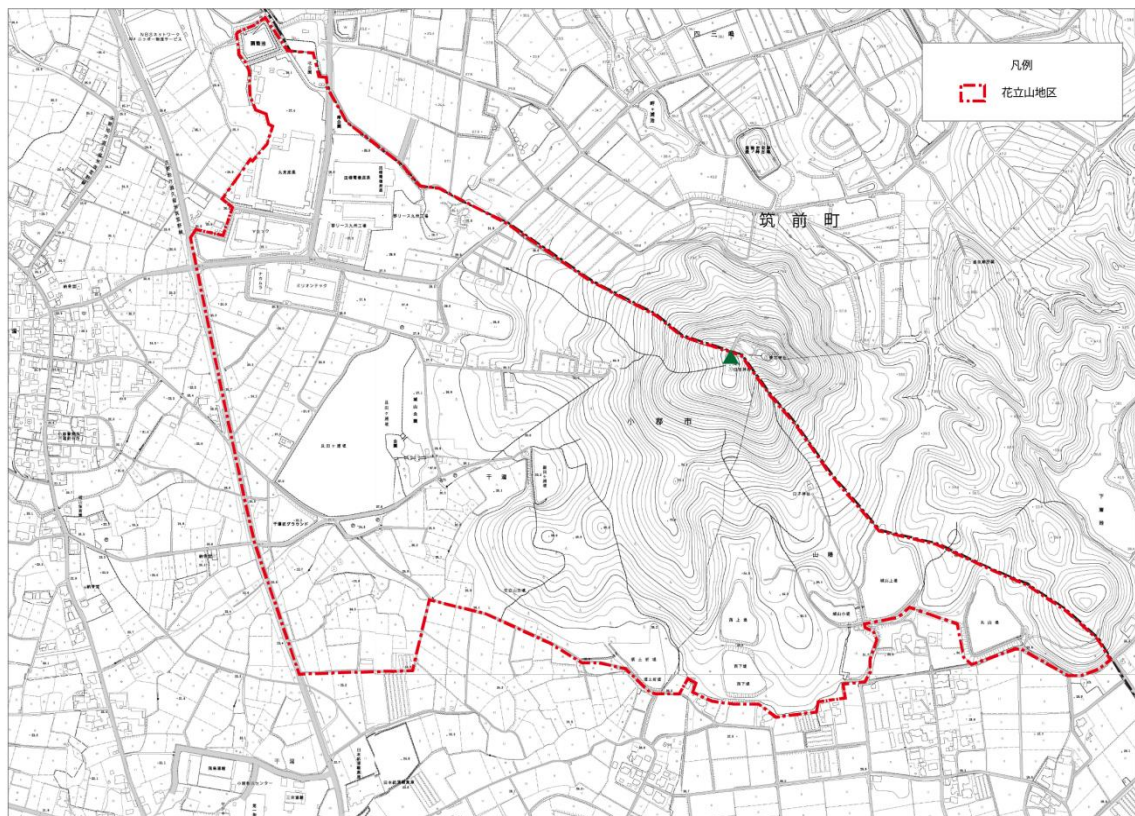


■宝満川地区 位置図③

5) 花立山地区

本地区は、市街化調整区域に位置しますが、樹林からなる緑の景観の保全を目的とした制限は現段階で行われていません。そのため、緑豊かな樹林地の適切な保全を図るためにも、届出対象は規模に関わらず全てのものとします。

届出が必要な行為		対象規模
建築物	新築、増築、改築又は移転	規模に関わらず全てのもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	規模に関わらず全てのもの
工作物	新築、増築、改築又は移転	塔状工作物 規模に関わらず全てのもの
		製造施設、貯蔵施設、処理施設、遊戯施設、太陽光発電設備等 規模に関わらず全てのもの
		垣、柵、塀、擁壁 規模に関わらず全てのもの
		外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 規模に関わらず全てのもの
(3) 都市計画法に基づく開発行為		規模に関わらず全てのもの
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		規模に関わらず全てのもの
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明		届出対象建築物又は届出対象工作物の外観について照射する照明

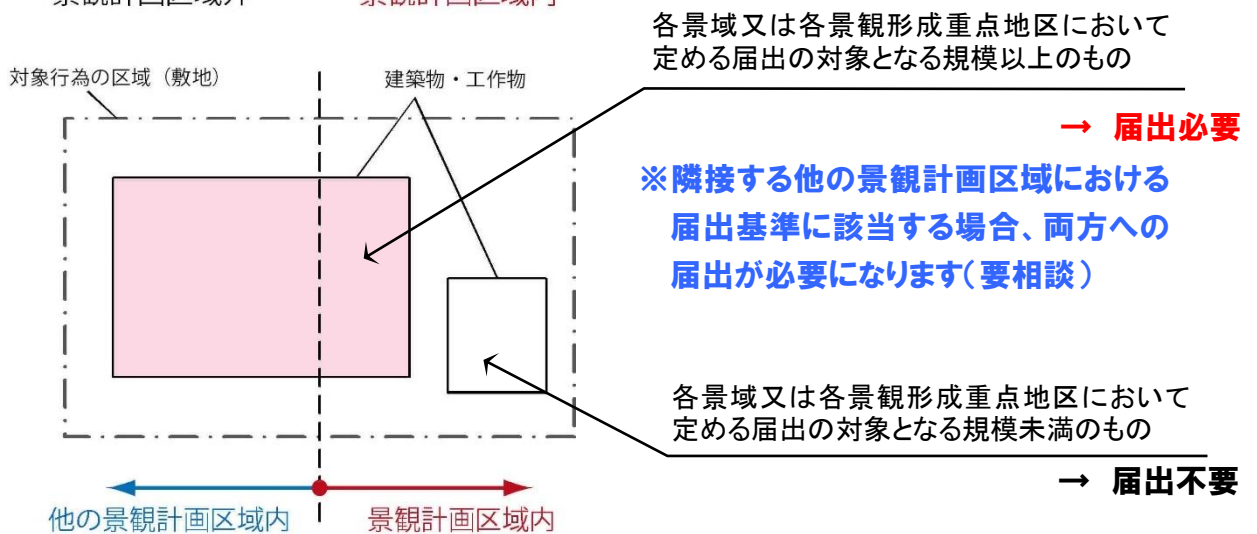
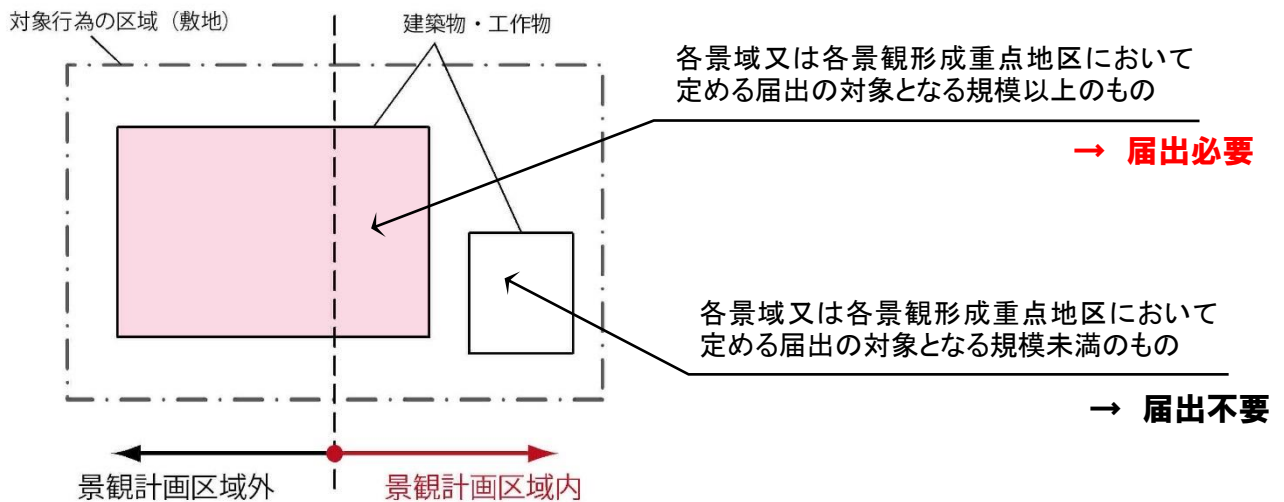
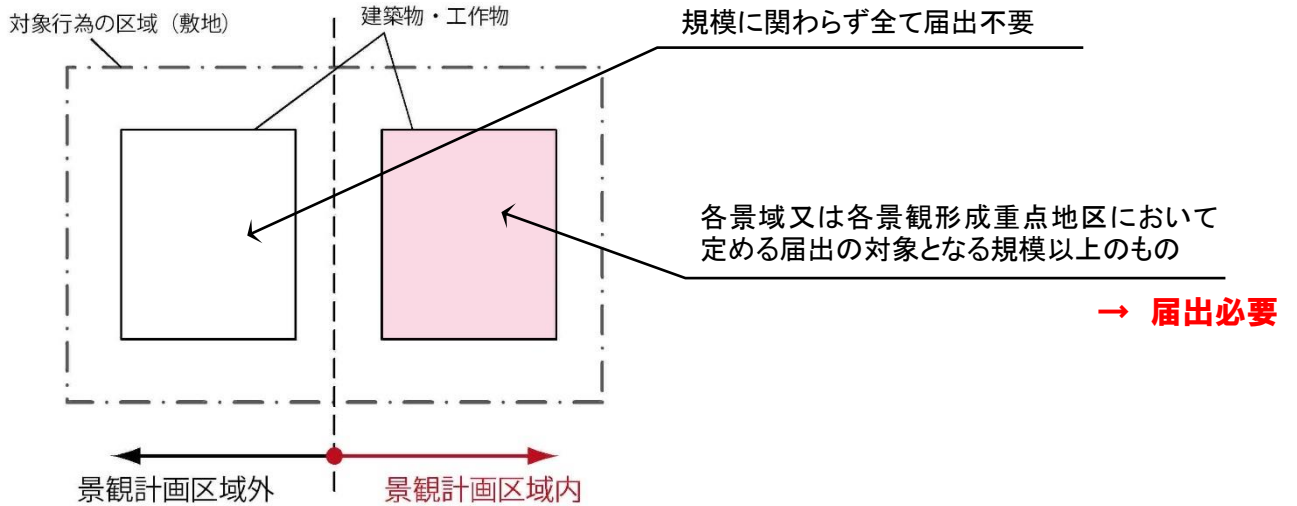


■花立山地区 位置図

(2) 適用の対象となる基準 (詳細)

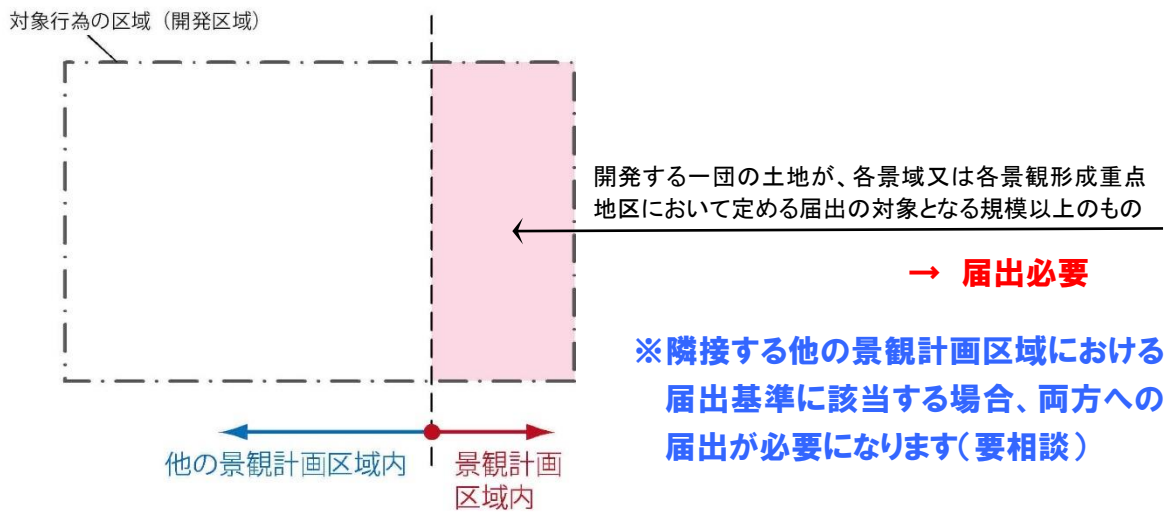
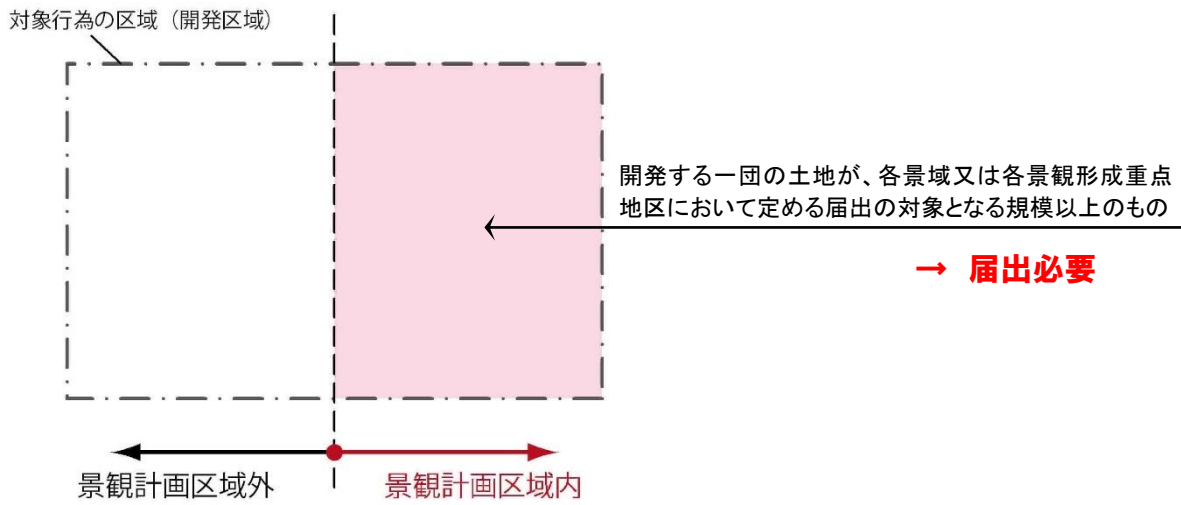
行為が本景観計画区域内外にまたがる場合

① 建築物・工作物の場合

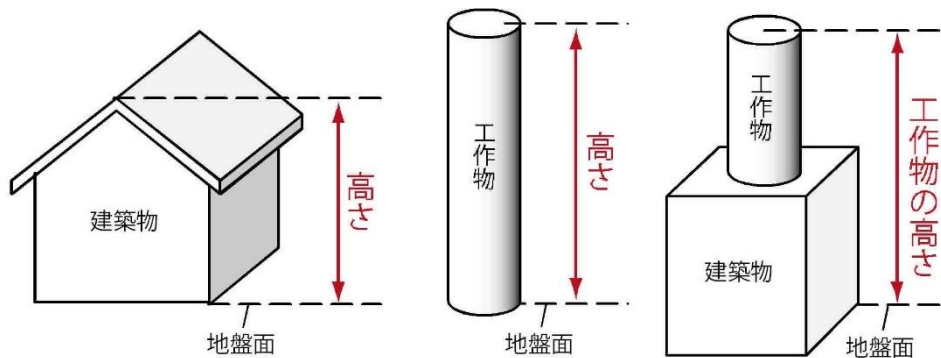


※各景域又は各景観形成重点地区において定める届出の対象となる規模については、棟単位での扱いとします。従って、同一敷地内に複数の建築物を建築する場合における各棟の合計面積ではありません。

② 開発行為の場合



建築物又は工作物の高さの基準



※地盤面（地盤面が2以上ある場合又は傾斜している場合は平均地盤面）から建築物又は工作物の上端までの最高高さとし、避雷針等の軽微なものは除きます。

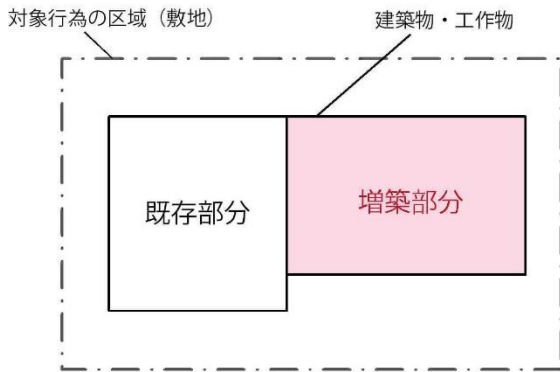
建築物又は工作物の増築

① 同一棟において増築する場合（基準日における既存部分の状況により届出の可否が異なります）

※基準日とは、「小都市景観計画」施行日です。

A) 既存部分が**基準日前**のものである場合の増築

（基準日において既に建っている建築物等における増築の場合）

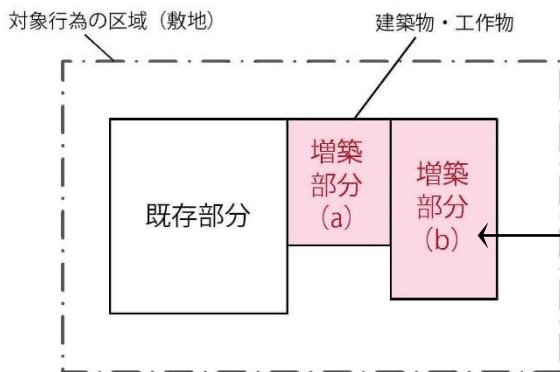


▼既存部分の規模に関わらず、増築部分の規模で判断します。

$$\text{増築部分の延床面積} \geq \text{各景域又は各景観形成重点地区の基準の延床面積}$$

→ 届出必要

【景観形成基準の適用】増築部分のみ

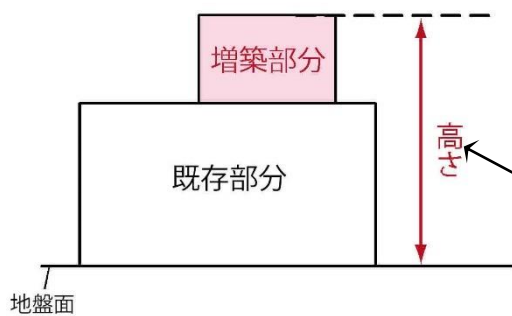


▼時期の異なる増築を行う場合には、基準日以降の増築面積の合計で判断します。

$$(a) \text{ を増築した後、} (b) \text{ を増築する場合} \\ (a) + (b) \geq \text{各景域又は各景観形成重点地区の基準の延床面積}$$

→ 届出必要

【景観形成基準の適用】(a) (b) に適用

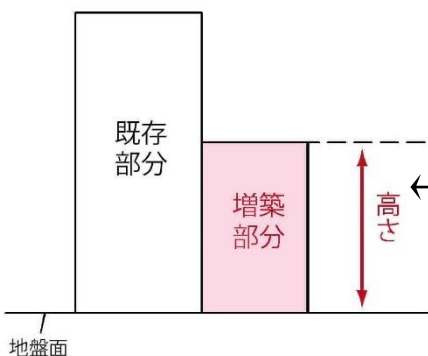


▼既存部分の**上部**に増築する場合は、既存部分の高さに関わらず、地盤面から最高部までの高さで判断します。

$$\text{既存部} + \text{増築部の高さ} \geq \text{各景域又は各景観形成重点地区の基準の高さ}$$

→ 届出必要

【景観形成基準の適用】増築部分のみ適用



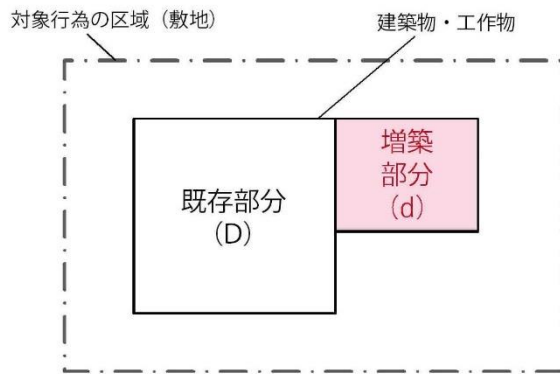
▼既存部分の**横**に増築する場合、増築部分の高さで判断します。

$$\text{増築部の高さ} \geq \text{各景域又は各景観形成重点地区の基準の高さ}$$

→ 届出必要

【景観形成基準の適用】増築部分のみ適用

B) 既存部分が基準日後のものである場合の増築



▼既存部分と増築部分の合計で判断します。

既存部分 (D) < 各景域又は各景観形成重点地区の基準の延床面積  
に増築する場合

既存部 (D) + 増築部 (d) ≥ 各景域又は各景観形成重点地区の基準の延床面積

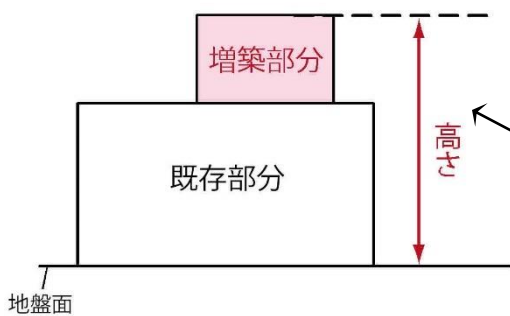
→ 届出必要

【景観形成基準の適用】全体に適用

既存部分 (D) ≥ 各景域又は各景観形成重点地区の基準の延床面積  
に増築する場合

→ 届出必要

【景観形成基準の適用】全体に適用

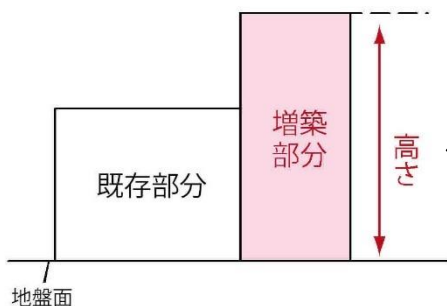


▼既存部分の上部に増築する場合は、地盤面から最高部までの高さで判断します。

既存部+増築部の高さ ≥ 各景域又は各景観形成重点地区の基準の高さ

→ 届出必要

【景観形成基準の適用】全体に適用



▼既存部分の横に増築する場合、増築部分の高さで判断します。

増築部の高さ ≥ 各景域又は各景観形成重点地区の基準の高さ

→ 届出必要

【景観形成基準の適用】全体に適用

② 別棟として増築する場合

増築部分が各景域又は各景観形成重点地区の基準の延床面積以上又は基準の高さ以上の場合

→ 届出必要

【景観形成基準の適用】増築部のみ適用

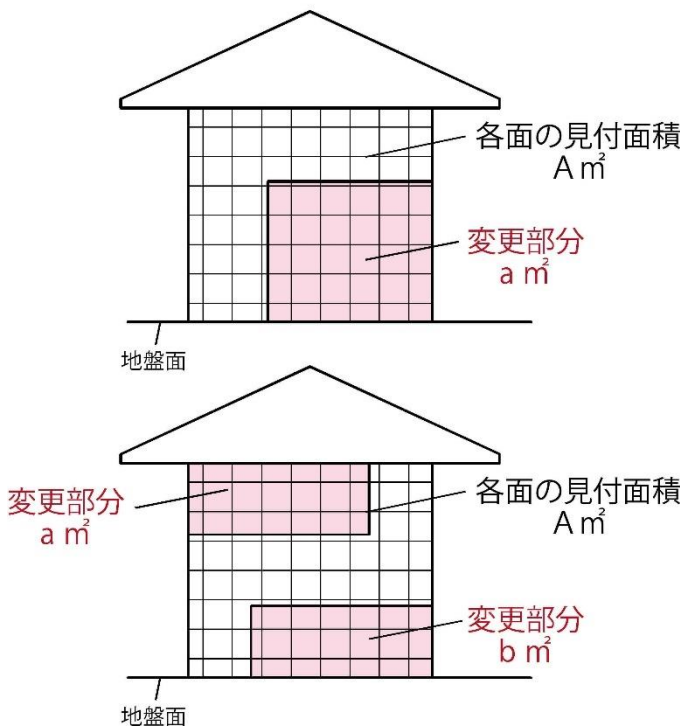
**建築物又は工作物の外観変更**

各景域又は各景観形成重点地区において定める届出の対象となる規模以上の建築物及び工作物で、外観変更に係る見付面積が、当該景域又は地区において定める対象面積以上の場合

→ **届出必要**

※全ての行為を届出対象とする景観形成重点地区では、変更の規模に関わらず届出が必要となります。

※届出基準は、当該行為を行う面で判断します（全ての面の合計ではありません）。



(例) 市街地の景域

$a \geq A/2$  の場合

$(a+b) \geq A/2$  の場合

→ **届出必要**

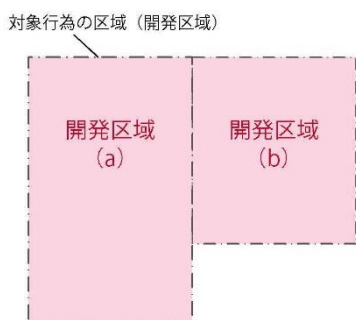
▼基準日における既存部分の状況により、景観形成基準の適用範囲が異なります。

【景観形成基準の適用】

既存部分が基準日前：変更部分のみ適用

既存部分が基準日後：全体に適用

**開発行為等**



隣接して行われる複数の土地の区画形質の変更では、区域(a)および区域(b)が一体的な利用に供し、かつ3年以内に行われる場合

区域(a) + 区域(b)  $\geq$  各景域又は各景観形成重点地区の基準の面積以上

→ **届出必要**

【景観形成基準の適用】 全体に適用

**開発行為等の取り扱いについて**

基準日\*以降、隣接して行われる複数の土地の区画形質の変更で、一体的利用に供し、かつ3年以内に行われるものは、「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準(福岡県)」に準じ、一体の開発行為として扱います。

行為の合計面積が届出対象規模となった時点で届出が必要となります。

「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更」も同様です。

※基準日とは、「小都市景観計画」施行日



### 3. 届出の対象外となる行為

次に掲げる行為に該当する場合、届出（又は通知）の必要はありません。

（以下、法は「景観法」、令は「景観法施行令」を表します）

#### □通常の管理行為、軽微な行為その他の行為（法第16条第7項第1号）

- ▽地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等（令第8条第1号）
- ▽仮設の工作物の建設等（建築物は仮設であっても通知が必要）（令第8条第2号）
- ▽法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（安全上、防災上、管理上等等から規格や仕様が決まっているもの。）（令第8条第4号イ）
- ▽農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、幅員が2メートル以下の用排水路又は農道若しくは林道の設置（令第8条第4号ハ(3)）

#### □非常災害のため必要な応急措置として行う行為（法第16条第7項第2号）

#### □景観重要公共施設の整備として行う行為（法第16条第7項第4号）

▽小都市景観計画では、区域の公共施設のうち良好な景観形成において重要なものについて、管理者との協議を経た上で、「景観重要公共施設の整備に関する事項」（法第8条第2項第4号ロ）を定めています。景観重要公共施設は、景観計画に沿って事業実施されることから、通知の手続きは除外されています（同法第16条第7項第4号）。

#### □福岡県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置（令第10条第4号）

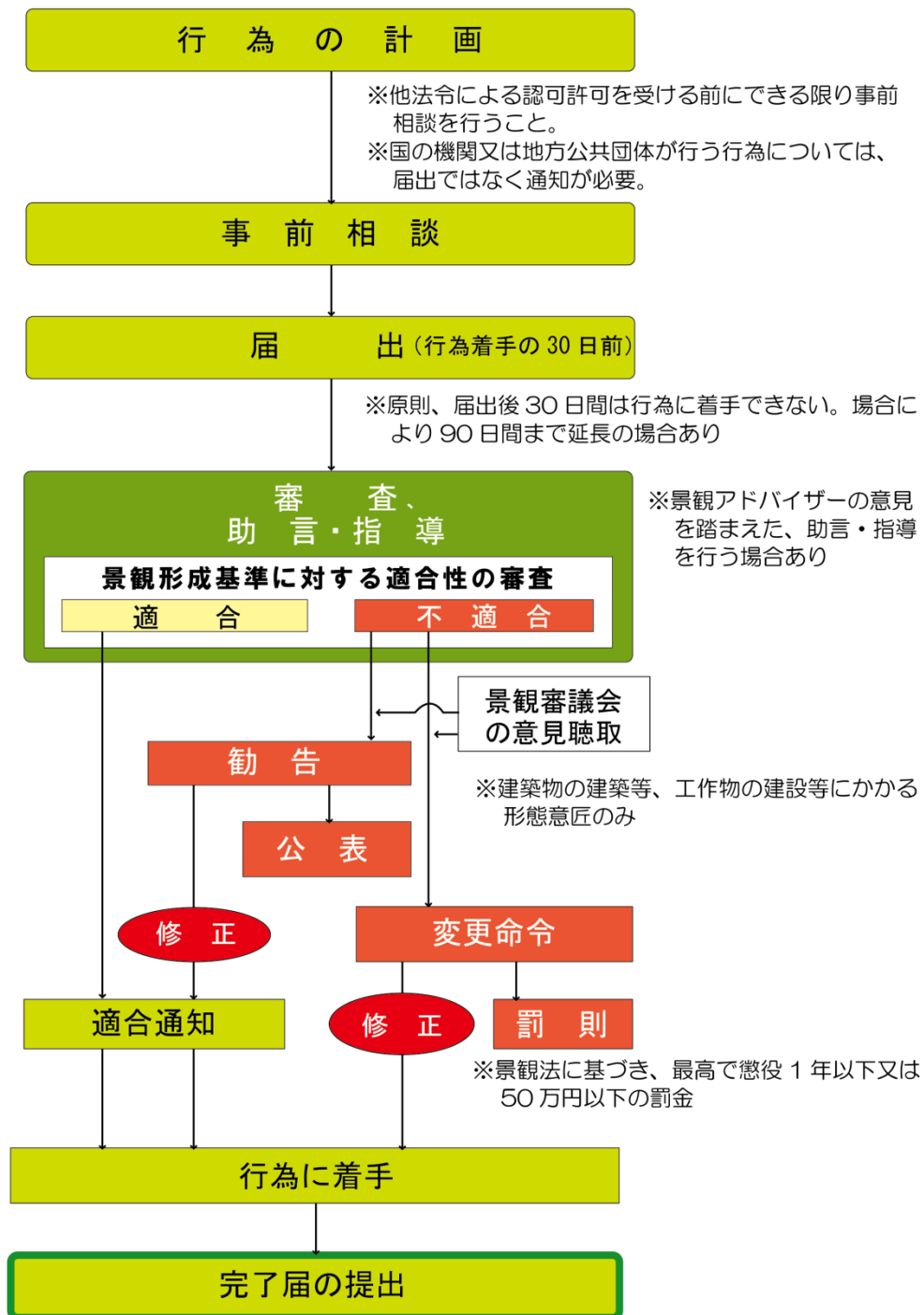
#### □その他、次のような例において、届出の対象外とする場合があります。（事前相談が必要です）

- ▽山間地において行う行為等で、既存の水路、道路、溜池等の補修又は改良（大規模な形質変更を伴わないものに限る。）に該当するもの
- ▽定型的・定例的に行われる行為で、既になされた届出（又は通知）において、景観形成基準に適合し、かつ良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと判断されたもの。
  - ・定型的に行われる行為：複数の工区において、ほぼ同一の建築物や工作物を建設する場合（例：栽培施設、排水施設、防霧防雪施設等）
  - ・定例的に行う行為：同一の敷地内や区域内において、一定の時期にほぼ同一の行為を繰り返し行う場合（例：祭りや観光イベント、生業のための建築物や工作物を決まった時期に建設する等）

※これらは、最初に全体計画を届出（又は通知）し、適合判断されたものは、設計変更がない限り、それ以降の届出（又は通知）を要しないものとします。それ以外は、工区ごと若しくは年次ごとに届出（又は通知）を必要とするものとします。

## 4. 届出の手順

届出の流れは以下のとおりです。



■この届出とは別に、建築基準法に基づく建築確認、都市計画法に基づく開発許可、福岡県屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可等、他法令に基づく許可又は処分が必要な行為は、従来どおりの申請又は届出等の手続きが必要です。

■届出をしてから、30日以内に適合通知を受けた場合は、通知を受けた日から行為に着手することができます。

## 5. 届出に必要な図書と様式

### (1) 図書一覧

届出に必要な図書は次のとおりです。

#### ①提出書類

- 行為の届出書（様式第1号）又は行為の通知書（様式第2号）
- 景域・景観形成重点地区の景観形成基準一覧チェックシート  
（該当する景域若しくは景観形成重点地区の表中の口にチェックマーク✓を記入したもの）
- 配慮事項記載シート
- 添付図書（下記、一覧表を参照）
- 委任状（代理の者が届出者として届出を行う場合）
- 行為の完了届出（通知）書（様式第3号）

#### ②必要部数

正副2部

#### ③添付図書（一覧）

行為の種類	図書の種類	記載内容	備考
建築物の建築等・工作物の建設等	周辺見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 敷地の位置及び周辺状況を表示する図面</li> </ul>	1.方位 2.道路 3.目標となる地物 4.行為の位置 ・縮尺 1/2,500 以上
	現況写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 敷地及び周辺状況を示す写真</li> </ul>	・カラー写真 2 枚以上 （カラーコピー可）
	配置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化を表示する図面</li> </ul>	1.方位 2.敷地の形状及び寸法 3.届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置 4.隣接する道路又は水路の位置及び幅員の位置及び幅員 5.植栽の位置、種類 6.外構施設の位置、材料、高さ 7.現況写真の撮影位置 ・縮尺 1/100 以上
	立面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 彩色が施された立面図</li> </ul>	1.各面の方位及び寸法 2.開口部、屋外設備、屋根、軒等の位置及び形状 3.壁面及び屋根の仕上げ材料、色彩 ・2 面以上 ・縮尺 1/50 以上 ・彩色及びマンセル値を表示
	その他の図書		

行為の種類	図書の種類		記載内容	備考
開発行為・土地の形質の変更等	周辺見取図	・行為を行う土地の区域を表示する図面	1.方位 2.道路 3.目標となる地物 4.行為の位置	・縮尺 1/2,500 以上
	現況図	・区域内及び周辺状況を表示する図面	1.方位 2.行為の区域 3.周辺の土地利用の状況、地形 4.隣接する道路又は水路の位置及び幅員 5.現況写真の撮影位置及び方向	・縮尺 1/2,500 以上
	現況写真	・区域及び周辺状況を示す写真		・カラー写真 2 枚以上 (カラーコピー可)
	計画図	・設計図又は施行方法を明らかにする図面	1.方位 2.行為の前後の断面図 3.設置する施設等の位置、種類、規模 4.植栽等の位置、種類、規模	・縮尺 1/100 以上
建築物又は工作物の外観について行う照明	周辺見取図	・敷地の位置及び周辺状況を表示する図面	1.方位 2.道路 3.目標となる地物 4.行為の位置	・縮尺 1/2,500 以上
	現況写真	・敷地及び周辺状況を示す写真		・カラー写真 2 枚以上 (カラーコピー可)
	配置図	・敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面	1.方位 2.敷地の形状及び寸法 3.届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置 4.隣接する道路又は水路の位置及び幅員 5.現況写真の撮影位置	・縮尺 1/100 以上
	立面図	・外観照明を設置する面の立面図	1.各面の方位及び寸法 2.開口部、屋根、軒等の位置及び形状 3.壁面及び屋根の材料 4.照射位置、照射方法、照明の種類	・縮尺 1/50 以上
	その他参考図書			・必要に応じて適宜

※行為の規模が大きいため、上記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じた縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができます。

(2) 様式別記入例

① 行為の届出書(様式第1号)

**記入例**

様式第1号

代理者が届出を提出し、図書の訂正等を行う場合は委任状(様式任意)を添付

(表)

(新規・変更)

行為の届出書	
<p>平成30年 1月 1日</p> <p>届出者が複数の場合は別紙(様式任意)に住所氏名を明示、押印のうえ添付</p>	
小郡市長 殿	<p>届出者</p> <p>住所 ○○市○○町123-45</p> <p>氏名 株式会社○○○</p> <p>代表取締役○○ ○○ 印</p> <p>〔法人その他の団体にあつてはその名称、また る事務所の所在地及び代表者氏名〕</p> <p>電話番号 012-345-6789</p>
<p>景観法第16条第1項(第2項)の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。</p>	
行為の場所	<p>地名・地番 小郡市小郡85-1番地 他10筆</p>
	<p>地域の別</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>景域 市街地 の景域</p> <p><input type="checkbox"/>景観形成重点地区 地区</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>沿道景観保全ゾーン 原田駅・東福童線</p>
	<p><input checked="" type="checkbox"/>建築物の建築等 <input type="checkbox"/>工作物の建設等</p>
行為の種類	<p><input checked="" type="checkbox"/>開発行為</p> <p><input type="checkbox"/>土地の形質の変更</p> <p><input type="checkbox"/>木竹の植栽又は伐採</p> <p><input type="checkbox"/>物件の堆積<sup>たい</sup></p> <p><input type="checkbox"/>水面の埋立て又は干拓</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>外観について行う照明</p>
	<p>目的</p> <p>店舗及び共同住宅新築のため</p> <p>行為が複数の場合は全体の着手日と完了日</p>
行為の期間	<p>着手予定 30年 3月 1日</p> <p>完了予定 30年 9月 30日</p>
他法令の許可等	<p>都市計画法開発許可申請中、建築確認申請中、大規模小売店舗立地法届出済、 都市計画法第53条許可済 等</p>
変更の場合	変更箇所
	変更内容
※受付年月日	<p>※処理欄</p> <p>※勧告又は変更命令の年月日</p>

(注1) 該当の□内にチェックしてください。

(注2) ※欄には記入しないでください。

(裏)

届出対象行為の種類及び設計又は施行方法					
<input checked="" type="checkbox"/> 建築物	用途 ( <b>店舗及び共同住宅</b> )				
	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 外観を変更する修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更				
	小数点第2位未満切下げ				
	規		届出部分	既存部分	計
	模	延床面積	1234.56 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	1234.56 m <sup>2</sup>
	全体見付面積	789.01 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	789.01 m <sup>2</sup>	
	高さ	9.87 m	m	9.87 m	
<input type="checkbox"/> 工作物	種類又は用途 ( )				
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 外観を変更する修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更				
		高さ	届出部分	既存部分	計
		m	m	m	m
<input checked="" type="checkbox"/> 開発行為	開発面積 <b>6543.21</b> m <sup>2</sup>				
<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	開発面積 m <sup>2</sup>				
<input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採	<input type="checkbox"/> 植栽 <input type="checkbox"/> 伐採				
	面積 m <sup>2</sup>				
<input type="checkbox"/> 物件の <sup>たい</sup> 堆積	物件の種類 ( )				
	高さ m				
<input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 干拓				
	面積 m <sup>2</sup>				
<input checked="" type="checkbox"/> 外観について行う照明	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物について行う照明	建築物の高さ	<b>9.87</b> m		
		建築物の延床面積	<b>1234.56</b> m <sup>2</sup>		
	<input type="checkbox"/> 工作物について行う照明	工作物の種類 ( )			
		工作物の高さ		m	
照明方法 ( <b>外壁正面に5ヶ所のハロゲンランプを設置</b> )					
景観形成のため特に配慮した事項	① 外壁吹付け材の色を薄いクリーム色とした。 ② 屋根の形状は勾配屋根とし、色は薄い茶系統とした。 ③ 敷地周辺に植栽を施し、ブロック塀ではなく生垣とした。 ④ 外観照明は光害ガイドラインを遵守し下方を照らす照明器具とした。				

外観変更(修繕・模様替・色彩変更)の場合に記入

小数点第2位未満切下げ

## ② 行為の通知書（様式第2号）

## 記入例

様式第2号

(表)

(新規・変更)

行為の通知書		
小 郡 市 長 殿		平成30年 1月 1日
通知者		
住所		小郡市小郡 255—1
団体名		福岡県〇〇部〇〇事務所長
		印
電話番号		092-643-〇〇〇〇
景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。		
行為の場所	地名・地番	小郡市小郡 85-1 番地 他 10 筆
	地域の別	<input type="checkbox"/> 景域
		<input checked="" type="checkbox"/> 景観形成重点地区
	<input type="checkbox"/> 沿道景観保全ゾーン	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等	
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input checked="" type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的 ・河川改修のため
行為の期間	着手予定	平成30年 3月 1日
	完了予定	平成30年 9月 30日
他法令の許可等		
変更の場合	変更箇所	
	変更内容	
※受付年月日	※処理欄	※協議の年月日

(注1) 該当の□内にチェックしてください。

(注2) ※欄には記入しないでください。

(裏)

通知対象行為の種類及び設計又は施行方法					
□建築物	用途( )				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	規 模		通知部分	既存部分	計
		延床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
全体見付面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	高さ	m	m	m	
□工作物	種類又は用途( )				
	□新設 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	高さ	通知部分	既存部分	計	
	m	m	m	m	
□開発行為	開発面積 m <sup>2</sup>				
☑土地の形質の変更	☑土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の掘採 □その他(切土による土地の形質変更)				
	開発面積 7,700.00 m <sup>2</sup>				
□木竹の植栽又は伐採	□植栽 □伐採				
	面積 m <sup>2</sup>				
□物件の <sup>たい</sup> 堆積	物件の種類( )				
	高さ m				
□水面の埋立て又は干拓	□埋立て □干拓				
	面積 m <sup>2</sup>				
□外観について行う照明	□建築物について行う照明	建築物の高さ	m		
		建築物の延床面積	m <sup>2</sup>		
	□工作物について行う照明	工作物の種類( )			
		工作物の高さ	m		
	照明方法( )				
景観形成のため特に配慮した事項	護岸には緑化ブロックを使用する。 防護柵の色彩は、周囲の景観に配慮しグレーベージュを使用する。				



## 第3章 小郡市の目指す景観形成

### 1. 景観形成の目標と基本方針

「小郡市景観計画」における景観形成の目標と基本方針は次のとおりです。

#### (1) 景観形成の目標

本市では、北から南に流れる雄大な宝満川や東部の花立山、北部の津古の森等の自然が作り出す、ゆとりと潤いのある景観が形成されています。また、南東部に広がる田園地帯は、季節ごとに移り変わる田園風景として、本市の代表的な景観となっています。

更に、丘陵部に位置する北部の住宅地においては、計画的な住宅整備がなされ、良好な住環境及び美しい街並みが保全されています。

加えて、市内には多くの史跡や神社・仏閣が点在しているほか、松崎地区に代表される江戸時代の薩摩街道沿いの集落においては、屋敷林等の緑と歴史ある建造物が調和し、固有の景観を形成しています。

このように、住みよい住環境と彩り豊かな自然風景、これらに培われた歴史・文化等が調和した本市の景観は、市民共有の財産です。

しかし、普段、「あたりまえ」のように見えているこの景観も、社会経済等の変化により突然失われてしまうこともあります。

本市を更に魅力あるまちとし、後世に引き継いでいくためには、住んでいる人々にとっては「あたりまえ」の景観の価値を皆で発見・共有し、日々の暮らしの中で大切に守り、育て、生かしていくことが重要です。

このような視点から、本市の景観形成の目標を以下のとおり掲げます。

**「あたりまえの美」を再発見  
人と自然と歴史が織りなす、癒しのまち小郡**

#### (2) 景観形成の基本方針

本市の景観特性を踏まえ、次の5つの基本方針を掲げ、「『あたりまえの美』を再発見 人と自然と歴史が織りなす、癒しのまち小郡」を目指します。

方針1：彩り豊かな自然景観・田園景観を守り育てる

方針2：歴史・文化を物語る景観を生かす

方針3：まとまりのある市街地景観を作る

方針4：身近な暮らしの景観を整える

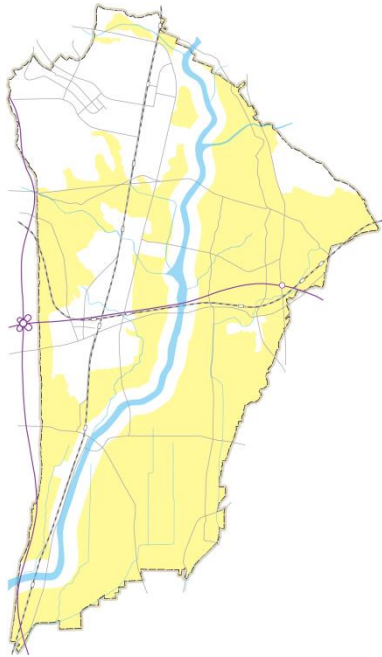
方針5：多様な主体による総合力で景観形成を進める

## 2. 景域別の景観形成方針

「小郡市景観計画」における、景域別の景観形成方針は次のとおりです。

I 市街地の景域	【景観形成方針】
  <p data-bbox="209 1442 480 1471">原田駅福童線の街並み</p>	<p data-bbox="563 400 1096 430"><b>歩くのが楽しくなる魅力ある街並みづくり</b></p> <p data-bbox="563 448 1442 622">○駅周辺等の商業地については、歩行者からの目線を意識し、特に建物低層部のデザインに配慮するとともに、建物外観と調和した質の高いデザインの屋外広告物を誘導することにより、歩くのが楽しくなる街並みの創出を図ります。</p> <p data-bbox="563 640 1442 815">○国道500号、主要地方道久留米小郡線、原田駅東福童線等の主要幹線道路の沿道では、街路樹と沿道の建物が一体となった魅力ある通りづくりを進め、誰もが心地よく通行できる街並みの形成を図ります。</p> <p data-bbox="563 833 1442 963">○個々の建物や店先、通りを日常的に美しく保つとともに、建築物の屋根・外壁等は、維持管理が容易な素材や経年変化の美しい素材で仕上げる等の配慮により、快適で美しい街並みの形成を図ります。</p> <p data-bbox="563 981 1442 1111">○高速道路高架下のスペース等については、適切に緑化を施す等、歩行者が目で見えて楽しむことができる潤いのある景観の形成を図ります。</p> <p data-bbox="563 1167 1182 1196"><b>賑わいの中に秩序を感じる沿道・沿線景観づくり</b></p> <p data-bbox="563 1214 1442 1344">○主要な幹線道路や鉄道の沿道・沿線では、派手な外観や色彩を競い合うのではなく、ワンポイントのデザイン等で個性を表現する等、秩序ある景観の形成を図ります。</p> <p data-bbox="563 1361 1442 1442">○主要な幹線道路や鉄道の沿道・沿線では、屋外広告物の適切な掲出を誘導し、秩序と賑わいが調和した景観の形成を図ります。</p> <p data-bbox="563 1460 1442 1541">○車や鉄道の車窓からの眺めが連続しながら変化することに留意し、周囲と調和した沿道・沿線景観の保全・形成を図ります。</p> <p data-bbox="563 1597 959 1626"><b>歴史と文化を感じる景観づくり</b></p> <p data-bbox="563 1644 1442 1774">○小郡官衙遺跡や御勢大霊石神社、九州歴史資料館及び三沢遺跡等の歴史と文化を感じさせる資源を保全するとともに、周辺を含めた個性豊かな景観形成を図ります。</p> <p data-bbox="563 1792 1442 1921">○横隈街道沿いの町並みは、寺社や社寺林等の資源を適切に保全するとともに、街道沿いの歴史や文化を感じさせる町並みの保全、修復、活用を図ります。</p>

## II 田園・集落地の景域



田園と集落地の風景

## 【景観形成方針】

## 美しい田園景観の保全

- 持続的な営農環境の形成を図りながら、無秩序な開発を抑制することにより、美しい農地の保全を図ります。
- 建築物や農地の適切な管理はもとより、生垣、敷地際の手入れや掃除等日常からの維持管理により、快適で美しい景観の保全を図ります。

## ゆとりと潤いのある集落環境づくり

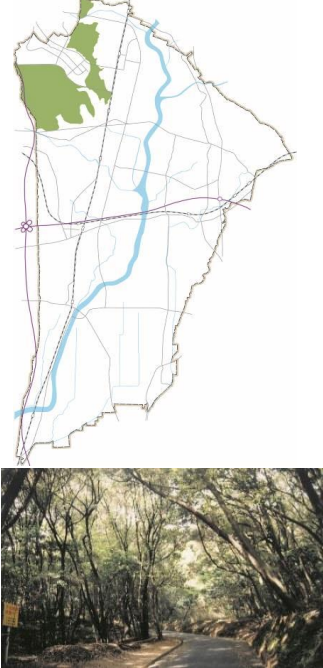
- 広々とした農地を背景に、中低層建築物からなる集落、屋敷林や社寺林、河川や水路からなる田園景観の構成を意識し、将来にわたり変わらない景観として適切に保全を図ります。
- 集落地では、個々の敷地における植樹、生垣や花壇等の設置、ゆとりある敷地利用等を意識することにより、それぞれの地区に特性に応じた、快適で緑豊かな景観形成を図ります。
- 水路及びため池と水辺林、公園等の緑は、人々に潤いと安らぎを与える要素として適切な保全を図ります。

## 歴史と文化を感じる景観づくり

- それぞれ集落内にある神社・仏閣等歴史・文化を今に伝える景観資源を保全するとともに、周辺を含めた個性豊かな景観形成を図ります。
- 古飯地区等における旧薩摩街道沿いの町並みは、旅籠や町家、神社・仏閣等の歴史的資源を適切に保全するとともに、街道沿いの歴史や文化を感じさせる町並みの保全・修復・活用を図ります。

## 周辺環境に配慮した工業景観づくり


- 既存の上岩田、干潟の2つの工業団地及びそれらを連絡する主要地方道久留米筑紫野線の沿道においては、工場地内における積極的な緑化を推進し、田園景観と調和した景観形成を図ります。
- 大規模な壁面が周囲に与える圧迫感を最小限にするよう、適切な処理及び修景を誘導し、周囲との調和を図ります。



<p>Ⅲ 丘の景域</p>	<p>【景観形成方針】</p>
 <p>津古の森</p>	<p><b>多種多様な生物との共生を支える自然環境の保全</b></p> <p>○小郡カントリー倶楽部、津古の森等からなる豊かな緑は、多種多様な生物の生息地として貴重な自然環境であるとともに、市街地や田園部から常に背景の緑として見られる対象であることから、開発等による自然環境への影響を最小限に抑え、樹林地の保全を図ります。</p> <p><b>自然に親しむ場づくり</b></p> <p>○津古の森は、豊かな自然を楽しむことのできる貴重なレクリエーションの場として、自然景観の保全・活用を促進します。</p>

### 3. 景観形成重点地区別の景観形成方針

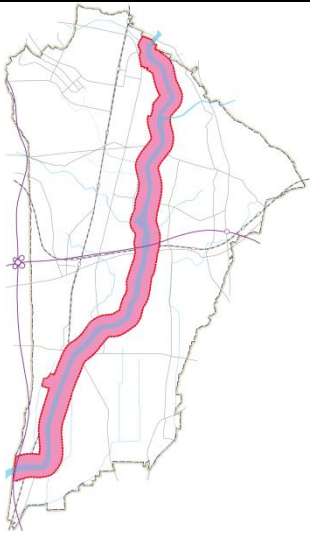
景観形成重点地区の景観形成方針は次のとおりです。

<p>①小郡駅前地区</p>	<p>【景観形成方針】</p>
 <p>西鉄小郡駅前</p>	<p><b>小郡市の顔となる風格のある景観づくり</b></p> <p>○駅周辺の業務施設や公共施設が集まる市街地では、商業地の賑わいを連続させるとともに、市の顔としての風格のある空間づくりを進めます。</p> <p>○地区内の幹線道路では、地域性を考慮した街路樹の植栽や施設整備等、質の高い空間づくりを推進します。</p> <p><b>賑わいのある街並み景観の形成に向けたルールづくり</b></p> <p>○小郡駅前地区の主要な通り沿いでは、活性化と併せて、商業ビル、マンションの高さや形態・意匠に関するルールを定め、積極的に街並みづくりを図ります。</p> <p><b>歴史的資源を活用・保全する景観づくり</b></p> <p>○小郡駅前地区には、歴史を感じさせる建造物が点在しています。 (例：平田家住宅、祇園神社、實相寺、旧小郡村役場)</p> <p>このような歴史的・文化的建造物を適切に保全するとともに、周辺においては、これらと調和の取れた街並みが形成されるよう誘導します。</p>

<p style="text-align: center;"><b>②丘の上住宅地区</b></p>   <p style="text-align: center;">丘の上住宅</p>	<p><b>【景観形成方針】</b></p> <p><b>住宅地における潤いある緑の景観づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○既存樹木や樹林の保全、ガーデニングや生垣等による緑化を促進し、緑の多い住宅地の景観づくりを進めます。</li> <li>○街路樹や公園・広場等の公共の緑についても、樹種の選定や管理に対する住民参加を進め、住む人のまちへの愛着を育む緑化を進めます。</li> </ul> <p><b>景観協定等に基づくまちのルールづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○景観協定の締結や緑化助成制度等の新設を検討し、緑化の誘導等、背景の樹林地と調和した緑豊かな住宅地として維持・育成を進めます。</li> </ul> <p><b>三国が丘駅周辺における賑わいづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○三国が丘駅周辺地区において、商業・業務機能の集積や交通結節機能の拡充等を促進するとともに、駅利用者等のニーズに応じた周辺と調和した景観形成を検討します。</li> </ul>
--	---

<p style="text-align: center;"><b>③松崎地区</b></p>   <p style="text-align: center;">旅籠油屋</p>	<p><b>【景観形成方針】</b></p> <p><b>歴史的資源の維持・継承</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各種法制度や事業を活用し、松崎地区に残る歴史的・文化的資産の保存・保全及び復原・修復を図るとともに、所有者や管理者等との調整のもと積極的な活用を図ります。</li> <li>○地域主体の景観まちづくりを促進するとともに、その仕組みを生かした空間整備や町並み景観づくりを推進します。</li> <li>○旧薩摩街道や桜馬場の沿道において、ハード面及びソフト面の双方の景観保全につながる仕組みづくりを検討します。</li> </ul> <p><b>歴史的資源と調和した町並み形成に向けたルールづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○旧薩摩街道や桜馬場の沿道では、建築物・工作物の建築等にあっては周辺の歴史的建造物に調和した規模、形態、意匠とする等、地域の特性にふさわしい土地利用の誘導を行い、歴史的景観と調和した景観形成に努めます。</li> </ul>
---	--

④宝満川地区



宝満川

【景観形成方針】

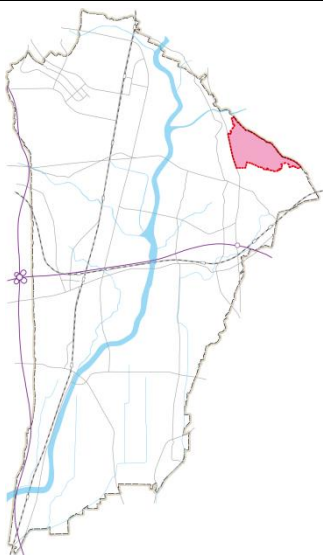
市民が日常的に自然とふれあえる河川敷づくり

- 河川敷の自然の保全・回復と自然とのふれあいのあり方を検討します。
- 地域の人々の参加を得て、河川敷の維持管理や親水空間の整備等を進めます。
- 四季折々の植物をはじめとする多種の生物にふれあえるビオトープとして保全し、活用します。

宝満川の自然景観と調和するルールづくり

- 宝満川及びその周囲の土地利用や、建物及び工作物の建て方等を検討し、宝満川と周囲が一体となった自然や四季を感じられる空間を育てていきます。

⑤花立山地区



花立山

【景観形成方針】

花立山の魅力を生かした眺望景観づくり

- 山頂の展望台等の主要な視点場の整備や、散策路の適切な維持管理に努めます。

周辺農地の保全や工作物の配置に配慮した景観づくり

- 花立山の周辺農地の保全を図るとともに、すそ野の緑地や稜線の樹林地の景観保全を図ります。
- 花立山の眺望景観を阻害する工作物の設置についてルールを定め、積極的に眺望景観の保全を図ります。
- 干潟工業団地及び主要地方道久留米筑紫野線の沿道においては、工場地内における積極的な緑化を推進するとともに、建築物や工作物が花立山への眺望景観を阻害しないよう土地利用や建築物等の誘導を行い、周辺景観との調和を図ります。

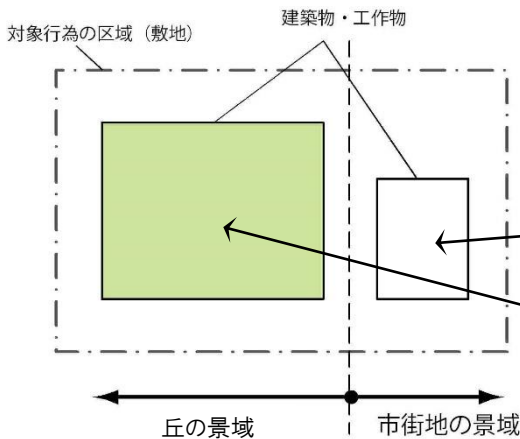
# 第4章 景観形成のポイント

## 1. 適用基準の算定に関する解説

行為が複数の景域にまたがる場合(景観形成基準の適用範囲について)

### ① 建築物・工作物の場合

#### ▼ 建物が景域境界をまたがない場合



【景観形成基準の適用】

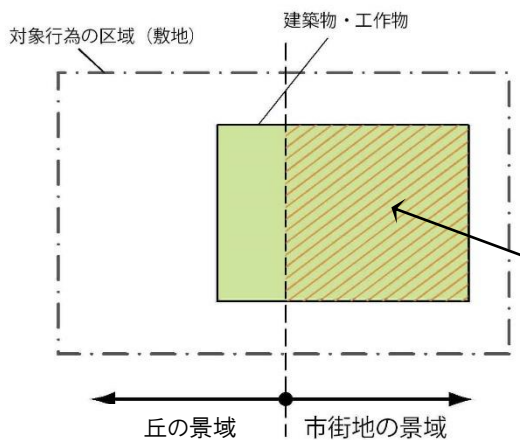
建物が立地する景域の景観形成基準を適用する

(例)

「市街地の景域」の景観形成基準を適用

「丘の景域」の景観形成基準を適用

#### ▼ 建物が景域境界をまたぐ場合



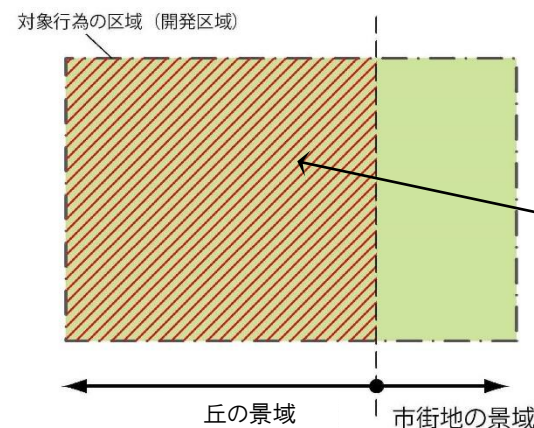
【景観形成基準の適用】

景域をまたぐ建築物(又は工作物)の水平投影面積において、その過半を占める景域の景観形成基準を適用する

(例)

全体に「市街地の景域」の景観形成基準を適用

### ② 開発行為等の場合



【景観形成基準の適用】

区域面積の過半を占める景域の景観形成基準を適用する

(例)

全体に「丘の景域」の景観形成基準を適用

※景観形成重点地区の基準の適用範囲

行為の一部が景観形成重点地区内に該当する場合には、行為全体に景観形成重点地区の基準を適用します。

## 2. 景観形成基準の一覧

## (1) 各景域の景観形成基準

市街地の景域		景観形成基準	解説頁
建築物	配置	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。	P57
		<input type="checkbox"/> 既存の建築物等の配置の特徴を把握し、街並みとの調和に配慮した配置とする。	P58
	形態・意匠・色彩	周辺との調和 <input type="checkbox"/> 商業系市街地では、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏まえ、周辺の建物や歩道・街路樹等の歩行者空間と調和した形態・意匠とする。	P61
		<input type="checkbox"/> 住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避ける。 <input type="checkbox"/> 歴史的な町並みを有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。	P62 P62
	圧迫感の軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	P66
	設備類	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	P67
		<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、その他屋根材又は外壁材と調和するものとする。	P67
色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。 <input type="checkbox"/> 外壁基調色：有彩色は彩度 6.0 以下 <input type="checkbox"/> 屋根色：有彩色は彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。	P69 P70 P70	
外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	P73	
	<input type="checkbox"/> 駐車場・駐輪場は可能な限り通りから見えない位置に配置する。通りから望見できる位置に配置する場合、平面駐車場・駐輪場は、緑化等（周囲や舗装面）により修景する。	P74	



市街地の景域		景観形成基準	解説頁
工作物	配置	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 既存の建築物等の配置の特徴を把握し、街並みとの調和に配慮した配置とする。	P78 P79
	形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 商業系市街地では、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏まえ、周辺の建物や歩道・街路樹等の歩行者空間と調和した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避ける。 <input type="checkbox"/> 歴史的な町並みを有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。	P82 P83 P83
	設備類	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	P85
	色彩	<input type="checkbox"/> 工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。	P76
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	P88
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を生かした造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	P90 P90 P90
	既存樹木・樹林等の保全	<input type="checkbox"/> まとまった緑や雑木林、社寺林等は、できる限り維持・保全する。	P92
外観照明・屋外照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	P93
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。	P93
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	P93

田園・集落地の景域		景観形成基準	解説頁	
建築物	配置	□地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。	P57	
		□既存の建築物等の配置の特徴を把握し、田園や集落地との調和に配慮した配置とする。	P59	
		□花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害しないよう配置を工夫する。	P60	
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	□周辺に広がる田園景観に調和するよう、低層の建築物を基本とする。 □ランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠とする。	P63 P63
		圧迫感の軽減	□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	P66
		設備類	□建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。 □太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、その他屋根材又は外壁材と調和するものとする。	P67 P67
色彩	□周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。 □外壁基調色：有彩色は彩度 4.0 以下 □屋根色：有彩色は明度 7.5 以下・彩度 4.0 以下 無彩色は明度 7.5 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。	P69 P70 P70		
外構・緑化等	□自然の植生に配慮した緑化に努める。 □道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	P75 P73		
工作物	配置	□地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。	P78	
		□既存の建築物等の配置の特徴を把握し、田園や集落地との調和に配慮した配置とする。	P80	
		□花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害しないよう配置を工夫する。	P82	

田園・集落地の景域		景観形成基準	解説頁	
工作物	形態・意匠・色彩	周辺との調和	<input type="checkbox"/> 周辺に広がる田園景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 <input type="checkbox"/> ランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠とする。	P84 P84
		設備類	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	P85
		色彩	<input type="checkbox"/> 工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。	P86
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	P88 P88	
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を生かした造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	P90 P90 P90	
	既存樹木・樹林等の保全	<input type="checkbox"/> 田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・保全する。	P92	
外観照明・屋外照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	P93	
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。	P93	
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	P93	

丘の景域		景観形成基準	解説頁
建築物	配置	<input type="checkbox"/> 緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。 <input type="checkbox"/> 花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害しないよう配置を工夫する。	P57 P60
	形態・意匠・色彩	周辺との調和 <input type="checkbox"/> ふもとの田園地域から見た際、脊振山系や丘陵地の稜線を切るような高層建築・大型建築はできるだけ避け、低層の建築物を基本とする。 <input type="checkbox"/> 脊振山系や丘陵地と馴染むよう、勾配屋根を設置する等、形態・意匠に配慮する。	P63 P63
		圧迫感の軽減 <input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	P66
	設備類	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	P67
		<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、その他屋根材又は外壁材と調和するものとする。	P67
	色彩 <input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、茶系や無彩色等周囲や背景の緑・自然景観に溶け込むような配色に努める。 <input type="checkbox"/> 外壁基調色：有彩色は彩度 4.0 以下 <input type="checkbox"/> 屋根色：有彩色は明度 7.5 以下・彩度 4.0 以下 無彩色は明度 7.5 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。	P69 P70 P70	
外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 敷地境界部（特に斜面側）では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	P75 P75	
工作物	配置	<input type="checkbox"/> 緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。 <input type="checkbox"/> 花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害しないよう配置を工夫する。	P78 P82
	形態・意匠・色彩	周辺との調和 <input type="checkbox"/> 脊振山系や丘陵地と馴染む形態・意匠とする。	P84

丘の景域			景観形成基準	解説頁
工作物	形態・ 意匠・ 色彩	設備類	□道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	P85
		色彩	□周囲の景観に調和する色彩とし、茶系や無彩色等周囲や背景の緑・自然景観に溶け込むような配色に努める。 □工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。	P85  P86
	外構・緑化等	□自然の植生に配慮した緑化に努める。 □敷地境界部（特に斜面側）では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	P88  P89	
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	□既存の地形を生かした造成に努める。 □切土・盛土は最小限に抑える。 □面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	P90  P90  P90	
	既存樹木・樹林等の保全	□まとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。	P92	
外観照明・屋外照明	照度の抑制	□良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	P93	
	点滅照明	□点滅照明は設置しない。	P93	
	照明器具	□派手な照明器具は設置しない。	P93	

## (2) 各景観形成重点地区の景観形成基準

小郡駅前地区 歴史的景観形成地区		景観形成基準	解説頁	
建築物	配置	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林等に配慮し、これらを生かす配置とする。 <input type="checkbox"/> 歴史的建造物が面する通りについては、道路に面して建築や塀等が建ち並ぶ配置を基本とし、通りの町並みとの調和を図る。	P57 P60	
	形態・ 意匠・ 色彩	周辺との調和	<input type="checkbox"/> 歴史的資源や社寺林等の自然環境と調和した落ち着いた落ち着きのある形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 主要な道路に面する建物の外壁面は、おおむね通りに面して連続性を確保する。やむを得ず建物を後退させる場合は、町並みを著しく損なわないよう垣・柵等を設ける。	P62 P65
		圧迫感の軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	P66
	設備類		<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、その他屋根材又は外壁材と調和するものとする。	P67 P67
		色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。 <input type="checkbox"/> 外壁基調色：有彩色は彩度4.0以下 <input type="checkbox"/> 屋根色：有彩色は明度7.5以下・彩度4.0以下 無彩色は明度7.5以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。	P69 P70 P70
	外構・緑化等		<input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 <input type="checkbox"/> 駐車場・駐輪場は可能な限り通りから見えない位置に配置する。通りから望見できる位置に配置する場合、平面駐車場・駐輪場は、緑化等（周囲や舗装面）により修景する。	P73 P74

小郡駅前地区 歴史的景観形成地区		景観形成基準	解説頁	
工作物	配置	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林等に配慮し、これらを生かす配置とする。	P78	
		<input type="checkbox"/> 歴史的建造物が面する通りについては、道路に面して建築や塀等が建ち並ぶ配置を基本とし、通りの町並みとの調和を図る。	P81	
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	<input type="checkbox"/> 歴史的資源や社寺林等の自然環境と調和した落ち着いた形態・意匠とする。	P83
		設備類	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	P85
		色彩	<input type="checkbox"/> 工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。	P86
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	P88	
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を生かした造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	P90 P90 P90	
	緑化	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。	P92	
	既存樹木・樹林等の保全	<input type="checkbox"/> まとまった緑や雑木林、社寺林等は、できる限り維持・保全する。	P92	
外観照明・屋外照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	P93	
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。	P93	
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	P93	

小郡駅前地区 賑わい景観創出地区		景観形成基準	解説頁
建築物	配置	□既存の建築物等の配置の特徴を把握し、地域の顔となるような魅力ある街並みの形成に配慮した建築物の配置とする。	P59
	形態・ 意匠・ 色彩	□駅前通りでは、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏まえ、建物の建ち並びや、歩道や街路樹等の歩行者空間と調和した形態・意匠とする。	P61
		□低層部は街ゆく人が楽しめる開放感のあるデザインとする。特に西鉄小郡駅周辺では、路地の活用等、界隈性を演出する空間を確保する。	P64
		□主要な道路に面する建物の外壁面は、おおむね通りに面して連続性を確保する。やむを得ず建物を後退させる場合は、街並みを著しく損なわないよう垣・柵等を設ける。	P65
	圧迫感の軽減	□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	P66
	設備類	□建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	P67
		□太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、その他屋根材又は外壁材と調和するものとする。 □夜間照明は、夜の賑わいを演出するようなものとする。ただし、閃光を発生するものや点滅するもの等の過度な照明は避ける。	P67 P68
	色彩	□周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。 □外壁基調色：有彩色は彩度 6.0 以下 □屋根色：有彩色は彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。	P69 P70 P70
外構・緑化等	□道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	P73	
	□駐車場・駐輪場は可能な限り通りから見えない位置に配置する。通りから望見できる位置に配置する場合、平面駐車場・駐輪場は、緑化等（周囲や舗装面）により修景する。	P74	



小郡駅前地区 賑わい景観創出地区		景観形成基準	解説頁	
工作物	配置	□既存の建築物等の配置の特徴を把握し、地域の顔となるような魅力ある街並みの形成に配慮した配置とする。	P80	
	形態・ 意匠・ 色彩	周辺との調和	□駅前の通りでは、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏まえ、建物の建ち並びや、歩道や街路樹等の歩行者空間と調和した形態・意匠とする。	P82
		設備類	□道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	P85
	色彩	□工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。	P86	
	外構・緑化等	□道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	P88	
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	□既存の地形を生かした造成に努める。 □切土・盛土は最小限に抑える。 □面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	P90 P90 P90	
	緑化	□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。	P92	
外観照明・屋外照明	照度の抑制	□良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	P93	
	点滅照明	□点滅照明は設置しない。	P93	
	照明器具	□派手な照明器具は設置しない。	P93	

丘の上住宅地区		景観形成基準	解説頁
建築物	配置	<input type="checkbox"/> 樹林地やため池等の自然環境の保全に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 既存の建築物等の配置の特徴を把握し、街並みとの調和に配慮した配置とする。	P58 P58
	形態・ 意匠・ 色彩	周辺との調和 <input type="checkbox"/> 商業系市街地では、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏まえ、周辺の建物や歩道・街路樹等の歩行者空間と調和した形態・意匠とする。	P61
		<input type="checkbox"/> 住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避ける。 <input type="checkbox"/> 脊振山系や丘陵地と馴染むよう、勾配屋根を設置する等、形態・意匠に配慮する。	P62 P63
	圧迫感の軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	P66
	設備類	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	P67
		<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、その他屋根材又は外壁材と調和するものとする。	P67
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。 <input type="checkbox"/> 外壁基調色：有彩色は彩度 4.0 以下 <input type="checkbox"/> 屋根色：有彩色は明度 7.5 以下・彩度 4.0 以下 無彩色は明度 7.5 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。	P69 P70 P70
		素材	<input type="checkbox"/> 建築物や工作物の素材は落ち着いた住宅地景観の形成を意識し、特に建築物の低層部や敷き際等は、木や石、土（レンガ）等の自然素材の使用に努める。
外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	P73	
	<input type="checkbox"/> 樹木の配置や樹種の構成に配慮し、できる限り高木等の設置に努める。特に人の視線を集めやすい場所等にシンボルツリーを配置する等街並みの演出を行う。	P76	
	<input type="checkbox"/> 駐車場・駐輪場を配置する場合、緑化等（周囲や舗装面）により修景する。	P76	

丘の上住宅地区		景観形成基準	解説頁
工作物	配置	<input type="checkbox"/> 樹林地やため池等の自然環境の保全に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 既存の建築物等の配置の特徴を把握し、街並みとの調和に配慮した配置とする。	P79 P79
	形態・意匠・色彩	周辺との調和 <input type="checkbox"/> 商業系市街地では、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏まえ、周辺の建物や歩道・街路樹等の歩行者空間と調和した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避ける。 <input type="checkbox"/> 脊振山系や丘陵地と馴染む形態・意匠とする。	P82 P83 P84
		設備類	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。
	色彩	<input type="checkbox"/> 工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。	P86
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	P88
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を生かした造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	P90 P90 P90
	緑化	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。	P92
	既存樹木・樹林等の保全	<input type="checkbox"/> まとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。	P92
外観照明・屋外照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	P93
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。	P93
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	P93

松崎地区		景観形成基準	解説頁	
建築物	配置	<p>□地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮し、これらを生かす配置とする。</p> <p>□かつての薩摩街道沿いで歴史的風情を残す場所については、道路に面して建築物や塀等が連なって建ち並び配置を基本とし、通りの町並みとの調和を図る。</p>	<p>P57</p> <p>P60</p>	
	形態・ 意匠・ 色彩	周辺との調和	<p>□歴史的資源や桜馬場をはじめとする自然環境と調和した落ち着いた形態・意匠とする。</p> <p>□周辺に広がる田園景観に調和するよう、低層の建築物を基本とする。</p> <p>□薩摩街道に面する建物の外壁面は、おおむね通りに面して連続性を確保する。やむを得ず建物を後退させる場合は、薩摩街道の町並みを著しく損なわないよう垣・柵等を設ける。</p>	<p>P62</p> <p>P63</p> <p>P65</p>
		圧迫感の軽減	□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	P66
		設備類	□建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	P67
			□太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、その他屋根材又は外壁材と調和するものとする。	P67
	色彩	<p>□周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。</p> <p>□外壁基調色：有彩色は彩度 4.0 以下</p> <p>□屋根色：有彩色は明度 7.5 以下・彩度 4.0 以下 無彩色は明度 7.5 以下</p> <p>※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。</p>	<p>P69</p> <p>P70</p> <p>P70</p>	
外構・緑化等	□前面道路に面して植栽を行う場合は、建築物や門・塀等による通りの景観との調和に配慮するとともに、薩摩街道の町並みに配慮した樹種を選定する。	P77		
	□駐車場・駐輪場は可能な限り通りから見えにくい位置に配置する。通りから望見できる位置に配置する場合、駐車場・駐輪場は、植栽や格子等により修景する。	P74		
工作物	配置	□地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。	P78	
		□かつての薩摩街道沿いで歴史的風情を残す場所については、道路に面して建築物や塀等が連なって建ち並び配置を基本とし、通りの町並みとの調和を図る。	P81	

松崎地区		景観形成基準	解説頁	
工作物	形態・ 意匠・ 色彩	周辺と の調和	□歴史的資源や桜馬場をはじめとする自然環境と調和した落ち着いた色のある形態・意匠とする。	P83
		設備類	□道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	P85
		色彩	□薩摩街道に面する垣・柵は、落ち着いた色合いの低彩度色とし、薩摩街道の町並みと調和するような配色に努める。 □工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。	P88 P86
	外構・緑化等	□自然の植生に配慮した緑化に努める。 □道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	P88 P88	
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	□既存の地形を生かした造成に努める。 □切土・盛土は最小限に抑える。 □面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	P90 P90 P90	
	緑化	□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。	P92	
	既存樹木・樹林等の保全	□田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・保全する。	P92	
外観照明・屋外照明	照度の抑制	□良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	P93	
	点滅照明	□点滅照明は設置しない。	P93	
	照明器具	□派手な照明器具は設置しない。	P93	

宝満川地区		景観形成基準	解説頁
建築物	配置	□地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。	P57
	形態・意匠・色彩	□周辺に広がる田園景観に調和するよう、低層の建築物を基本とする。	P63
		□ランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠とする。	P63
		□堤防等から俯瞰されることを踏まえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。	P66
	圧迫感の軽減	□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	P66
	設備類	□建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	P67
□太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、その他屋根材又は外壁材と調和するものとする。		P67	
□屋上に設備等を設置する場合には、周囲から目立たないように配置し、必要に応じて目隠し等の処理を行う。		P68	
色彩	□周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。 □外壁基調色：有彩色は彩度 4.0 以下 □屋根色：有彩色は明度 7.5 以下・彩度 4.0 以下 無彩色は明度 7.5 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。	P69 P70 P70	
外構・緑化等	□自然の植生に配慮した緑化に努める。 □道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	P75 P73	
工作物	配置	□太陽光発電設備、通信用移動鉄塔の設置を原則禁止する。	P81
		□地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。	P78

宝満川地区			景観形成基準	解説頁
工作物	形態・意匠・色彩	周辺との調和	<input type="checkbox"/> 周辺に広がる田園景観に調和する形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> ランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠とする。	P84 P84
		設備類	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	P85
		色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、茶系や無彩色等周囲や背景の緑・自然景観に溶け込むような配色に努める。 <input type="checkbox"/> 工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。	P85 P86
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	P88 P88	
	開発行為・土地の形質の変更等	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を生かした造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。 <input type="checkbox"/> 十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配慮する。	P90 P90 P90 P91
土石類の採取		<input type="checkbox"/> 土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があらわれないものとする。	P91	
物件の堆積		<input type="checkbox"/> 資材等を堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣等の目隠しによる修景を行う。	P91	
緑化		<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。	P92	
既存樹木・樹林等の保全		<input type="checkbox"/> 田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・保全する。	P92	
外観照明・屋外照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	P93	
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。	P93	
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	P93	

花立山地区		景観形成基準	解説頁
建築物	配置	<input type="checkbox"/> 緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。 <input type="checkbox"/> 花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害しないよう配置を工夫する。	P57 P60
	形態・ 意匠・ 色彩	周辺との調和 <input type="checkbox"/> ふもとの田園地域から見た際、脊振山系や丘陵地の稜線を切るような高層建築・大型建築は避け、低層の建築物とする。 <input type="checkbox"/> 脊振山系や丘陵地と馴染むよう、勾配屋根を設置する等、形態・意匠に配慮する。	P63 P63
		圧迫感の軽減 <input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	P66
	設備類	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	P67
		<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、その他屋根材又は外壁材と調和するものとする。	P67
	色彩 <input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、茶系や無彩色等周囲や背景の緑・自然景観に溶け込むような配色に努める。 <input type="checkbox"/> 外壁基調色：有彩色は彩度 4.0 以下 <input type="checkbox"/> 屋根色：有彩色は明度 7.5 以下・彩度 4.0 以下 無彩色は明度 7.5 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。	P69 P70 P70	
外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 敷地境界部（特に斜面側）では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	P75 P75	



花立山地区		景観形成基準	解説頁	
工作物	配置	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備、通信用移動鉄塔の設置を原則禁止する。 <input type="checkbox"/> 緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。 <input type="checkbox"/> 花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害しないよう配置を工夫する。	P81 P78 P82	
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	<input type="checkbox"/> 脊振山系や丘陵地と馴染む形態・意匠とする。	P84
		設備類	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	P85
		色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、茶系や無彩色等周囲や背景の緑・自然景観に溶け込むような配色に努める。 <input type="checkbox"/> 工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。	P85 P86
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 敷地境界部（特に斜面側）では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	P88 P89	
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を生かした造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	P90 P90 P90	
	土石類の採取	<input type="checkbox"/> 土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があらわれないものとする。	P91	
	物件の堆積	<input type="checkbox"/> 資材等を堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣等の目隠しによる修景を行う。	P91	
	緑化	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。	P92	
	既存樹木・樹林等の保全	<input type="checkbox"/> まとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。	P92	
外観照明・屋外照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	P93	
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。	P93	
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	P93	

(3) 各沿道景観保全ゾーンの景観形成基準

□国道500号線

沿道景観保全ゾーン		景観形成基準	解説頁
建築物・ 工作物	配置	□通りに面して商店や住宅等が建ち並び賑わいを創出している現況を踏まえ、道路や歩道からの見え方や周辺の建築物・工作物の位置関係に配慮した配置とする。	P94
開発行為・ 土地の形質 の変更等	外構・緑化等	□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができ る駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花 壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。	P97

□主要地方道久留米筑紫野線

沿道景観保全ゾーン		景観形成基準	解説頁
建築物・ 工作物	配置	□広大な田園が周囲に広がる状況を踏まえ、道路からの見え 方や周辺の建築物・工作物の位置関係に配慮した配置とす る。	P94
	形態・ 意匠	眺望景 観への 配慮	□道路から眺望される田園景観や背後の花立山等に配慮し、 沿道からの眺めを阻害することのない形態・意匠とする。
開発行為・ 土地の形質 の変更等	外構・緑化等	□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができ る駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花 壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。	P97

□都市計画道路原田駅東福童線

沿道景観保全ゾーン		景観形成基準	解説頁
建築物・ 工作物	配置	□歩道・街路樹が連続した通りに面して商店や住宅等が建ち 並び現況を踏まえ、道路や歩道からの見え方や周辺の建築 物・工作物の位置関係に配慮した配置とする。	P95
開発行為・ 土地の形質 の変更等	外構・緑化等	□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができ る駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花 壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。	P97

□旧薩摩街道

沿道景観保全ゾーン		景観形成基準	解説頁
建築物・ 工作物	配置	□街道沿いの町並みや歴史的建造物への眺望を阻害すること のない配置とする。	P95
	形態・ 意匠	周辺と の調和	□街道沿いの町並みや歴史的建造物及び周辺の自然環境に配 慮した落ち着いた形態・意匠とする。

### 3. 景観形成のポイント

ここでは、P37～55の「第4章 2. 景観形成基準の一覧」の景域別、景観形成重点地区別、沿道景観保全ゾーン別の景観形成基準について、基準別に整理し、建築・開発行為等を行う際の景観形成に配慮すべきポイントを解説しています。

景域別、地区別、ゾーン別の基準の内容を確認する際は、「第4章 2. 景観形成基準の一覧」の解説頁を参照してください。

各基準ごとに該当する地域区分について、地域区分に合わせた下記のとよりの表示で区分し、該当箇所を「●」印で表しています。

区分	地域区分	表示
景域	市街地の景域	市街地
	田園・集落地の景域	田園
	丘の景域	丘
景観形成重点地区	小郡駅前地区（歴史的景観形成地区）	小郡歴
	小郡駅前地区（賑わい景観創出地区）	小郡に
	丘の上住宅地区	丘の上
	松崎地区	松崎
	宝満川地区	宝満川
	花立山地区	花立山
沿道景観保全ゾーン	国道500号	国500号
	主要地方道久留米筑紫野線	久留米線
	都市計画道路原田駅前福童線	原田線
	旧薩摩街道	薩摩街道

#### ■基準表示の例

##### <景域・景観形成重点地区>

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
【建築物】配置 <input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。	●	●					●	●	

##### <沿道景観保全ゾーン>

景観形成基準	国500号	久留米線	原田線	薩摩街道
<input type="checkbox"/> 通りに面して商店や住宅等が建ち並び賑わいを創出している現況を踏まえ、道路や歩道からの見え方や周辺の建築物・工作物の位置関係に配慮した配置とする。	●			

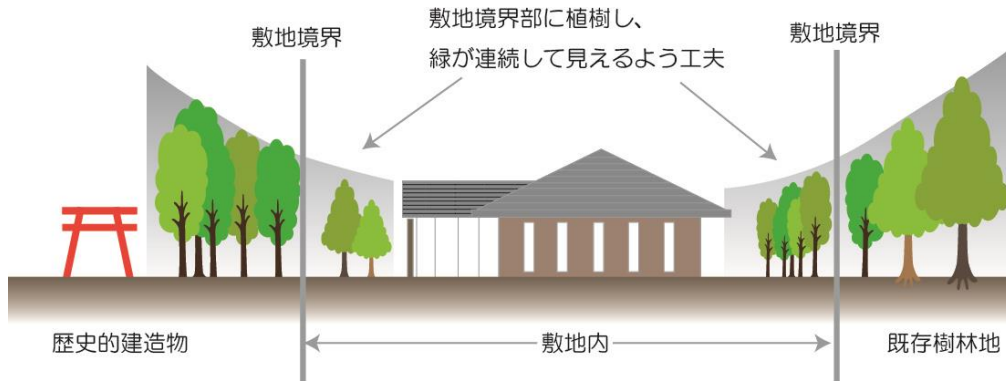
(1) 建築物

①配置

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
【建築物】配置									
□地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。	●	●					●	●	
□地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林等に配慮し、これらを生かす配置とする。				●					

配慮のポイント

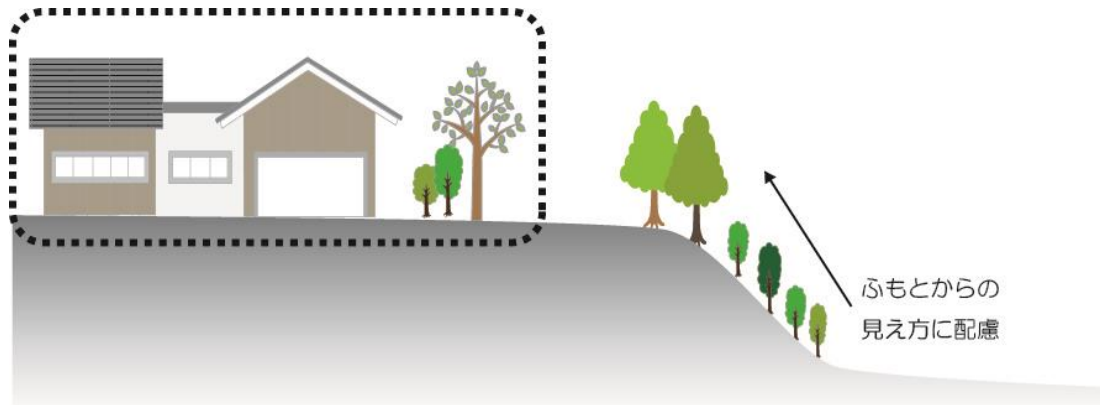
○地域の優れた景観資源となる歴史的建造物や社寺林・雑木林、ため池等が敷地周辺にある場合には、ゆとりある配置に努め、敷地境界部に植樹する等、緑が連続しているように見せる工夫をする必要があります。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
【建築物】配置									
□緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。			●						●

配慮のポイント

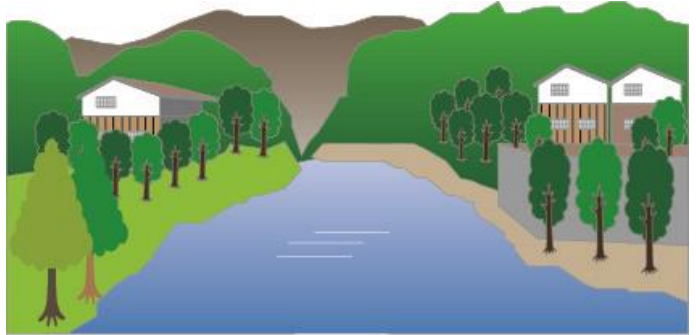
○丘陵部に立地する場合、ふもとからの見え方に配慮し、建物を斜面側から後退させ、植栽等により建物の壁面が目立たないように工夫する必要があります。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【建築物】配置	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□樹林地やため池等の自然環境の保全に配慮した配置とする。						●			

**配慮のポイント**

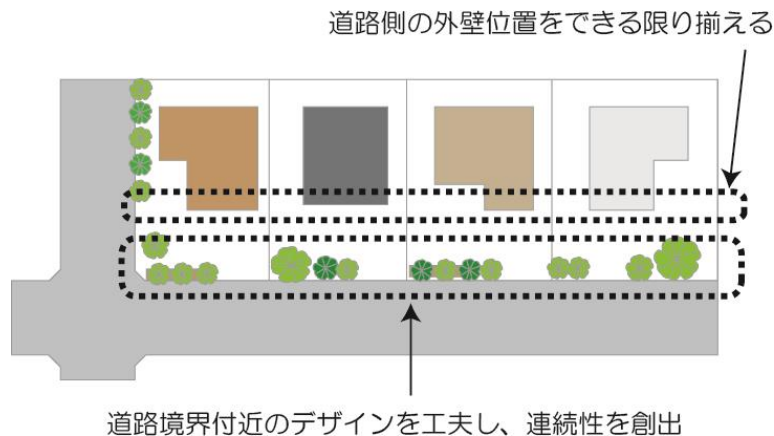
- 勝負坂堤や井ノ浦堤等のため池周辺においては、建物自体が背景となることも意識し、建物との間に十分な距離を確保しつつ、緑地帯を設ける等工夫する必要があります。
- 既存の地形をなるべく生かし、既存の樹林地等もできるだけ残す配慮をしましょう。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【建築物】配置	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□既存の建築物等の配置の特徴を把握し、街並みとの調和に配慮した配置とする。	●					●			

**配慮のポイント**

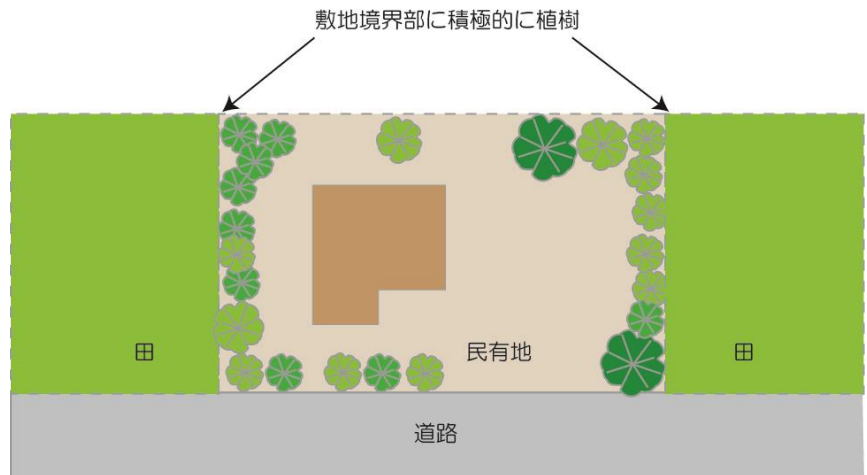
- 住宅地や商業地等、建物が連続した街並みが形成されている場合は、建物の壁面の位置を揃えたり、隣接する敷地の道路境界部の状況と合わせて植樹や塀等を設けたりすることで、連続性を創出することが必要です。
- 丘の上住宅地区では、建築協定における基準により、建物の外壁等から道路側境界線までの距離（壁面後退距離）が定められている区域もあることから、地区全体として、ゆとりある建物配置と植栽による緑豊かな境界部を作り出すことが必要です。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【建築物】配置	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□既存の建築物等の配置の特徴を把握し、田園や集落地との調和に配慮した配置とする。		●							

**配慮のポイント**

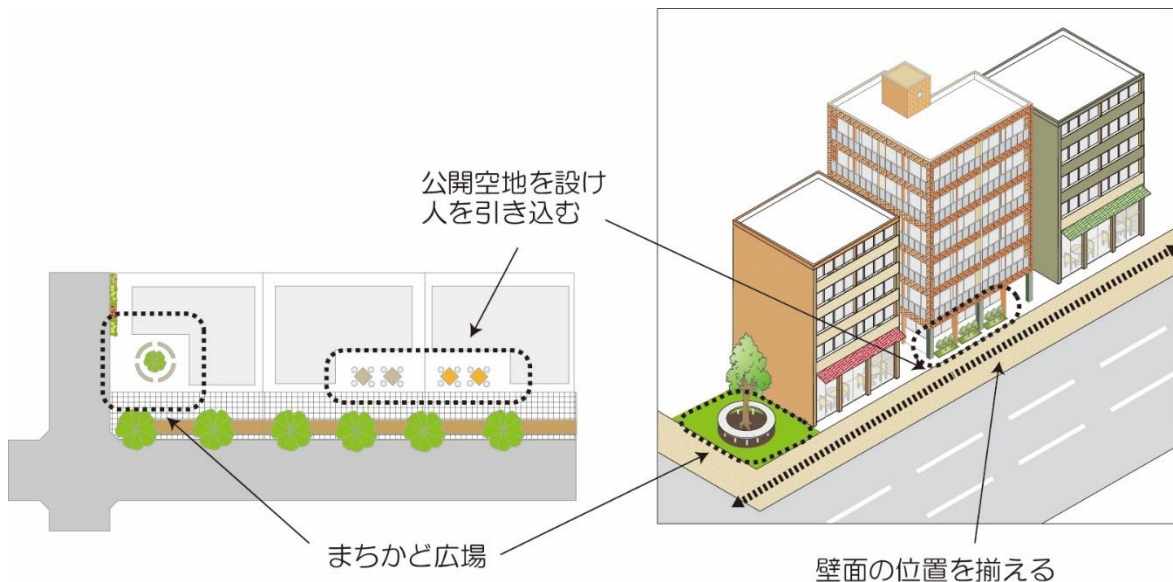
○田園や集落地においては、敷地に対してゆとりある建物配置とし、敷地境界部に積極的に植樹を行う等、周辺の環境と馴染ませる工夫が必要です。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【建築物】配置	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□既存の建築物等の配置の特徴を把握し、地域の顔となるような魅力ある街並みの形成に配慮した建築物の配置とする。					●				

**配慮のポイント**

○建物の壁面の位置や、道路境界部の植樹帯等の位置を既存の配置に合わせる等、街並みとの調和に十分配慮する必要があります。  
 ○街角に広場を設けたり、季節を感じられる花壇やパブリックアートを配置したりする等、魅力と賑わいのある、地域の顔となる街並みとなるよう工夫しましょう。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【建築物】配置	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□歴史的建造物が面する通りについては、道路に面して建築や塀等が建ち並ぶ配置を基本とし、通りの町並みとの調和を図る。				●					
□かつての薩摩街道沿いで歴史的風情を残す場所については、道路に面して建築物や塀等が連なって建ち並ぶ配置を基本とし、通りの町並みとの調和を図る。							●		

配慮のポイント

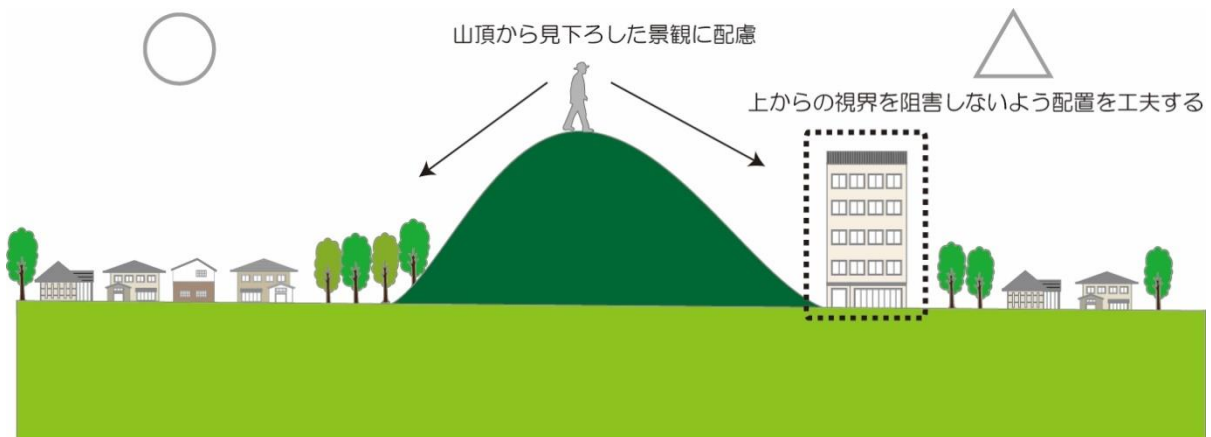
○歴史的風情を残す町並みが形成されている場合は、隣接する建物や敷地境界部に設置する塀や植樹帯の位置を合わせ、通りとしての連続性を保つような配慮が必要です。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【建築物】配置	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害しないよう配置を工夫する。		●	●						●

配慮のポイント

○山頂から見下ろした景観を意識し、眺望点からの景観を阻害しないよう、周囲の建物と高さや屋根の形状を合わせ、建物群としてまとまって見えるよう配慮する必要があります。



②形態・意匠・色彩

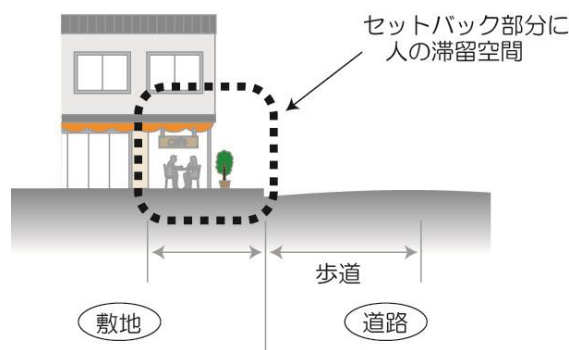
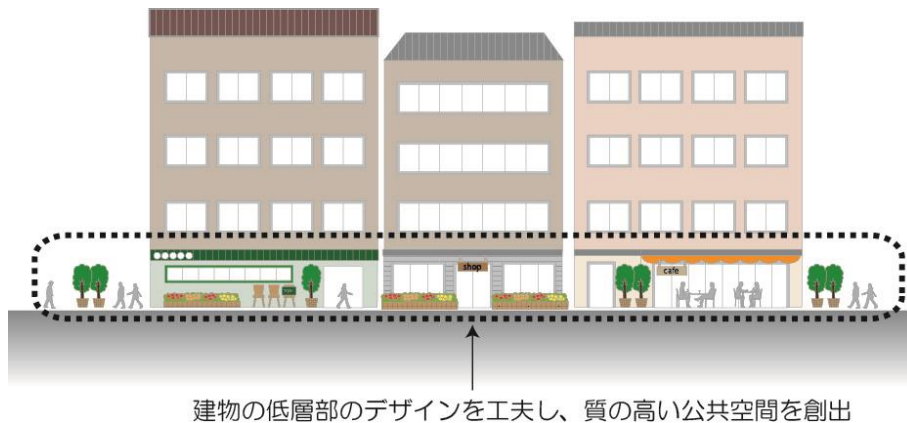
＜周辺との調和＞

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【建築物】形態・意匠・色彩＜周辺との調和＞	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□商業系市街地では、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏まえ、周辺の建物や歩道・街路樹等の歩行者空間と調和した形態・意匠とする。	●					●			
□駅前を通りでは、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏まえ、建物の建ち並びや、歩道や街路樹等の歩行者空間と調和した形態・意匠とする。					●				

配慮のポイント

○中・高層の建物が立ち並ぶ駅前の通りや商業地では、歩行者からの目線に近い低層部のデザインや外壁の素材等に配慮し、歩行者空間の歩道や街路樹等と一体となった質の高い公共空間を創出する必要があります。

○賑わいを感じさせるよう建物の一部をセットバックさせ、人の滞留空間を作る等の工夫をしましょう。





景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【建築物】形態・意匠・色彩<周辺との調和>	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避ける。	●					●			

配慮のポイント

○住宅地においては、落ち着いた雰囲気となるよう配慮し、屋根の形状や建物のボリューム等を隣接する住宅と調和するよう心掛け、住宅地としての魅力をより高められるよう努めましょう。

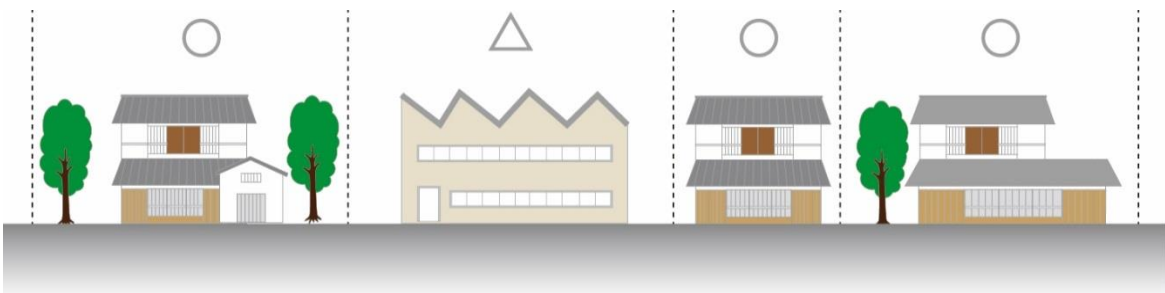


景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【建築物】形態・意匠・色彩<周辺との調和>	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□歴史的な町並みを有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。	●								
□歴史的資源や社寺林等の自然環境と調和した落ち着いたある形態・意匠とする。				●					
□歴史的資源や桜馬場をはじめとする自然環境と調和した落ち着いたある形態・意匠とする。							●		

配慮のポイント

○松崎地区等、歴史的な町並みが残っている地区においては、地区全体の雰囲気を阻害しないよう、屋根の形状、窓や建具の位置、素材等、建物の外観全体について配慮する必要があります。

○周囲の樹林地等や隣接する敷地内の緑と馴染むよう、全体的に落ち着いたデザインとするよう配慮しましょう。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□周辺に広がる田園景観に調和するよう、低層の建築物を基本とする。		●					●	●	
□ふもとの田園地域から見た際、脊振山系や丘陵地の稜線を切るような高層建築・大型建築はできるだけ避け、低層の建築物を基本とする。			●						
□ふもとの田園地域から見た際、脊振山系や丘陵地の稜線を切るような高層建築・大型建築は避け、低層の建築物とする。									●

配慮のポイント

○背景となる山並みや前景となる田園景観との調和を図り、建物自体が自然景観の中で過度に目立つことがないように、低層で落ち着いたデザインの建物とする必要があります。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□ランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠とする。		●						●	
□脊振山系や丘陵地と馴染むよう、勾配屋根を設置する等、形態・意匠に配慮する。			●			●			●

配慮のポイント

○背景となる山並みと調和させるため、奇抜な形状の屋根は避け、勾配のある形状とする等、自然と調和するスカイラインの形成に配慮したデザインの建物とするよう工夫する必要があります。

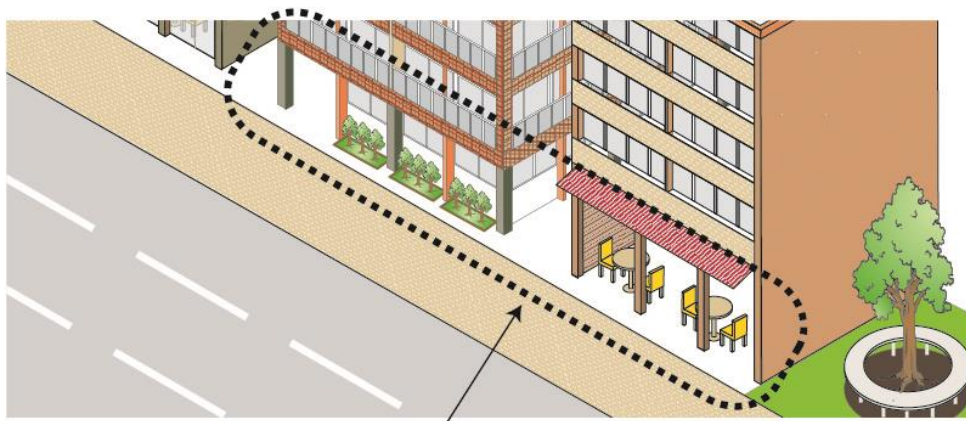


景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【建築物】形態・意匠・色彩<周辺との調和>	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□低層部は街ゆく人が楽しめる開放感のあるデザインとする。特に西鉄小郡駅周辺では、路地の活用等、界隈性を演出する空間を確保する。					●				

配慮のポイント

○小郡駅周辺では、低層部における通りからの見え方を意識し、隣接建物と一階部分の軒の高さを揃えることができます。また、お店のイメージにあった演出や、一階部分をガラス張りにする等、建物内の人や物が見えるようにするような工夫、歩いて楽しい空間の演出に努めましょう。

○路地の狭さを活用した商店街ならではの賑わいを演出する等、人が自然と集まり、楽しい雰囲気を感じさせる空間づくりを心がけましょう。



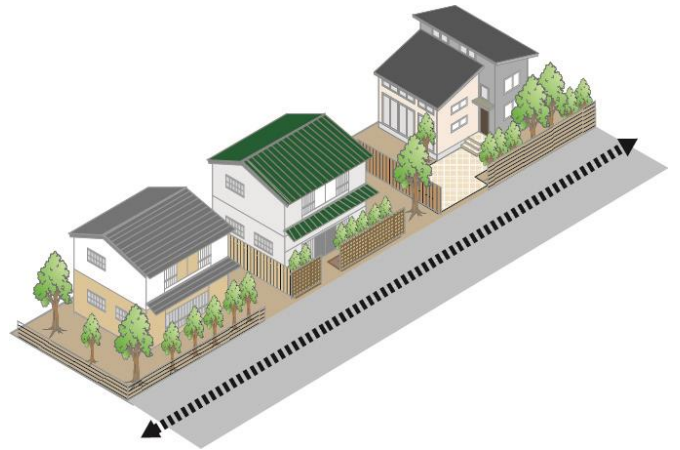
賑わいを演出し、歩いて楽しい空間を創出



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【建築物】形態・意匠・色彩<周辺との調和>	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□主要な道路に面する建物の外壁面は、おおむね通りに面して連続性を確保する。やむを得ず建物を後退させる場合は、町並みを著しく損なわないよう垣・柵等を設ける。				●	●				

配慮のポイント

- 小郡駅周辺の中高層ビルが立ち並ぶ通りにおいては、通りからの見え方を意識し、外壁面の位置をできるだけ揃え、連続性のある街並みが形成されるよう配慮しましょう。
- 壁面の位置を後退させる場合は、隣接する建物の壁面と揃えた位置に、樹木が並ぶ植樹帯等を設置する等、連続性を途切れさせないように配慮する必要があります。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【建築物】形態・意匠・色彩<周辺との調和>	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□薩摩街道に面する建物の外壁面は、おおむね通りに面して連続性を確保する。やむを得ず建物を後退させる場合は、薩摩街道の町並みを著しく損なわないよう垣・柵等を設ける。							●		

配慮のポイント

- 歴史を感じさせる町並みの残る薩摩街道においては、通りとしての連続性を途切れさせないように、隣接する建物との壁面の位置を合わせる等、既存の町並みに調和させる必要があります。
- やむを得ず合わせられない場合でも、隣接する敷地の建物と新しく設置する塀や植樹帯の位置を合わせる等の工夫が必要です。



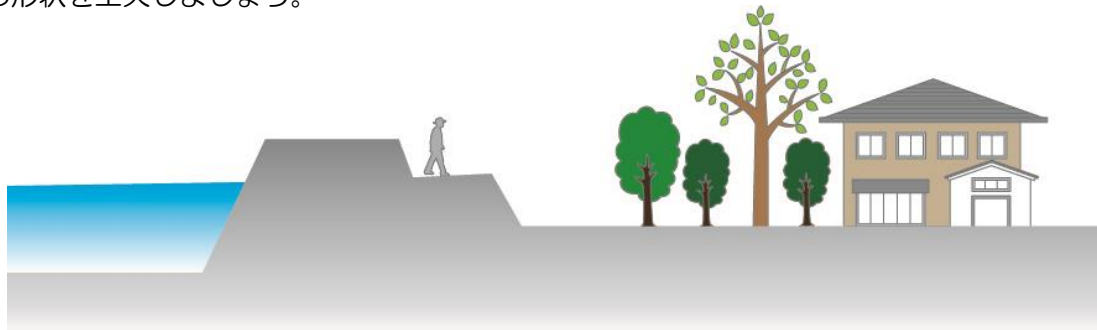
↑通りに対して連続性を確保している建物や塀・垣・柵（松崎地区）

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【建築物】形態・意匠・色彩<周辺との調和>	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□堤防等から俯瞰されることを踏まえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。								●	

配慮のポイント

○宝満川周辺では、堤防を通る人からの目線や対岸からの見え方に配慮し、建物や設備等が無機質で煩雑な印象を与えることが無いよう工夫する必要があります。

○堤防からの視線の広がりや、水辺から市街地への連続性を感じさせるよう、傾斜屋根等によるゆるやかな連続性を生み出したり、陸屋根の場合はすっきりとした外観となるようにしたりする等、屋根の形状を工夫しましょう。



<圧迫感の軽減>

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【建築物】形態・意匠・色彩<圧迫感の軽減>	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	●	●	●	●	●	●	●	●	●

配慮のポイント

○1棟で大規模になりがちな、店舗や工場、倉庫、農業用の建物等については、十分な外壁後退距離を取った上で、長大な壁面を避け分棟配置としたり、凹凸のある壁面のデザインとしたりする等、圧迫感を感じさせない工夫が必要です。

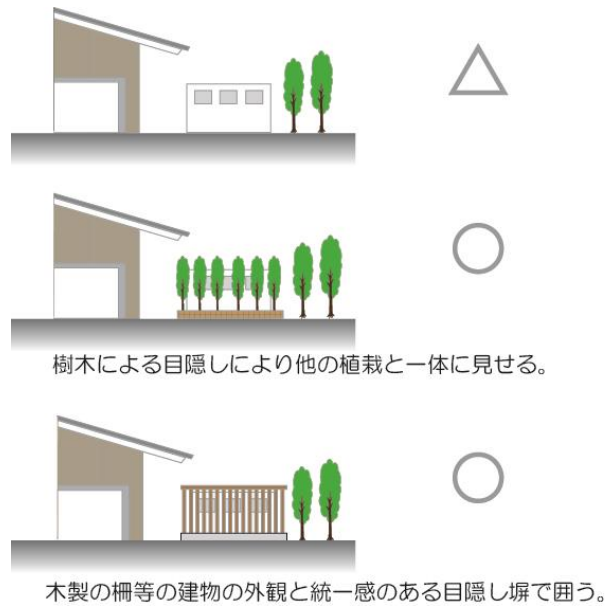


<設備類>

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
<p>【建築物】形態・意匠・色彩&lt;設備類&gt;</p> <p><input type="checkbox"/>建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。</p>	●	●	●	●	●	●	●	●	●

配慮のポイント

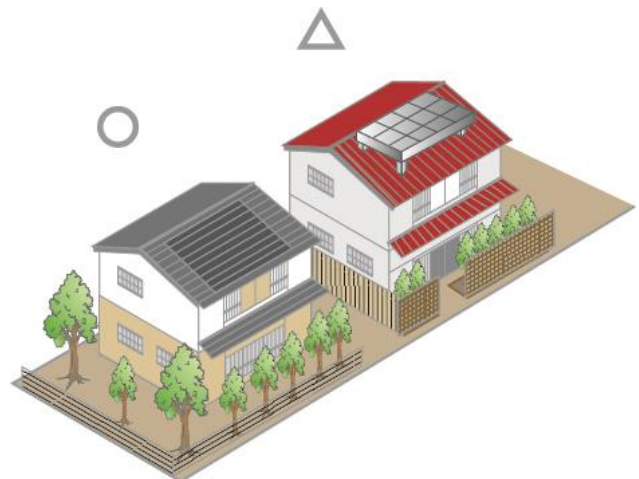
- 空調の室外機や給湯器、プロパン庫、ごみ集積所、各種配管等、建物に付帯する設備等は、建物自体のデザインと調和しないものが多いため、道路等の公共施設からはできるだけ見えない位置に設置するよう工夫する必要があります。
- 道路側等、公共の場から見える位置に設置せざるを得ない場合は、樹木による目隠しをしたり、建物の外観と統一感のある素材のルーバー等で囲ったりする等、設備自体が直接見えないよう、周辺の景観に配慮しましょう。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
<p>【建築物】形態・意匠・色彩&lt;設備類&gt;</p> <p><input type="checkbox"/>太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、その他屋根材又は外壁材と調和するものとする。</p>	●	●	●	●	●	●	●	●	●

配慮のポイント

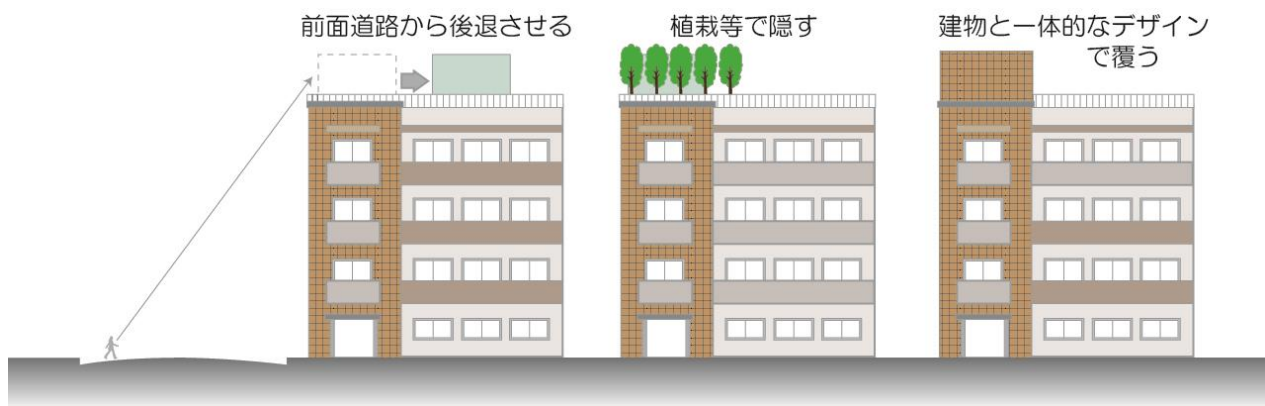
- 太陽光発電設備を設置する場合は、設備自体が目立たない瓦と一体となったものや、屋根材や外壁材と同色のものを選択する等、周辺の景観への影響が大きくなるよう配慮しましょう。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【建築物】形態・意匠・色彩<設備等>	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□屋上に設備等を設置する場合には、周囲から目立たないように配置し、必要に応じて目隠し等の処理を行う。								●	

配慮のポイント

○屋上に設置する給水塔やアンテナ、空調の室外機等の設備は、設備自体が目立つため、前面道路から後退させたり、植栽やルーバー等で隠したり、外壁と一体的なデザインで覆ったりする等、周囲から直接見えないよう工夫する必要があります。

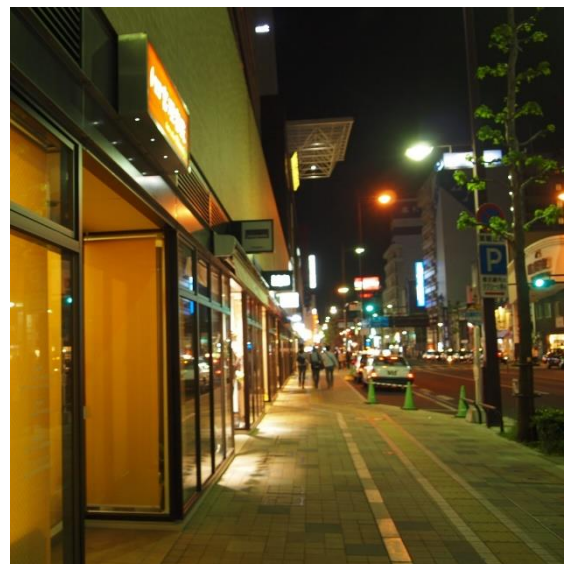


景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【建築物】形態・意匠・色彩<設備等>	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□夜間照明は、夜の賑わいを演出するようなものとする。ただし、閃光を発生するものや点滅するもの等の過度な照明は避ける。					●				

配慮のポイント

○店舗等が多く立ち並ぶ小郡駅前においては、歩く人々にとって安心感と賑わいを感じられるよう、外壁を照らす照明、店舗内から歩道側に漏れる照明、広告物自体の照明等について、工夫する必要があります。

○閃光を発生するものや点滅するもの、サーチライトのような照明自体が目立ちすぎるものの設置は避けましょう。



<色彩>

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【建築物】形態・意匠・色彩<色彩>	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。	●	●		●	●	●	●	●	

配慮のポイント

○建物の屋根や外壁の色彩は、周辺を含めた広い範囲の景観の印象に大きな影響を与えるため、周辺との調和に十分配慮した色彩を選択するとともに、それぞれの地域の特徴と合わせ、屋根の色を周辺と近い色にしたり、外壁も屋根と馴染む色を採用したりする等の工夫が必要です。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【建築物】形態・意匠・色彩<色彩>	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□周囲の景観に調和する色彩とし、茶系や無彩色等周囲や背景の緑・自然景観に溶け込むような配色に努める。			●						●

配慮のポイント

○表面積が大きくなる屋根や外壁の色彩は、背景となる山並み、周辺の田園風景、付近の街路樹等と調和する茶系や無彩色等のものを選択し、緑豊かな自然景観の中で過度に目立たないように配慮する必要があります。

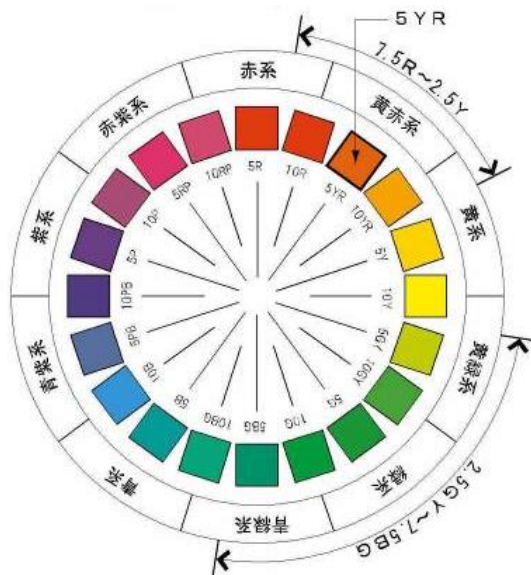
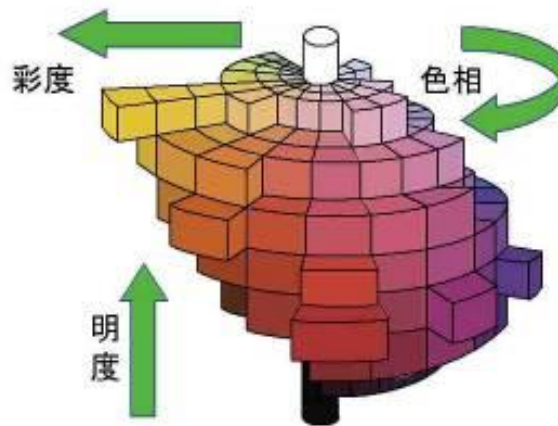




景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【建築物】形態・意匠・色彩<色彩>	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□外壁基調色：有彩色は彩度 6.0 以下 □屋根色：有彩色は彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。	●				●				
□外壁基調色：有彩色は彩度 4.0 以下 □屋根色：有彩色は明度 7.5 以下・彩度 4.0 以下 無彩色は明度 7.5 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。		●	●	●		●	●	●	●

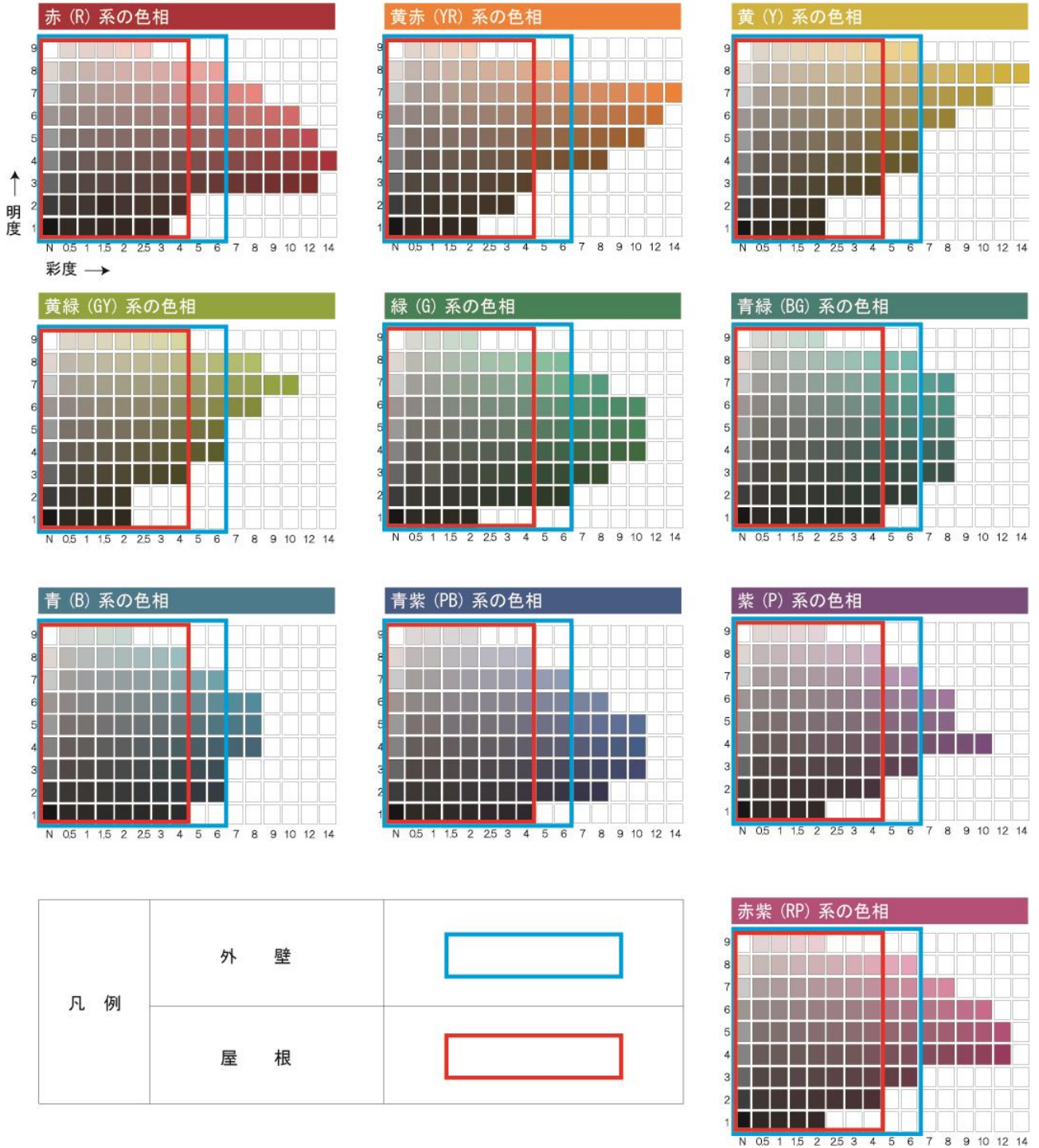
配慮のポイント

○外壁や屋根の色彩は、景観形成に大きな影響を与えるため、高彩度色の使用を制限し、背景となる山並みや田園風景、周囲の建物群や植栽等と調和する色を選択することが必要です。



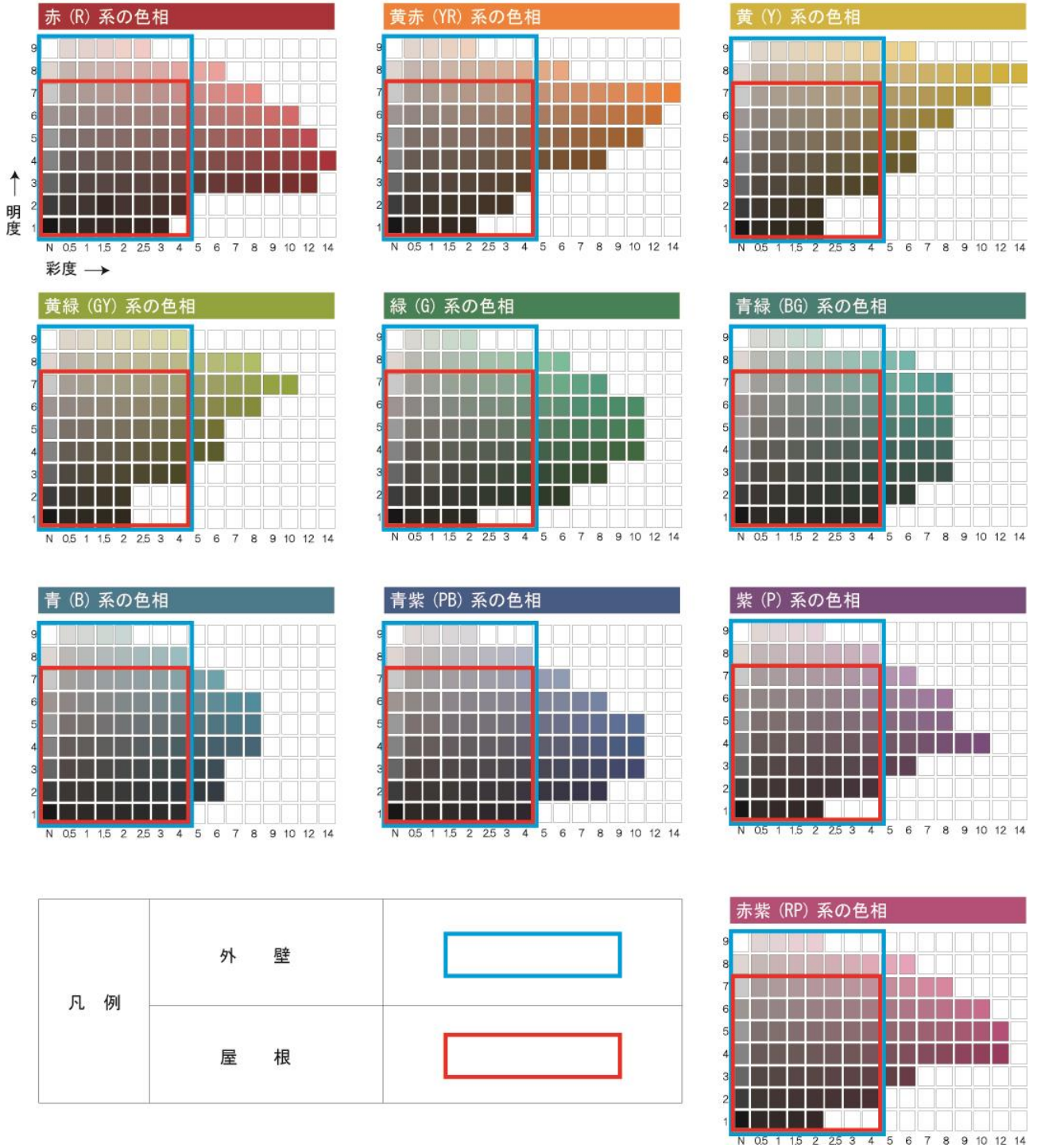
市街地・小郡に

◇基調色（外壁および屋根）の範囲



田園・丘・小郡歴・丘の上・松崎・宝満川・花立山

◇基調色（外壁および屋根）の範囲



<素材>

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
【建築物】形態・意匠・色彩<素材>									
□建築物や工作物の素材は落ち着いた住宅地景観の形成を意識し、特に建築物の低層部や敷き際等は、木や石、土（レンガ）等の自然素材の使用に努める。						●			

配慮のポイント

○丘の上住宅地区は、敷地内に積極的に樹木や花壇等が植えられ、魅力ある住宅地景観が形成されています。建築物の建築や工作物の設置の際は、特に目につきやすい低層部において、木や石、レンガ等の自然素材や、その他の自然素材のように見える仕上げ材の使用に努め、緑あふれる住宅地景観との調和に配慮する必要があります。



↑自然素材を使用した例（木、石、レンガ調）

③外構・緑化等

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
【建築物】外構・緑化等									
□道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	●	●		●	●	●		●	

配慮のポイント

○建物のデザインのみならず、道路との境界部のデザインも、その地域の街並みの印象に大きな影響を与えます。境界部をできるだけ緑化したり、樹木や季節を感じられる花壇等を施したりする等の工夫をし、潤いのある良好な市街地の街並みの形成に配慮する必要があります。



↑道路境界部の緑化の例

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
【建築物】外構・緑化等									
□駐車場・駐輪場は可能な限り通りから見えない位置に配置する。通りから望見できる位置に配置する場合、平面駐車場・駐輪場は、緑化等（周囲や舗装面）により修景する。	●			●	●				
□駐車場・駐輪場は可能な限り通りから見えにくい位置に配置する。通りから望見できる位置に配置する場合、駐車場・駐輪場は、植栽や格子等により修景する。							●		

配慮のポイント

- 敷地内の駐車・駐輪スペースは、アスファルトやコンクリートの面積が大きくなり、無機質な印象を与えるため、通りから直接見えない位置に配置する等の工夫が必要です。
- 敷地条件等の理由から通り沿いに配置する場合は、主要な道路からの出入り口を一か所とし、それ以外の場所に植栽を施したり、歴史を感じさせる町並みが残っている地区においては、周辺の建築や塀と合わせ自然素材の格子等を設けたりする等の工夫が必要です。



↑ 植栽による駐車場の修景（松崎地区）

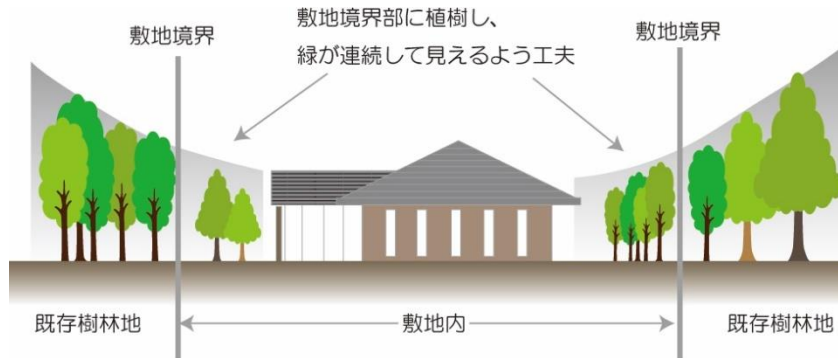


↑ 植栽による駐車場の修景（松崎地区）

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【建築物】外構・緑化等	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□自然の植生に配慮した緑化に努める。		●	●					●	●

配慮のポイント

○水や緑の自然景観に囲まれた敷地内については、本来の自然の植栽に配慮した緑化や、既存樹木等を生かした緑化に努め、周囲に広がる緑の景観に馴染むよう工夫する必要があります。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【建築物】外構・緑化等	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□敷地境界部（特に斜面側）では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。			●						●

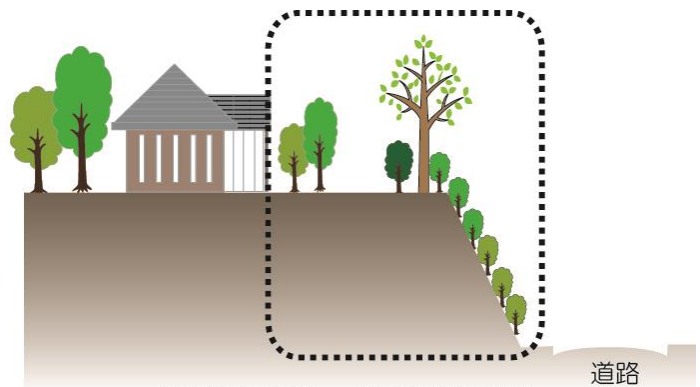
配慮のポイント

○前面道路から建物が丸見えにならないように、生垣や花壇等を配置し、周囲の農地や樹林地の緑と調和した景観づくりに配慮する必要があります。

○丘陵地や山の付近においては、道路境界部だけでなく、斜面側を中心に樹木を植樹し、緑の中に建物等が立地しているように見せる工夫が必要です。



↑ 周辺景観に配慮した道路境界部の植樹の例



斜面側に植樹し、緑の中に建物が立地しているように見せる

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【建築物】外構・緑化等	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□樹木の配置や樹種の構成に配慮し、できる限り高木等の設置に努める。特に人の目線を集めやすい場所等にシンボルツリーを配置する等街並みの演出を行う。						●			

配慮のポイント

- 丘の上住宅地区は、各住宅の道路側の植樹により、魅力的な住宅景観が形成されています。道路側からの見え方を意識し、低木、中木、高木をバランスよく配置し、緑の奥行きを感じさせる工夫が必要です。
- 緑の立ち上がりの面積を増やすため、できるだけ1階の階高よりも高い木も植えるよう努めましょう。

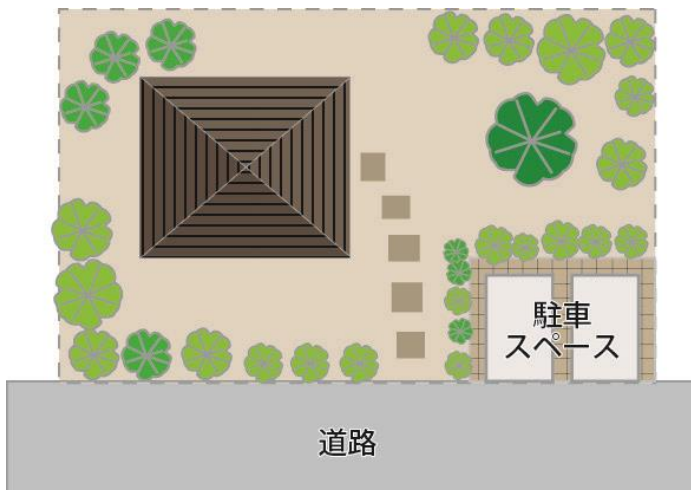


↑工夫を凝らした道路側の植樹の例

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【建築物】外構・緑化等	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□駐車場・駐輪場を配置する場合、緑化等（周囲や舗装面）により修景する。						●			

配慮のポイント

- 敷地内の駐車場は、周囲を積極的に緑化するとともに、舗装面をインターロッキングや緑化ブロック等によってやわらかな印象となるよう工夫し、道路からの景観が閑散とした印象を与えないよう配慮する必要があります。



↑緑化ブロックや周囲の緑化により修景している例

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
【建築物】外構・緑化等									
□前面道路に面して植栽を行う場合は、建築物や門・塀等による通りの景観との調和に配慮するとともに、薩摩街道の町並みに配慮した樹種を選定する。							●		

配慮のポイント

○歴史を感じさせる町並みが残っている松崎地区では、建築物や門・塀との調和を持たせるよう、道路側や塀の内側に植栽を施す場合は、地域でよく見られる樹種を選定する等の配慮が必要です。



↑ 薩摩街道の町並みに配慮した植樹の例



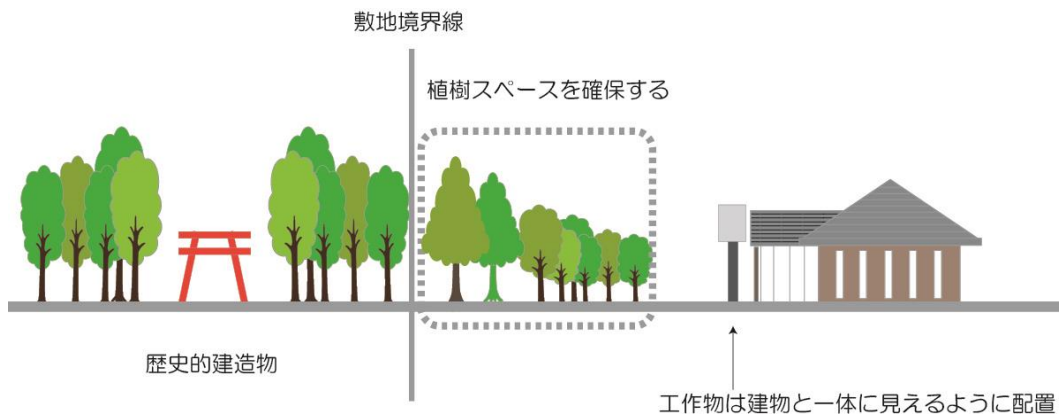
(2) 工作物

①配置

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【工作物】配置	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。	●	●					●	●	
□地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林等に配慮し、これらを生かす配置とする。				●					

配慮のポイント

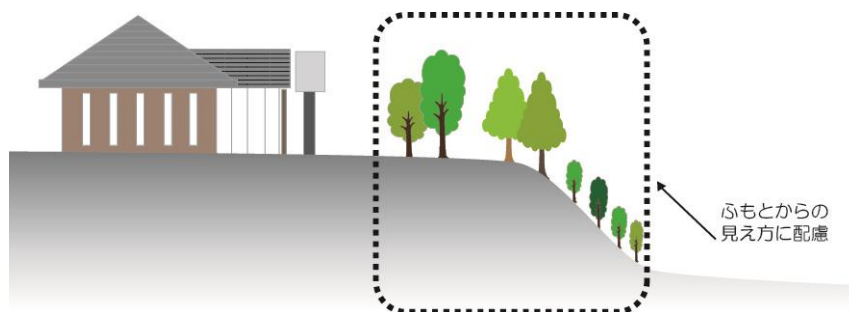
- 歴史的な建造物や雑木林等が敷地周辺にある場合は、ゆとりある配置に努め、敷地境界部に植樹する等、緑が連続しているように見せる工夫をする必要があります。
- 建築物と合わせて設置する工作物は、できるだけ建築物と一体に見えるように配置し、工作物が目立ちにくい配置となるよう配慮しましょう。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【工作物】配置	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。			●						●

配慮のポイント

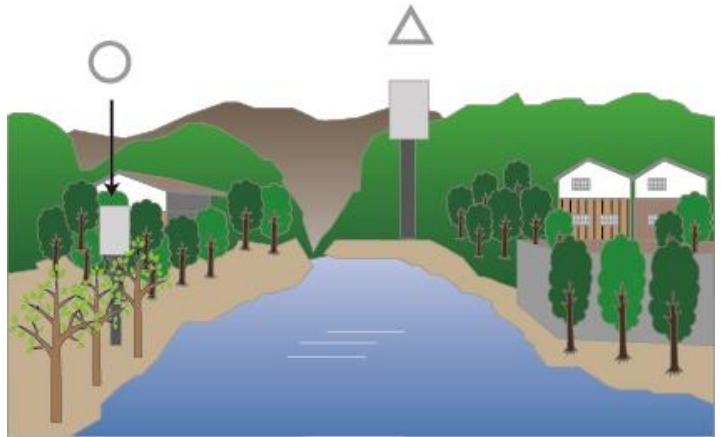
- 工作物を丘陵地に立地する場合、ふもとからの見え方に配慮し、斜面側から後退させるとともに、植栽等により工作物自体が目立たないように工夫する必要があります。
- 建築物と合わせて設置する工作物は、できるだけ建築物と一体に見えるように配置しましょう。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【工作物】配置	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□樹林地やため池等の自然環境の保全に配慮した配置とする。						●			

**配慮のポイント**

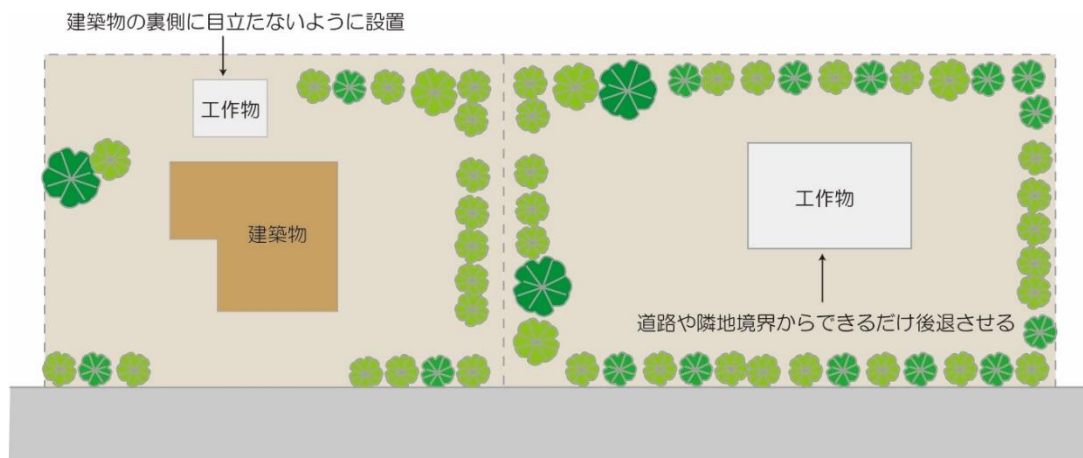
- 樹林地やため池等が周辺にある場合は、工作物が豊かな自然環境の中で目立ちすぎないように、前面に緑地帯を設ける等工夫する必要があります。
- 建築物と合わせて設置する工作物は、できる限り裏側に設置したり、建築物と一体に見えるように配置する等、周辺環境に配慮しましょう。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【工作物】配置	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□既存の建築物等の配置の特徴を把握し、街並みとの調和に配慮した配置とする。	●					●			

**配慮のポイント**

- 住宅市街地等においては、工作物を道路や隣地境界からできるだけ後退させ、敷地外周部は、隣接する敷地との生垣・植栽等と連続させるよう緑化を施す等、周辺と調和させる工夫が必要です。
- 建築物と合わせて工作物を設置する場合は、建築物の裏側に設置するか、建物と一体に見えるように配置する等工夫しましょう。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【工作物】配置	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□既存の建築物等の配置の特徴を把握し、田園や集落地との調和に配慮した配置とする。		●							

配慮のポイント

○田園や集落地の中においては、敷地に対して周辺にゆとりある配置とし、敷地境界部に植樹する等、周辺の環境と馴染ませる工夫が必要です。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【工作物】配置	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□既存の建築物等の配置の特徴を把握し、地域の顔となるような魅力ある街並みの形成に配慮した配置とする。					●				

配慮のポイント

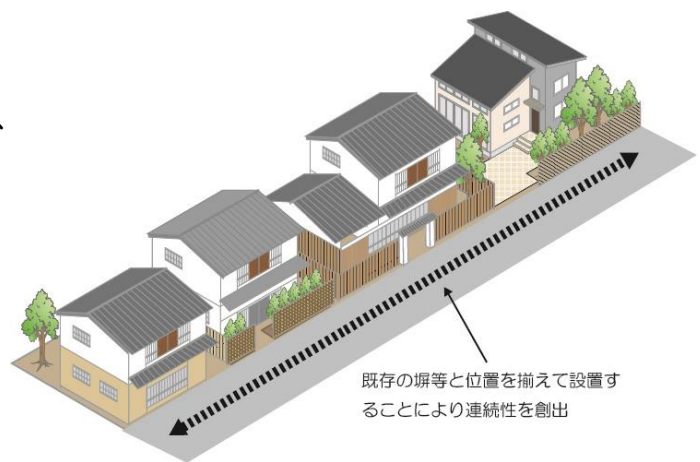
○小郡駅周辺等、人通りの多い地区においては、工作物はできるだけ建築物の裏側に配置するよう努めます。敷地条件等からやむを得ず道路に面して設置する場合は、道路境界部に隣接する敷地の外壁の位置等に合わせて工作物の前面に緑地帯を設ける等、歩行者や自動車から直接見えにくい配置とする工夫が必要です。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【工作物】配置	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□歴史的建造物が面する通りについては、道路に面して建築や塀等が建ち並ぶ配置を基本とし、通りの町並みとの調和を図る。				●					
□かつての薩摩街道沿いで歴史的風情を残す場所については、道路に面して建築物や塀等が連なって建ち並ぶ配置を基本とし、通りの町並みとの調和を図る。							●		

配慮のポイント

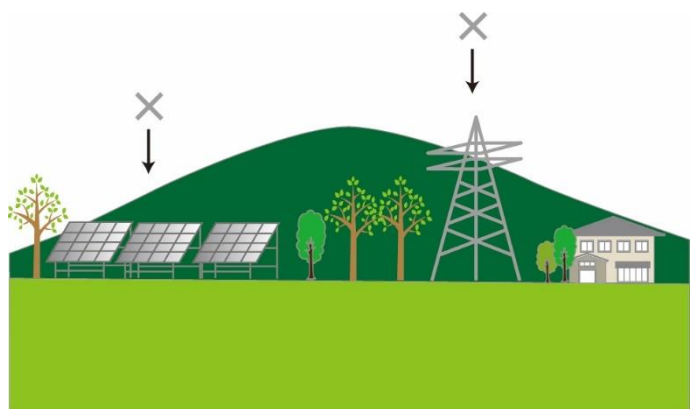
○歴史的風情を残す町並みが形成されている松崎地区では、通りとしての連続性を途切れさせないように、塀等を新設する場合は、既存の塀等の位置と揃えて設置する必要があります。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【工作物】配置	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□太陽光発電設備、通信用移動鉄塔の設置を原則禁止する。								●	●

配慮のポイント

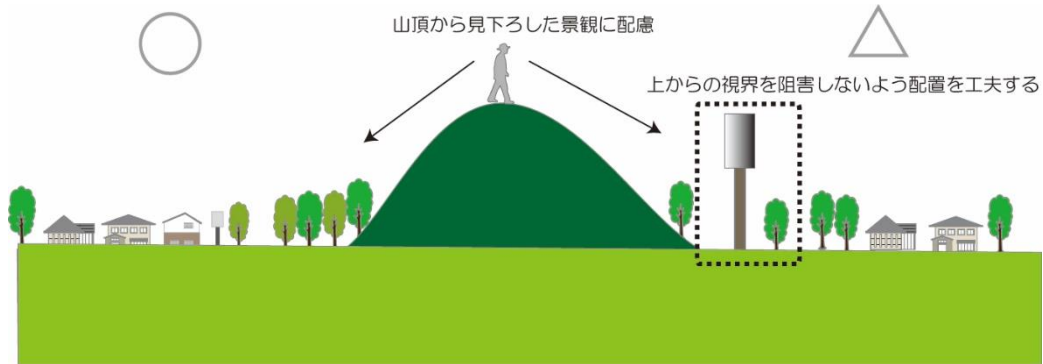
○宝満川や花立山周辺の豊かな自然景観が広がる地域においては、太陽光発電設備及び通信用移動鉄塔の設置が良好な景観を阻害する一因となる可能性が高いため、原則として設置しないものとします。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【工作物】配置	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害しないよう配置を工夫する。		●	●						●

**配慮のポイント**

○山頂から見下ろした景観を意識し、眺望点からの景観を阻害しないよう、周囲の建物の高さや素材等を合わせ、建物群と一体的に見えるよう配置する必要があります。



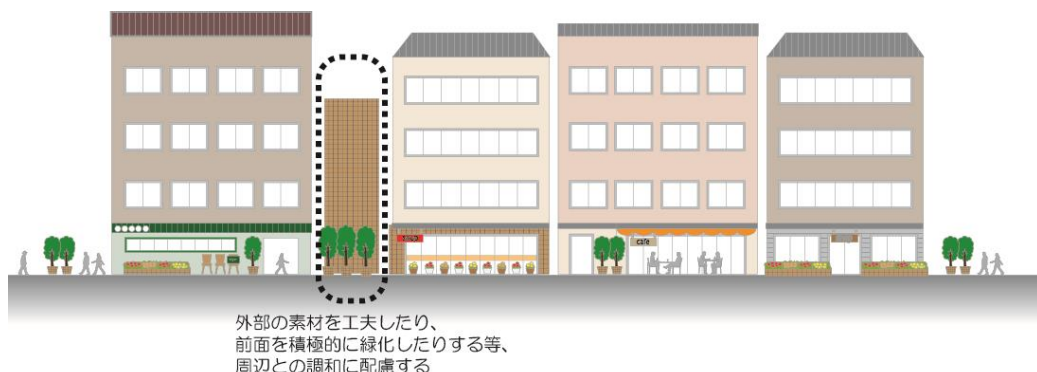
**②形態・意匠・色彩**

**<周辺との調和>**

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【工作物】形態・意匠・色彩<周辺との調和>	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□商業系市街地では、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏まえ、周辺の建物や歩道・街路樹等の歩行者空間と調和した形態・意匠とする。	●					●			
□駅前の通りでは、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏まえ、建物の建ち並びや、歩道や街路樹等の歩行者空間と調和した形態・意匠とする。					●				

**配慮のポイント**

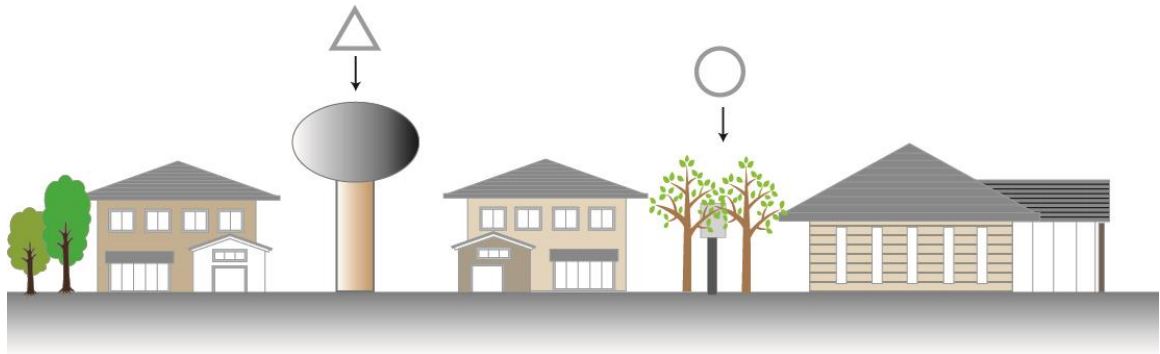
○商業系市街地の中に設置する工作物は、できる限り、歩行者等の目に直接入れない位置に設置するよう努めます。やむを得ない場合は、周囲の建築物と違和感のないデザインとなるよう、外部の素材を工夫したり、歩行者空間の魅力に配慮し、前面を積極的に緑化したりする等、周辺との調和に十分配慮する必要があります。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【工作物】形態・意匠・色彩<周辺との調和>	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避ける。	●					●			

配慮のポイント

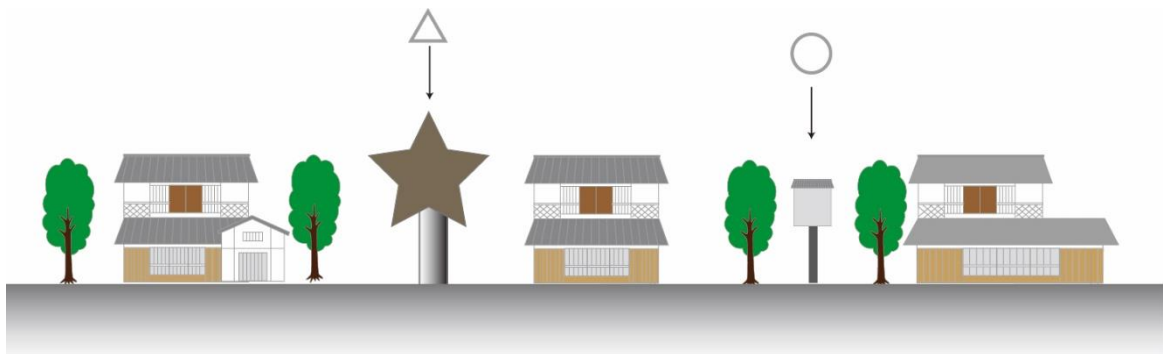
○住宅地においては、工作物の高さはできるだけ抑え、形状やボリューム等を隣接する住宅等と調和するよう心掛けます。周辺環境と調和した落ち着いた雰囲気となるよう配慮し、住宅地としての魅力をより高められるよう努めましょう。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【工作物】形態・意匠・色彩<周辺との調和>	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□歴史的な町並みを有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。	●								
□歴史的資源や社寺林等の自然環境と調和した落ち着いたきのある形態・意匠とする。				●					
□歴史的資源や桜馬場をはじめとする自然環境と調和した落ち着いたきのある形態・意匠とする。							●		

配慮のポイント

○松崎地区等、歴史的な町並みが残っている地区においては、地区全体の雰囲気を阻害しないよう、工作物の外観全体について配慮するとともに、周囲の樹林地等や隣接する敷地内の緑とも馴染むよう落ち着いたデザインとするよう配慮しましょう。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
【工作物】形態・意匠・色彩<周辺との調和>									
<input type="checkbox"/> 周辺に広がる田園景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。		●							
<input type="checkbox"/> 周辺に広がる田園景観に調和する形態・意匠とする。							●		

配慮のポイント

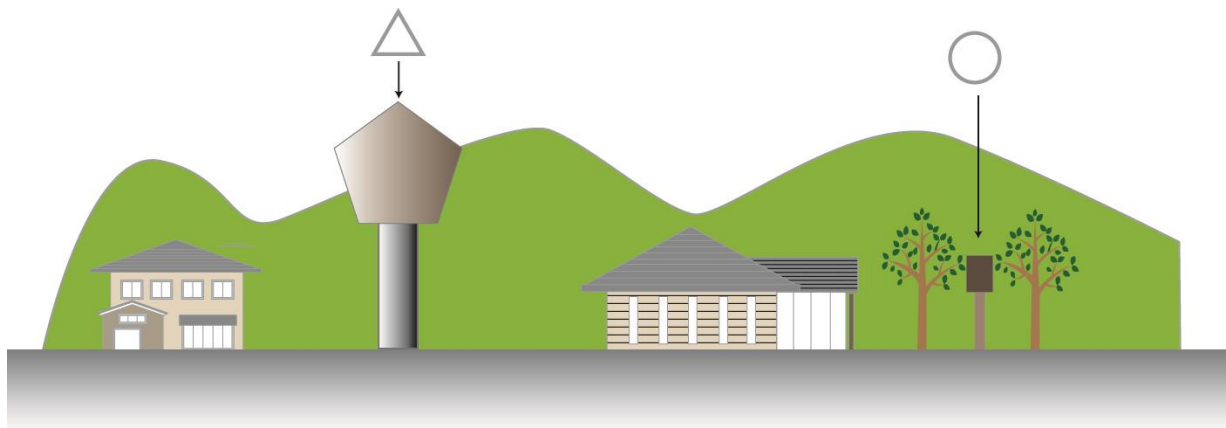
○背景となる山並みや前景となる田園景観との調和を図り、工作物自体が自然景観の中で過度に目立つことがないように、高さや大きさに十分配慮し、落ち着いたデザインのものとする必要があります。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
【工作物】形態・意匠・色彩<周辺との調和>									
<input type="checkbox"/> ランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠とする。		●						●	
<input type="checkbox"/> 脊振山系や丘陵地と馴染む形態・意匠とする。			●			●			●

配慮のポイント

○背景となる山並みと調和させるため、奇抜な形状を避け、自然と調和するスカイラインの形成に配慮した落ち着いたデザインの工作物とするよう工夫する必要があります。



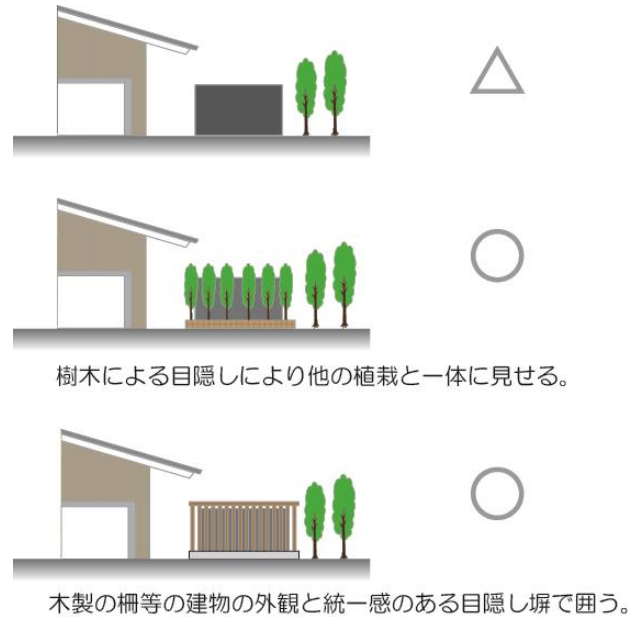
<設備類>

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【工作物】形態・意匠・色彩<設備類>	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●

配慮のポイント

○電気や空調等の機械設備や給水塔、煙突等の生産設備等、建築物に付帯する工作物は、建物自体のデザインと調和しないものが多いため、道路等の公共施設からはできるだけ見えない位置に設置するよう工夫する必要があります。

○道路側等、公共の場から見える位置に設置せざるを得ない場合は、樹木による目隠しをしたり、建物の外観と統一感のある素材のルーバー等で囲ったりする等、工作物自体が直接見えないよう配慮しましょう。



<色彩>

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【工作物】形態・意匠・色彩<色彩>	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□周囲の景観に調和する色彩とし、茶系や無彩色等周囲や背景の緑・自然景観に溶け込むような配色に努める。			●					●	●

配慮のポイント

○工作物の色彩は、背景となる山並みや、周辺の田園風景、付近の街路樹等とも調和する、茶系や無彩色を選択し、緑豊かな自然景観の中で目立たないように配慮する必要があります。

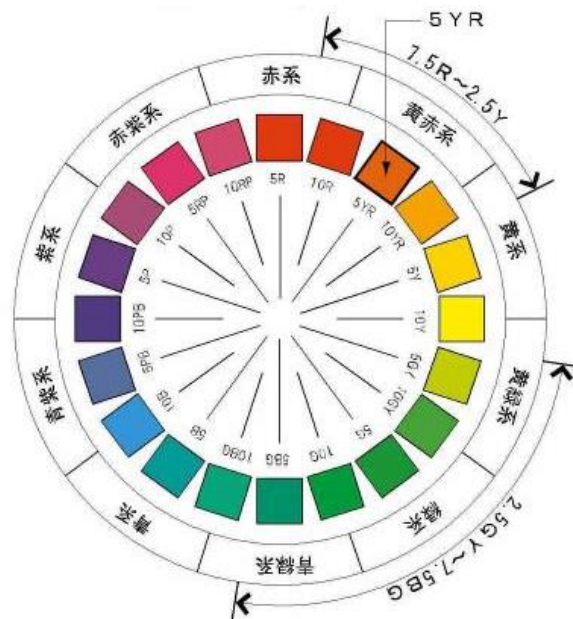
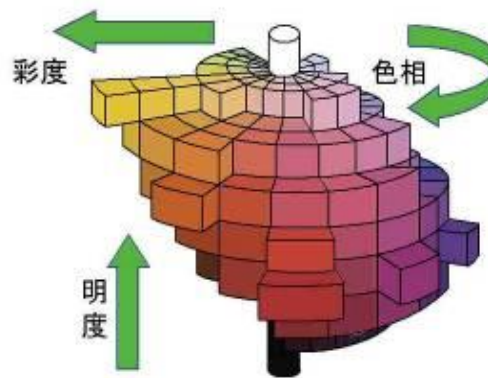




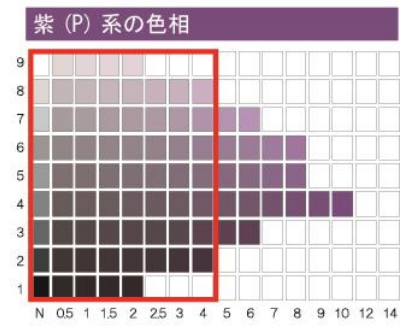
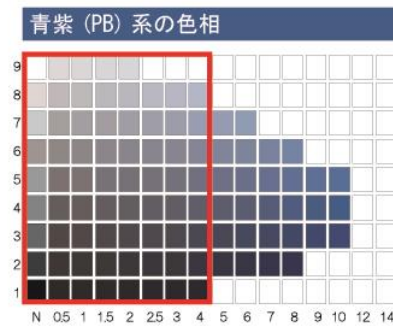
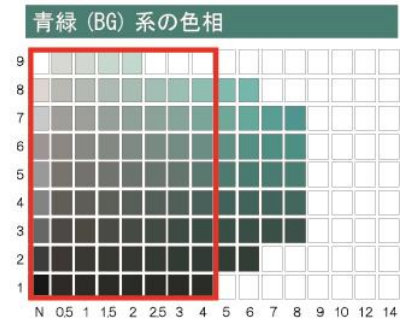
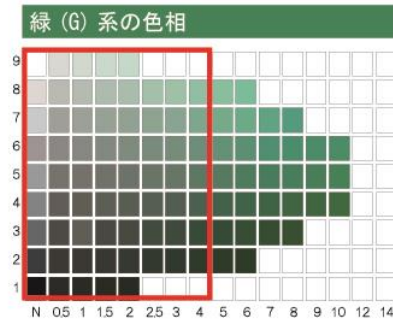
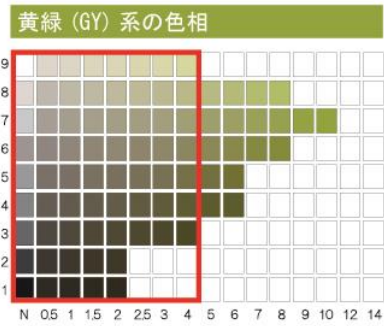
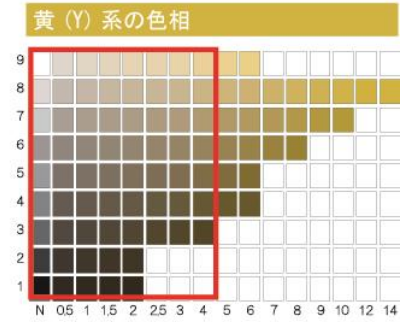
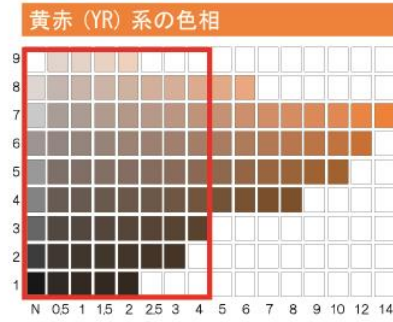
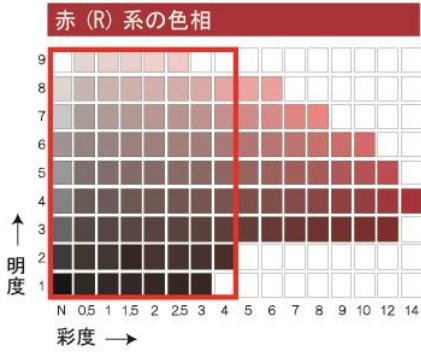
景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【工作物】形態・意匠・色彩<色彩>	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。	●	●	●	●	●	●	●	●	●

配慮のポイント

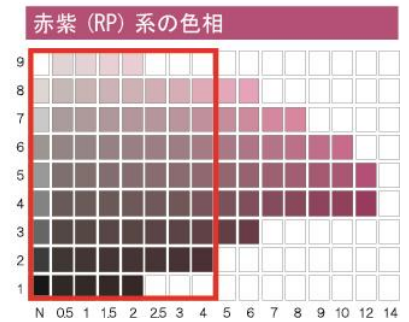
○工作物の色彩は、景観形成に大きな影響を与えるため、高彩度色の使用を制限し、背景となる山並みや田園風景、周囲の建物群や植栽等と調和する色を選択することが必要です。



◇基調色（工作物）の範囲



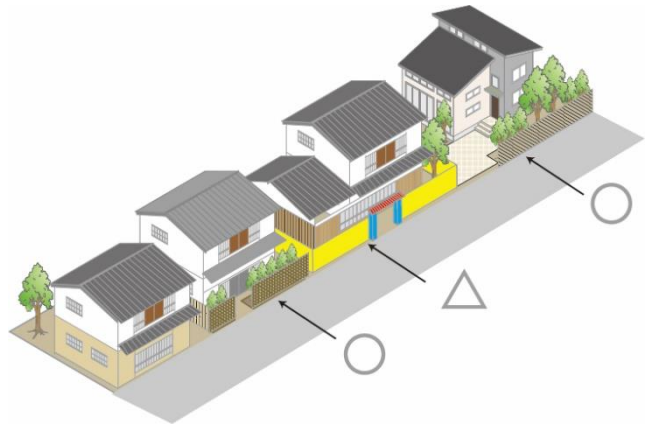
凡 例	工作物	
-----	-----	---



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【工作物】形態・意匠・色彩<色彩>	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□薩摩街道に面する垣・柵は、落ち着いた色合いの低彩度色とし、薩摩街道の町並みと調和するような配色に努める。							●		

配慮のポイント

○歴史的風情を残す町並みが形成されている松崎地区では、塀等を新設する場合は、落ち着いた色合いの低彩度色のものとし、既存の町並みとの調和に配慮する必要があります。

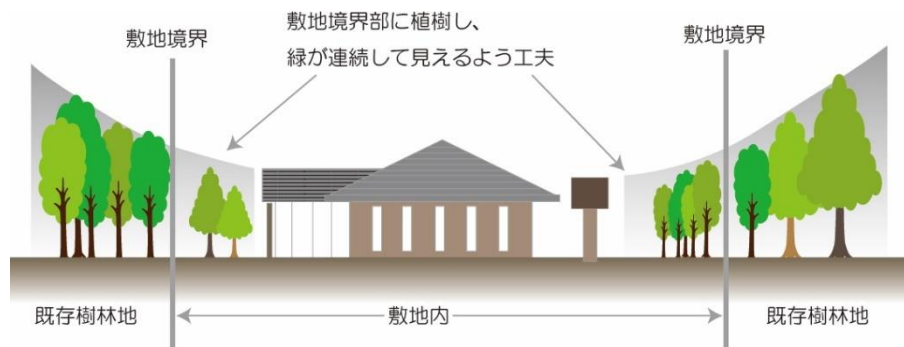


③外構・緑化等

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【工作物】外構・緑化等	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□自然の植生に配慮した緑化に努める。		●	●				●	●	●

配慮のポイント

○水や緑の自然景観に囲まれた敷地内については、本来の自然の植栽に配慮した緑化や、既存樹木等を生かした緑化に努め、周囲に広がる緑の景観に馴染むよう工夫する必要があります。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【工作物】外構・緑化等	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	●	●		●	●	●	●	●	

配慮のポイント

○道路との境界部のデザインは、その地域の街並みの印象に大きな影響を与えるため、境界部はできるだけ緑化し、多くの樹木や季節を感じられる花壇等を施す等工夫し、潤いのある良好な市街地の街並みに配慮する必要があります。



↑道路境界部の緑化の例

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【工作物】外構・緑化等	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□敷地境界部（特に斜面側）では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。			●						●

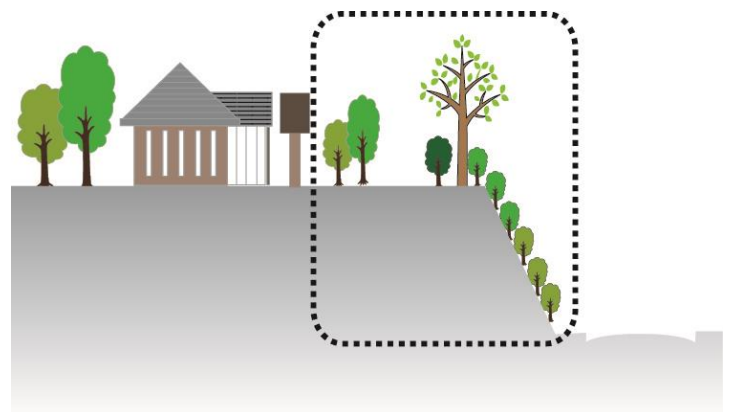
配慮のポイント

○前面道路から建物が丸見えにならないように、生垣や花壇等を配置し、周囲の農地や樹林地の緑と調和した景観づくりに配慮する必要があります。

○丘陵地や山の付近においては、道路境界部だけでなく、斜面側を中心に樹木を植樹し、緑の中に建物等が立地しているように見せる工夫が必要です。



↑周辺景観に配慮した道路境界部の植樹の例



(3) 開発行為・土地の形質の変更等

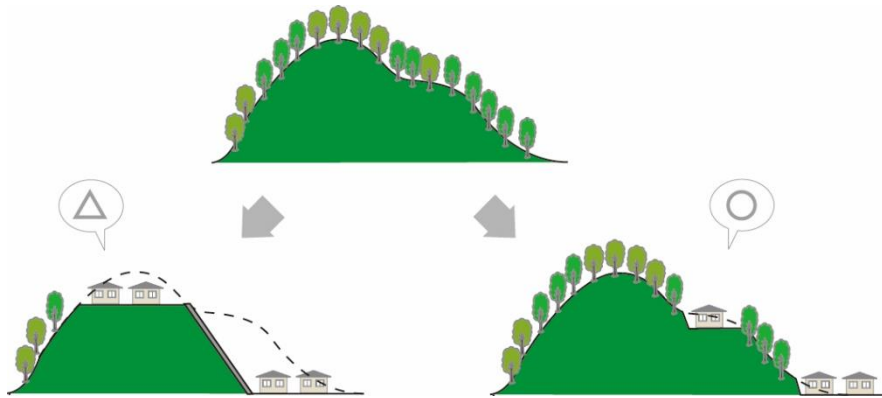
① 造成等

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【開発行為・土地の形質の変更等】造成等	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□ 既存の地形を生かした造成に努める。	●	●	●	●	●	●	●	●	●
□ 切土・盛土は最小限に抑える。	●	●	●	●	●	●	●	●	●

配慮のポイント

○ 開発による大規模な地形の改変は、地域の景観を大きく変えることとなります。斜面地を活用した宅地造成等を行う際は、切土や盛土をできるだけ抑え、既存の地形を生かした造成とすることで、地形の改変を最小限とする必要があります。

○ 宅地造成等の際、既存の樹林地をやむを得ず伐採した場合は、積極的な自然回復のための措置を講じ、生態系に配慮することが必要です。

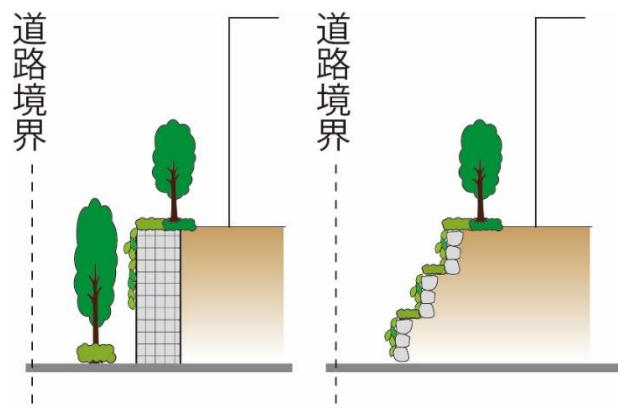


景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【開発行為・土地の形質の変更等】造成等	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
□ 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	●	●	●	●	●	●	●	●	●

配慮のポイント

○ 法面や擁壁がやむを得ず長大なものとなる場合は、簡素なコンクリートブロック等ではなく、自然環境と調和した石積や緑化による修景に努めましょう。

○ 擁壁等は、階段状にして植栽を施したり、表面につる性の植物を這わせたりする等、周辺環境と調和させる工夫をしましょう。



景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【開発行為・土地の形質の変更等】造成等	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
<input type="checkbox"/> 十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配慮する。								●	

**配慮のポイント**

○河川周辺は、多様な生物の生息環境を担っているため、希少な野生生物等も含め、生態系に関する事前調査を十分に行い、既存の自然環境に与える影響を最小限にとどめる配慮が必要となります。



**②土石類の採取**

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【開発行為・土地の形質の変更等】土石類の採取	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
<input type="checkbox"/> 土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌が見えられないものとする。								●	●

**配慮のポイント**

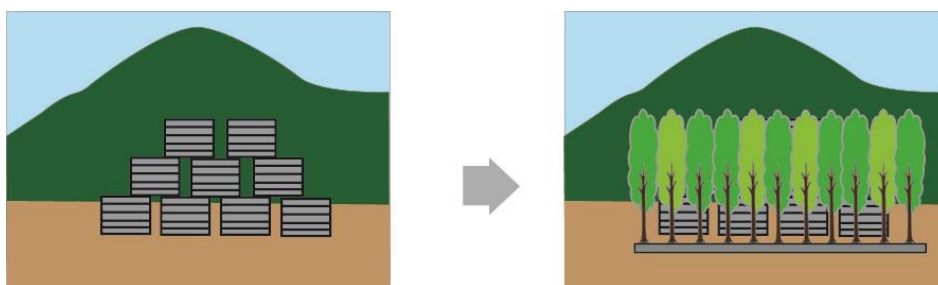
○土石類の採取の際は、周辺の道路等の公共空間から地肌が見えないよう、採取の位置を十分検討した上で行う必要があります。

**③物件の堆積**

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【開発行為・土地の形質の変更等】物件の堆積	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
<input type="checkbox"/> 資材等を堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣等の目隠しによる修景を行う。								●	●

**配慮のポイント**

○資材等をやむを得ず堆積させる場合は、高さをなるべく抑え、整然とさせるとともに、周辺から見えにくいよう生垣等による目隠しをし、周辺の景観に配慮する必要があります。

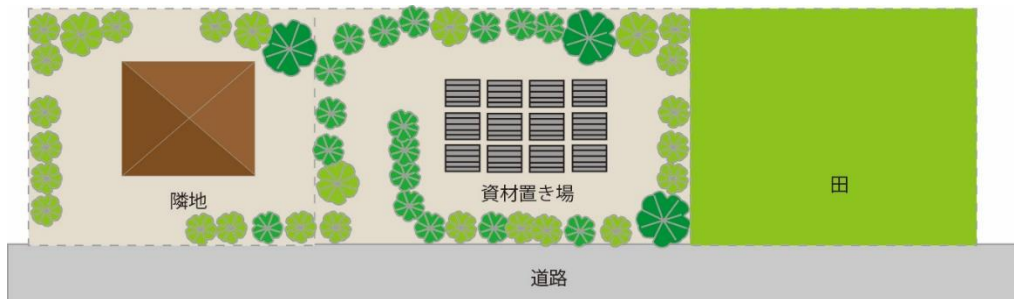


④緑化

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
【開発行為・土地の形質の変更等】緑化									
□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができ る駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木 や花壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮 する。				●	●	●	●	●	●

配慮のポイント

○主要な道路沿いの平面駐車場や資材置き場等は、道路からその全容を見渡した際、無機質かつ猥雑な印象を与えることがあるため、周囲から直接見えないよう、敷地境界部に緑地帯等を設置するとともに、出入り口付近からの見え方にも配慮することが必要です。



⑤既存樹木・樹林等の保全

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
【開発行為・土地の形質の変更等】既存樹木・樹林等の保全									
□まとまった緑や雑木林、社寺林等は、できる限り維持・ 保全する。	●			●					
□まとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。			●			●			●
□田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川 や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・ 保全する。		●					●	●	

配慮のポイント

○既存のまとまった樹林帯については、できる限り保全し、良好な景観形成に生かす必要があります。  
○やむを得ず伐採する場合は、できるだけ最小限に抑え、伐採した土地には積極的な自然回復のための措置を講じる等の配慮が必要です。



(4) 外観照明・屋外照明

①照度の抑制

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【外観照明・屋外照明】照度の抑制	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	●	●	●	●	●	●	●	●	●

配慮のポイント

- 必要以上に明るすぎる外観照明は、周囲の景観へ悪影響を及ぼすだけでなく、周囲で生活する人々に不快感を与えることもあるため、防犯上の安全性を確保しつつ、明るすぎない光源を使用する必要があります。
- 自然景観が広がる地域では、夜間は暗いため、光源の照射角度を下げたり、光源等にカバー等を設置したりすることで、できるだけ低い部分のみを照らすようにし、周辺や上方に不必要に光が漏れないよう配慮しましょう。

②点滅照明

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【外観照明・屋外照明】点滅照明	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。	●	●	●	●	●	●	●	●	●

配慮のポイント

- 点滅照明は、落ち着いた夜間景観を乱す恐れがあるため、設置しないものとします。ただし、法令で定められている点滅照明、防犯等で必要な照明や祭りやイベント等の演出のために一時的に設置される照明についてはこの限りではありません。

③照明器具

景観形成基準	景域			景観形成重点地区					
【外観照明・屋外照明】照明器具	市街地	田園	丘	小郡歴	小郡に	丘の上	松崎	宝満川	花立山
<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	●	●	●	●	●	●	●	●	●

配慮のポイント

- 建物の外観等に設置される照明器具は、昼間の見え方にも配慮し、落ち着いたデザインとするよう努めましょう。
- ネオンサインや映像を映し出す電光表示装置等は設置しないものとします。
- 建築物そのものの外観が光る等のデザインについては、外観照明に加え、建築物の形態、意匠に関する基準に従ったものとなるよう配慮が必要です。



(5) 沿道景観保全ゾーン

①建築物・工作物

<配置>

景観形成基準	国 500 号	久留米線	原田線	薩摩街道
□通りに面して商店や住宅等が建ち並び賑わいを創出している現況を踏まえ、道路や歩道からの見え方や周辺の建築物・工作物の位置関係に配慮した配置とする。	●			

配慮のポイント

○商店や住宅等が立ち並ぶ国道500号沿道においては、周囲から突出した印象を与えないよう、奇抜なデザインは避けつつ、既存の街並みと調和させたものとする必要があります。



景観形成基準	国 500 号	久留米線	原田線	薩摩街道
□広大な田園が周囲に広がる状況を踏まえ、道路からの見え方や周辺の建築物・工作物の位置関係に配慮した配置とする。		●		

配慮のポイント

○周辺に田園風景が広がる主要地方道久留米筑紫野線においては、道路からゆとりをもって後退させ、敷地周囲に植栽を施す等、自然景観との調和に配慮する必要があります。



景観形成基準	国 500 号	久留米線	原田線	薩摩街道
□歩道・街路樹が連続した通りに面して商店や住宅等が建ち並び現況を踏まえ、道路や歩道からの見え方や周辺の建築物・工作物の位置関係に配慮した配置とする。			●	

配慮のポイント

○都市計画道路原田駅東福童線沿道は、歩道や街路樹が整備され、主に商店や住宅が立地している特性を踏まえ、隣接する建物に壁面の位置を合わせたり、道路側に花壇等を配置したりする等、街路樹と、建物及び工作物が調和した良好な景観の創出に努めます。



景観形成基準	国 500 号	久留米線	原田線	薩摩街道
□街道沿いの町並みや歴史的建造物への眺望を阻害することのない配置とする。				●

配慮のポイント

○旧薩摩街道沿道には、歴史を感じさせる景観が残っています。連続性のある町並みを意識し、隣接する敷地の状況に合わせて、建物の壁面の位置や、生垣や塀の位置をふさわしく定める等の配慮が必要です。  
○歴史的建造物の付近に建築物や工作物を新設する際は、通りからの眺望を阻害しないよう、配置を工夫しましょう。



<形態意匠－眺望景観への配慮>

景観形成基準	国 500 号	久留米線	原田線	薩摩街道
□道路から眺望される田園景観や背後の花立山等に配慮し、沿道からの眺めを阻害することのない形態・意匠とする。		●		

配慮のポイント

○道路周辺の田園風景や背景となる花立山の山並みの景観を阻害しないよう、奇抜なデザインは避け、低層で落ち着いたデザインの建築物や工作物とする必要があります。



<形態意匠－周辺との調和>

景観形成基準	国 500 号	久留米線	原田線	薩摩街道
□街道沿いの町並みや歴史的建造物及び周辺の自然環境に配慮した落ち着いた形態・意匠とする。				●

配慮のポイント

○旧薩摩街道沿道は、歴史的建造物や通り沿いの緑の景観との調和に配慮し、奇抜なデザインは避け、低層で落ち着いたデザインの建築物や工作物とする必要があります。



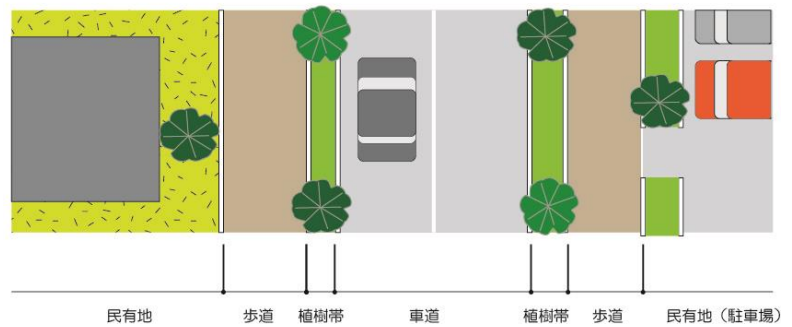
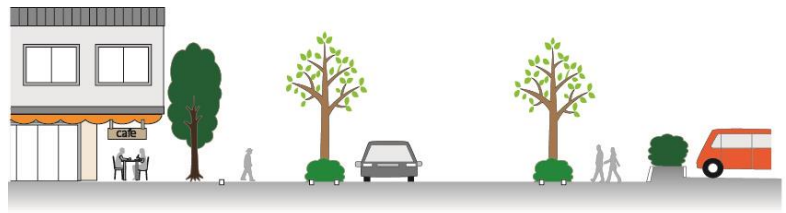
②開発行為・土地の形質の変更等

<外構・緑化等>

景観形成基準	国 500 号	久留米線	原田線	薩摩街道
□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができ る駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や 花壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮す る。	●	●	●	

配慮のポイント

○道路から敷地全体を見通すことのできる平面駐車場や資材置き場等では、無機質かつ猥雑な印象を与えることのないよう、敷地境界部に花壇や生垣等を設置する等、緑を活用した良好な沿道景観の創出に配慮する必要があります。



## **参考 提出書類(様式)**

---

## 提出書類 確認シート

以下に示す書類一式がそろっているか、ご確認ください。提出書類に不備がある場合（委任状も含む）、届出を受理できませんので、ご注意ください。

### <必要書類>

行為の届出書（様式第1号）又は行為の通知書（様式第2号）

景域・景観形成重点地区の基準一覧チェックシート

※該当する景域若しくは景観形成重点地区の表中及び沿道景観保全ゾーン（該当する場合）の表中の□にチェックマーク✓を記入し、添付してください。

配慮事項記載シート

添付図書（P24、25の一覧を参照）

委任状（代理の者が届出者として届出を行う場合）

行為の完了届出（通知）書（様式第3号）

※必要部数 正副2部

行為の届出書			
		年 月 日	
小 郡 市 長 殿			
届出者 住所 氏名			
印			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     法人その他の団体にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名                 </div>			
電話番号			
景観法第16条第1項(第2項)の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。			
行為の場所	地名・地番	小郡市	
	地域の別	<input type="checkbox"/> 景域	の景域
		<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区	地区
		<input type="checkbox"/> 沿道景観保全ゾーン	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的	
行為の期間	着手予定	年 月 日	
	完了予定	年 月 日	
他法令の許可等			
変更の場合	変更箇所		
	変更内容		
※受付年月日	※処理欄	※勧告又は変更命令の年月日	

(注1) 該当の□内にチェックしてください。

(注2) ※欄には記入しないでください。

(裏)

届出対象行為の種類及び設計又は施行方法					
□建築物	用途( )				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	規 模		届出部分	既存部分	計
		延床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
全体見付面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	高さ	m	m	m	
□工作物	種類又は用途( )				
	□新設 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	高さ	届出部分	既存部分	計	
	m	m	m	m	
□開発行為	開発面積 m <sup>2</sup>				
□土地の形質の変更	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の掘採 □その他( )				
	開発面積 m <sup>2</sup>				
□木竹の植栽又は伐採	□植栽 □伐採				
	面積 m <sup>2</sup>				
□物件の堆積 <sup>たい</sup>	物件の種類( )				
	高さ m				
□水面の埋立て又は干拓	□埋立て □干拓				
	面積 m <sup>2</sup>				
□外観について行う照明	□建築物について行う照明	建築物の高さ	m		
		建築物の延床面積	m <sup>2</sup>		
	□工作物について行う照明	工作物の種類( )			
		工作物の高さ	m		
	照明方法( )				
景観形成のため特に配慮した事項					



<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">行為の通知書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">小 郡 市 長 殿</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">通知者 住 所 団体名</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">印</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">電話番号</p> <p style="margin: 0;">景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。</p>			
行為の場所	地名・地番	小郡市	
	地域の別	<input type="checkbox"/> 景域	の景域
		<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区	地区
		<input type="checkbox"/> 沿道景観保全ゾーン	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的	
行為の期間	着手予定	年 月 日	
	完了予定	年 月 日	
他法令の許可等			
変更の場合	変更箇所		
	変更内容		
※受付年月日	※処理欄	※協議の年月日	

(注1) 該当の□内にチェックしてください。

(注2) ※欄には記入しないでください。

(裏)

通知対象行為の種類及び設計又は施行方法					
□建築物	用途( )				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	規 模		通知部分	既存部分	計
		延床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
全体見付面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	高さ	m	m	m	
□工作物	種類又は用途( )				
	□新設 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	高さ	通知部分	既存部分	計	
	m	m	m	m	
□開発行為	開発面積 m <sup>2</sup>				
□土地の形質の変更	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の掘採 □その他( )				
	開発面積 m <sup>2</sup>				
□木竹の植栽又は伐採	□植栽 □伐採				
	面積 m <sup>2</sup>				
□物件の <sup>たい</sup> 堆積	物件の種類( )				
	高さ m				
□水面の埋立て又は干拓	□埋立て □干拓				
	面積 m <sup>2</sup>				
□外観について行う照明	□建築物について行う照明	建築物の高さ	m		
		建築物の延床面積	m <sup>2</sup>		
	□工作物について行う照明	工作物の種類( )			
		工作物の高さ	m		
	照明方法( )				
景観形成のため特に配慮した事項					

## 配 慮 事 項 記 載 シ ー ト

配 慮 事 項 記 載 シ ー ト		
景域名	景観形成重点地区	沿道景観保全ゾーン
の景域	地区	

### ①建築物又は工作物

項目	配慮・措置の内容	※審査欄
配置		
形態・ 意匠・ 色彩	周辺との調和	
	圧迫感の軽減	
	設備類	
	色彩	
	眺望景観への配慮  ※沿道景観保全ゾーンのみ	
外構・緑化等		

②開発行為・土地の形質の変更等

項目	配慮・措置の内容	※審査欄
造成等		
土石類の採取		
物件の堆積		
緑化		
既存樹木・樹林等の保全		

③外観照明・屋外照明

項目	配慮・措置の内容	※審査欄
照度の抑制		
点滅照明		
照明器具		

(備考)

1. 配置・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄には記入しないでください。
3. 沿道景観保全ゾーンに該当する場合は、沿道景観への配慮事項も合わせて①及び②の表に記入してください。

様式第3号

行為の完了届出（通知）書

年 月 日

小 郡 市 長 殿

届出（通知）者

住所

氏名

印

〔 法人その他の団体にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名 〕

電話番号

景観法第16条第1項（第5項）の届出（通知）をした下記の行為が完了したので、次のとおり届出（通知）します。

行為の場所	地名・地番	小郡市	
	地域の別	<input type="checkbox"/> 景域	の景域
		<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区	地区
		<input type="checkbox"/> 沿道景観保全ゾーン	
小郡市景観計画 適合通知書 年月日・番号	年 月 日 第 号		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的	
完了年月日	年 月 日		
※受付年月日	※備考		

(注1) 竣工の状況が確認できる写真を添付してください。

(注2) ※欄には記入しないでください。

◆お問い合わせ◆

小郡市 都市建設部 都市計画課

〒838-0198 福岡県小郡市小郡255-1

TEL : 0942-72-2111

FAX : 0942-73-0571

Eメール : [toshi@city.ogori.lg.jp](mailto:toshi@city.ogori.lg.jp)